「茅ヶ崎市自治基本条例（素案）」についての
パブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

１　**募集期間**　　平成２１年８月１１日（火）～　平成２１年９月１０日（木）

２　**意見の件数**　　４２７件

３　**意見提出者数**　　９１人

４　内容別の意見件数

※	項　　目	件　数	※	項　　目	件　数
	前文	26	18	総合計画等	2
1	目的	13	19	財政運営等	1
2	条例の位置付け	36	20	行政評価	4
3	用語の意味	18	21	行政手続	1
4	自治の基本理念	14	22	苦情等への対応	9
5	市民の権利	26	23	監査	25
6	市民の責務	14	24	職員通報	4
7	事業者の責務	9	25	コミュニティ	9
8	議会の責務	4	26	協働	6
9	議員の責務	9	27	市民活動の推進	2
10	市長の責務	4	28	住民投票	28
11	職員の責務	4	29	国等との連携等	4
12	市政運営の基本原則	4	30	条例の検証等	33
13	説明責任	2	31	施行期日等	1
14	情報共有	5			
15	情報の管理等	3		その他の意見	80
16	市民参加	20	合　計		427
17	政策法務等	7			

※「茅ヶ崎市自治基本条例（素案）」の項目番号

　　＝ 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市　企画部企画調整課自治行政担当
☎ 0467-82-1111（代表）
e-mail:kikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
1	前文	前文については、少々長すぎる。市民の前文を取り入れようとしている努力は分かるが、もっとすっきりさせた方がいい。子どもだけを特出し、課題に直面したときの流れの部分はいらないと思う。何故この条例を制定するのか、その目的、目指すものを示せばよいと思う。	1	前文につきましては、地方分権の進展や少子高齢社会の進行など、自治基本条例を制定する理由や背景とともに、今後、茅ヶ崎市の自治を推進する上で重要となる取組について簡潔に規定することとします。
2	前文	前文はもっと簡潔にすべきです。私は少子高齢化社会に備えて新たな自治制度を作り上げることが自治基本条例の役割だと思いますので、そのことをしっかり書くべきだと思います。	1	
3	前文	自分が活きている茅ヶ崎はどんなところだろうかと思いを巡らすと、土の香り、風の香り、木や葉の音、キラキラと光る海の情景などがうかびます。ギスギス、カリカリして人の非難ばかりをするような世の中で、茅ヶ崎市民の心を豊かに育ててきた自然環境を前文の中に盛り込んで欲しいです。全体としては、条例を必要とする背景、そして目指すものを簡潔に示してください。市の素案も、市民の前文も長すぎると思います。	1	
4	前文	前文はどうしても必要なものではない。大切な意味をもっている条例の目的は、条例の目的として書かれるのだから、前文で書くとすれば、現状認識とその現状認識に基づく条例制定の理由である。市の素案では、少子高齢社会が記載されているが、地方分権や人口減少なども重要であるから、こうしたことも書くか、解説に載せる必要があると思う。骨子の前文は、現状認識がないから、なぜ、今、自治基本条例なのかが全くわからない。	1	
5	前文	前文には、「まちづくりの主体としてどのような権利があり、どのようなかたちでまちづくりに参加することができるのでしょうか。（市民検討委員会骨子の前文より）」などのような条例制定の意味が描かれていない。明記すべき。	1	
6	前文	前文は、市民憲章や総合計画等を寄せ集めて策定した形、行政側としてもこのままで終わらせないとは考えるが、もう少し「市民」がどのようにして茅ヶ崎市の市政に関わるかの基本原則を前文の中で訴えかけることが重要。	1	
7	前文	「家族と支えあって」下線の文言は不要。理由：家族がいない人への配慮が必要。	1	

8	前文	①関心事は次の３項目でした。 ・自然豊かな茅ヶ崎をうたうのであれば、自信をもって市民憲章にも触れ、前文に載せて欲しい。 ・安心と安全のまちづくりの原点は、平和を愛し、お互いに尊び合う心を育むことにあると考えます。この点本市では、早くから「平和都市宣言」を打ち出しており、前文に織り込んで欲しかった。 ・みんなで一緒になって、または手を携えて、力を合わせ寄せ合って目指す地域社会を創っていこうと強調されてよいのでは。 ＊　地域の絆を大切にし、地域の住民が、より協力し、力を寄せ合うことが地域力と思います。 ②検討委員会案より、分かり易くよいですが、表現が全体的に硬いと感じました。 ＊　同時に①にも関連して目指す方向が胸に響いてきません。 ③前文に「最大限に尊重」…の記載は賛成です。	1	なお、市民の皆さまからいただいたご意見を踏まえ、前文は、「別表（前文）」のとおり、修正します。 また、自治基本条例は、本市の自治の在り方や基本的な仕組みを規定するものですから、性別や年齢などといった特定の属性を取り上げて規定することは適切ではないと考えますので、子どもや男女という視点からの規定は設けていません。
9	前文	基本的に、市民検討委員会の案がこころに響いてくるものがあり、とても優れていると思います。	1	
10	前文	素案よりも、骨子の方が、格調高くて分りやすいので、再検討してほしい。	1	
11	前文	「前文」は市民検討委員会の骨子を採用してもらいたい。	1	
12	前文	「そして、それでも難しい課題は、私たちが選び、このまちを託した議会や市長などと協力して解決していきます。」とありますが、この先にもっとも必要な（仕組みを定めること）を加筆すべきである。（加筆）…と協力して解決し（自治を実現するための仕組みを自ら定めることが必要です。）	1	
13	前文	素案では茅ヶ崎の特徴が入っていて良かったです。しかし憲章の一部が盛り込まれていて全体的に少し長すぎるように思われます。 憲章は憲章として定めてきた経緯があると思うので、前文にむりに盛り込む必要はないと考えます。憲章としての意味合い、定めるまでの経緯、憲章に基づき行われてきた事があり、それはそれとして市民としての（特にかかわった人）想いがあると思うので別に考えればよいのではないでしょうか。	1	
14	前文	前文の冒頭部分は茅ヶ崎らしい風景なのでこのまま活かしてほしい。その他については市民憲章にあることはあまり触れず、下の段落にある部分が茅ヶ崎の進む方向性をだしている部分だからしっかりと書くとよいと思う。 市民検討委員会が作った作文のような前文は条例としてふさわしくないと思う。	1	

15	前文	前文に住民自治(市民権利)明記そして「情報公開（知る権利）」「市民参加（住民自治）もう少し具体的に記入を。	1	前文は、法令の由来や目的などを宣言するものですから、市民の権利や市民参加といった具体的な規定については、本則の中で規定してまいります。
16	前文	下記全文は全て記載してください。削除があったら、本人の許可を得てください。市民の声をコントロールしないで下さい。（スペースが無い理由で主旨を消された経験があります。） 茅ヶ崎市自治基本条例の条例化は早々で10年間は凍結すべきです。茅ヶ崎市自治基本条例の条例化を急ぐ理由が見つからないのです。また、他市との比較で急ぐのならば市民検討委員会が前文で提唱する「人々が差別されずに」という文章を記述して下さい。 理由　→　９月２日の神奈川新聞の朝刊　社会面（20項）に茅ヶ崎の特養ホームで入所者投票用紙、県選管に誤送付と報道していた。その報道記事を読んで、私は、神奈川県民が、茅ヶ崎近郊の各市、町が茅ヶ崎市に対し、人権、そして市民主権をどう考えるのか、との問いかけに読めた。 ９月１０日現在、人権、主権、福祉に過敏であるべき茅ヶ崎市の管理者は、選挙管理委員会は、福祉担当課は、市民の付託に答えるべき市議会議員は、その対応としてのコメントを発表していない。9月２日の神奈川新聞の朝刊の報道は偶然ではなく、必然的に起きて、机上での茅ヶ崎市自治基本法の行く末を露呈したように見える。また、そこに茅ヶ崎市民に差別が有ることの事実を鮮明にした感がする。健常者は差別に目をそらすことなく、そして、茅ヶ崎自治基本法は迎えるべき新しい文化に向けて法的、数値的構築をする必要があると考える。	1	ご意見として承ります。 なお、前文につきましては、市民の皆さまからいただいたご意見を踏まえ、「別表（前文）」のとおり、修正します。
17	前文	下記全文を記述してください。削除する行がありましたら本人の許可を取って下さい。市民の声をコントロールしないで下さい。（スペースがないとの理由で主旨を削除された経験があります。） 過日、海岸地区で10年に１度の自衛隊を交えての総合防災訓練が行われた。一昨年までの視点と異なり、茅ヶ崎市自治基本条例素案と、市民検討委員会の骨子とを比較しての視点で総合防災訓練に参加した。始まるにつれて、光景が希有に見えた。見える人、話せる人、歩ける人、が全てである。機会均等の場所を失った人々は、活路をどこに見いだすのだろうか。人権とは何か、市民主権とは何か、胸が熱くなった。来賓客の後に福祉担当課の人は参加しているのだろうか、自治基本法の条例化を急ぐ素案作成者は参加しているのうだろうか。行政の進行を複眼視する人はいるのだろうかと疑問に思った。機会均等の場所を失った人がいると言うことは市民間に差別があるということである。起きている事実に逃げることなく直視すべきである。茅ヶ崎市の素案に市民検討委員会が言う「すべてのひとが差別されずに」という文章を組み入れて下さい。	1	

18	前文	自治基本条例で「最高規範という文言」はよく使われる用語であり、自治の基本を定めるものであることから、もっとも重要とされるべき条例であることを言い表しているのであって、担当部署が懸念するような誤解を招くことはないと思います。	1	「最高規範」という用語の意味を、自治基本条例は他の条例よりも法的効力において上位にあり、自治基本条例に反する他の条例は無効であるという意味に解釈するのは誤りですが、この条例を読んだ方が、そうした意味ではないということを正確に理解してもらえるかというと必ずしもそうではないと考えます。このことは、条例のあらましである（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要に対する市民の皆さまのご意見を見ても明らかであると考えます。 こうしたことから、「最高規範」という用語を使用することは適切ではないと考えます。 なお、この条例（案）の概要に関する市民の皆さまのご意見は市のホームページ(企画調整課ページ)に掲載されていますので、ご参照ください。
19	前文	前文については、次のように修正する。 「…この茅ヶ崎市が私たちの意思と責任に基づいて、未来に向かって歩み続けるため、茅ヶ崎市の自治において最大限に尊重すべき最高規範の基本条例として、この条例を制定します。」 趣旨説明については、次のように修正する。 「…茅ヶ崎市の自治において最大限尊重すべき最高規範の基本条例として、この条例を制定することを宣言しています。」	1	
20	前文	茅ヶ崎市自治基本条例では「前文」にて「最大限尊重すべき基本条例」と明記されているが、他の条例を総括したものとして「最高規範性」と置き換えた方が良い。	1	
21	前文	市の案のなかでも「少子高齢社会の到来など社会構造の転換期を迎え、」は近視眼的であり、広い視野にたつべき前文の文脈にそぐわないので、削除すべきだと考えます。	1	少子高齢社会の進行は21世紀全般にわたる問題であり、市民生活に深刻かつ多大な影響をもたらすものと考えます。 地方分権の進展や少子高齢社会の進行など社会構造の変化に伴い、市民、議会、行政が一体となって、今後の本市の自治の在り方を検討し、その仕組みを創り上げていくことが求められているところであり、自治基本条例もその一つであると考えます。
22	前文	「美しい海や緑豊かな丘陵に囲まれ、温暖な気候に恵まれた私たちのまち茅ヶ崎市は…」の冒頭文は不要。 理由：2001年に策定されたさわやかプラン前文「わたしたちのまち茅ヶ崎市は、美しい海と緑豊かな丘陵に囲まれた温暖な気候」に酷似している。しかしこの10年で海岸侵食は深刻さを増し緑豊かな丘陵地南端に高層マンションが建った現状を考えると枕言葉のように高らかに謳いあげるものでもなく下線の表現は自治基本条例の前文にそぐわない。	1	ご意見にあるように、自然環境が減少してきていることは事実ですが、５年前の平成16年に策定された市民活動推進条例の前文では、「恵まれた自然の下…着実な発展を遂げてきた」との認識が示されていますし、今年の７月に策定された「みどりの基本計画」でも、「自然豊かな北部丘陵・農地・海岸のみどりを一体的に保全・再生します」との基本方針が定められています。 このように、本市では今でも豊かな自然環境が残されていますので、前文の冒頭部分の表現が本市にとってふさわしくないとは考えておりません。
23	前文	行政側の「前文」に「美しい海や緑豊かな丘陵に囲まれ…」とあるが、海はゴミが多いし砂浜は消えかかっています。昔豊かな緑があった地域も、今は緑が減り続けています。昔温暖だった気候も今は、市内がアスファルト道路やコンクリートの高層住宅などが増え続け、ヒートアイランド現象を感じます。先人が大切にしてきた歴史ある鶴嶺神社の参道の松は枯れるものもあり、大変なことになっています。行政の作った「前文」は大きなずれを感じます。	1	

24	前文	「前文」で用いられた『地域力』という熟語は国語辞書にもなく、語彙の概念は明確と思えません。解釈に幅のある造語は避けるべきです。	1	「地域力」とは、市民が地域で抱える生活問題に対して共同で解決していく力をいいます。 また、「地域力」という用語については、総務省に地域力創造審議官や地域力創造本部が設置されるなど、使用される例も多くなっています。 なお、「地域力」については、自治基本条例制定後に作成する逐条解説等の中で説明してまいります。
25	前文	前半の「美しい海…解決します。」の部分ですが、同じような表現がその他の刊行物やパンフレットに見られます。この条例が平成１２年の地方分権一括法により自分たちのまちのことは自分たちで責任を持って決めていくことが求められたこと（茅ヶ崎市広報６月１５日）によって茅ヶ崎市でも作ることになったのなら、前半のどこにでもよくある表現よりも、市民と市又は市民相互といった多様な主体による連携、協力により、持続可能な地域社会を創り上げる必要性があること（素案前文説明部分）を、わかりやすく書いた方がいい。後半部分、少子高齢社会の到来がこの条例策定の主たる要因と考えるのはおかしい。むしろ女性政策の遅れに目を向けなければ「少子化対策」は進まない。また、高齢社会を支えるためにも女性政策は欠かせない。そのために国も男女共同参画社会基本法を制定している。よって茅ヶ崎市も、めざすまちづくりの基本的な取り組みとして「男女共同参画社会」を文中に記載すべきである。	1	少子高齢社会の進行は21世紀全般にわたる問題であり、市民生活に深刻かつ多大な影響をもたらすものと考えます。地方分権の進展や少子高齢社会の進行など社会構造の変化に伴い、市民、議会、行政が一体となって、今後の本市の自治の在り方を検討し、その仕組みを創り上げていくことが求められているところであり、自治基本条例もその一つであると考えます。 また、自治基本条例は、茅ヶ崎市の自治の基本的な事項を定めるものですから、子どもや男女などといった特定の属性を取り上げて規定するのは適切ではないと考えます。 なお、市民の皆さまからいただいたご意見を踏まえ、前文は、「別表（前文）」のとおり、修正します。
26	前文	現存する４つの憲章を発展的に自治基本条例の前文に織り込む。従って、現在の４憲章は廃止する。現在茅ヶ崎市には次の４つの憲章がある。それらは、①「平和都市宣言」（茅ヶ崎市議会）、②「核兵器廃絶平和都市宣言」、③「交通安全都市宣言」、④「子供の安全を守る都市宣言」（以上茅ヶ崎市）である。しかし、市民がそれらの存在を知り、内容を自分のものとし、日々の生活や行動と結び付けているかどうか、極めて疑問である。そこで、自治基本条例の前文に、それら憲章の精神を織り込むことによって茅ヶ崎市の基本理念として一元化すれば、市民が市の基本理念に触れる機会が増える。但し、①と②の内容は統合した内容にする。	1	前文につきましては、地方分権の進展や少子高齢社会の進行など、自治基本条例を制定する理由や背景とともに、今後、茅ヶ崎市の自治を推進する上で重要となる取組について簡潔に規定することとします。 なお、市民の皆さまからいただいたご意見を踏まえ、前文は、「別表（前文）」のとおり、修正します。 また、４つの憲章は、茅ヶ崎市又は市議会の総意として制定されたものですから、廃止することは考えておりません。

別表（前文）

修　正　後	修　正　前
烏帽子（えぼし）岩が浮かぶ湘南のきらめく海や里山の趣が残る緑豊かな丘陵に囲まれた私たちのまち茅ヶ崎市は、市民と議会や市長が協力し合って、先人から引き継いだ自然や文化、歴史をはぐくみながら、心豊かに暮らすことのできるまちを目指してきました。 　こうした中、地方分権の進展や少子高齢社会の進行など社会構造の変化に伴い、市民と議会や市長は、市民の市政への参加や相互の連携、協力を一層進めるとともに、各地域の特性に応じた地域力の向上を図ることにより、市民が等しく尊重され、安心して暮らすことのできる地域社会を創り上げていかなければなりません。 　このような認識の下、市民主体による自治のさらなる推進を図るため、ここに、自治の基本理念、市民の権利と責務、議会や市長の責務など、茅ヶ崎市における自治の基本を明らかにした茅ヶ崎市自治基本条例を制定します。	美しい海や緑豊かな丘陵に囲まれ、温暖な気候に恵まれた私たちのまち茅ヶ崎市は、多くの先人のたゆまぬ努力によって、心豊かなまちとして発展してきました。 　私たちは、先人から引き継いだ豊かな自然や文化、歴史を育みながら、すべての市民が社会のあらゆる活動に等しく加わることができ、共に責任を分け合うまち、お互いに支え合い、安全で安心して生活できるまち、かけがえのない子どもたちを明るく健やかに育んでいけるまちを目指します。 　私たちは、日々の暮らしの中で課題に直面したとき、一人でできることは一人で解決しますが、それでは解決が難しいときには、家族で支え合って、また、地域の人たちや同じような課題や考えを持った人たちなどと協力して解決します。 　そして、それでも難しい課題は、私たちが選び、このまちを託した議会や市長などと協力して解決していきます。 　少子高齢社会の到来など社会構造の転換期を迎え、私たちの目指すまちを実現するため、私たちは、市政への参加や多様な主体による連携、協力をより一層進めるとともに、各地域の特性に応じた地域力の向上を図り、持続可能な地域社会を創り上げていかなければなりません。 　私たちは、このような認識の下、この茅ヶ崎市が私たちの意思と責任に基づいて、未来に向かって歩み続けるため、茅ヶ崎市の自治において最大限に尊重すべき基本条例として、この条例を制定します。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
27	１目的	「目的」は素案のとおり、最終的には地方自治の本旨を進めていくことだと思う。市民検討委員会がいう自立した自治体にふさわしい自治とは何かといわれれば、地方自治の本旨による自治となるのだから。	1	ご意見を踏まえ、規定してまいりたいと考えます。 なお、「自立した自治体にふさわしい自治」とは、何をもって「ふさわしい」とするのか明確ではありませんので、条例の解釈・運用の指針となる目的規定として適切なものとは考えません。
28	１目的	市の素案と市民検討委員会の骨子を比べてしまうと、市の素案の方が整合がとれています。素案を採用すべきです。市民の骨子の市民主権の市民と市民参加の市民と同じ市民を指しているのでしょうか。 また、自立した自治体にふさわしい…というのがよく分かりません。	1	「市民主権」とは、茅ヶ崎市の政治と行政の在り方を最終的に決定する力が「市民」にあるということですが、具体的には市民が議員や市長を選挙することを通じてこの力は行使されるものですから、「市民主権」といった場合の「市民」とは、「住民」を意味することになります。 しかし、素案では、住民のほか在勤者や在学者も「市民」としていますので、「市民主権」とした場合、在勤者や在学者も主権者であるということになってしまうため、「市民主権」という用語は使うことができません。 また、「自立した自治体にふさわしい自治」とは、何が「ふさわしい」のか明確ではありませんので、条例の解釈・運用の指針となる目的規定として適切ではないと考えます。
29	１目的	市の素案では、どの様な考えで、どの様な方法で行うのかを別項目としてしっかりと示し、最終的にどの様な自治を推進するのかを規定し、とても整理され分かりやすいです。	1	ご意見を踏まえ、規定してまいりたいと考えます。
30	１目的	この条例の目的は、地方自治の本旨の実現にあると思う。骨子にあるような自立した自治体にふさわしい自治では、何がふさわしいのかわからない。最終的には、憲法の地方自治の本旨に戻ってくると思う。	1	条例の目的規定は、条例全体の解釈・運用の指針となるものですから、不明確な表現は避ける必要があると考えます。そこで、素案では、この条例の目的を「地方自治の本旨にのっとった自治を推進すること」としています。
31	１目的	総則の「目的」と「条例の位置付け」に関連して、地方自治を進める上で諸々の法制度とどのような位置関係にあるのかが明らかでありません。”地方自治の諸法制度を補完し、市民及び市の自治の主体性を補強する”といったような表現が加えられることを望みます。	1	いただいたご意見につきましては、自治基本条例が制定された後、逐条解説等で説明してまいります。
32	１目的	やはり地方自治の本旨です。まず思い浮かべたのが、憲法ではなく、地方自治法第１条でした。第１条には、「地方自治の本旨」の他に、「国と地方公共団体との基本的関係の確立」、「地方公共団体の健全な発達」が記載され、これまでの国との上下直列の関係を思い浮かべたからです。この上下関係が、地方分権化への移行の主因規定と思っています。せめて、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨とされては。	1	ご意見にもあるように、地方自治法第１条に「地方自治の本旨」という用語が使われていますが、「日本国憲法に掲げる」との修飾語は付されていません。あえて、ここで、そうした文言を用いる必要性はないと考えます。

33	１目的	「この条例の目的は、地方自治の本旨に則って、茅ヶ崎市の自治を推進するため、茅ヶ崎市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務、市政運営にあたっての基本原則等を定めることにあります。」が適正な表現と思います。趣旨説明文のような、「条例の目的は条例の取り扱い範囲の確定や条例の解釈や運用の指針を示すもの」ではないと思います。	1	いただいたご意見と素案の内容はほぼ同趣旨のものと考えますが、ご意見のような記述方法ですと、この条例の目的を規定したというより、この条例が規定している内容を説明したという側面が強調されるように考えます。 また、目的規定は、条例全体の解釈・運用の指針を示すものですが、条例の制定過程においては、条例が規定する内容を検討する際の指針になるものと考えます。
34	１目的	次のように修正する。 この条例は、市民の権利と責務、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責務を明らかにするとともに、市民主権や市民参加の原則など「自治の基本原則」を定め、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。	1	「市民主権」とは、茅ヶ崎市の政治と行政の在り方を最終的に決定する力が「市民」にあるということですが、具体的には市民が議員や市長を選挙することを通じてこの力は行使されるものですから、「市民主権」といった場合の「市民」とは、「住民」を意味することになります。 しかし、素案では、住民のほか在勤者や在学者も「市民」としていますので、「市民主権」とした場合、在勤者や在学者も主権者であるということになってしまうため、「市民の信託に基づく市議会」や「市民主権」という用語は使うことができません。 また、「自立した自治体にふさわしい自治」とは、何をもって「ふさわしい」とするのか明確ではありませんので、条例の解釈・運用の指針となる目的規定として適切ではないと考えます。 なお、「地方自治の本旨」につきましては、「用語の意味」の中で規定しました。
35	１目的	基本原則に市政運営だけでは不足であり、（自治の基本原則）こそが重要のなので加筆。加筆：この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本理念を明らかにするとともに、（市民主権や市民参加など自治の基本原則を定め）、市民の権利及び責務、市議会及び市長の責務、市政を運営するにあたっての基本原則を定めることにより、（自立した自治体にふさわしい）自治を推進することを目的とする。	1	
36	１目的	「地方自治の本旨にのっとった」は、解説がない限り意味がわかりにくい。ここも市民検討委員会の文案のほうが優れているので、そのまま採用してください。	1	
37	１目的	市議会および市長の役割について、市民の信託に基づくこと、また、市民主権や市民参加の原則も、明記して欲しい。	1	
38	１目的	「目的」は市民検討委員会の骨子を採用してもらいたい。	1	
39	１目的	この条文は趣旨説明の「この条例は、主権を有する～推進することを目的とする」が分かり易いと思います。	1	ご意見のとおり、条例の目的を端的に表現すれば趣旨説明のようになると考えますが、自治の基本理念、市民の権利や責務、市政運営の基本原則などといった、達成手段についても記載することで、この条例の目的が一層明瞭になるものと考えます。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
40	２条例の位置付け	条例の位置付けについては、市民に混乱をきたす表現は使うべきではないと考える。最高法規という文言を使用しなくともそれを表現することは可能であると考えます。	1	自治基本条例は、目的規定にあるように、自治の基本理念やそれを実現するための諸制度を定めたものですから、その位置付けについても、「自治の基本」とするのがその性格を最も端的に表すものと考えます。 なお、解釈に誤解が生じやすい「最高規範」という用語を使用することは適切ではないと考えます。
41	２条例の位置付け	「条例の位置付け」における市の素案「自治の基本…」に賛成です。最高規範とするのはおかしいですよ。条例に効力の差はないのだから、勘違いの原因となる表現はしないことです。	1	
42	２条例の位置付け	自治基本条例の説明に最高規範や憲法という語を使用しているものがありますが、違和感がいつもありました。特集号の市民からの骨子にはこの語が使われていますが、条例が憲法だとか最高規範というのは勘違いされます。知らない人は「そうなのか！？」と思ってしまいます。現に私もそうでした。条例素案が「･･･自治の基本を定めるもの･･･」とされていたので安心しました。「基本」としたことに賛成します。これが茅ヶ崎らしさです。	1	
43	２条例の位置付け	自治基本条例の目的は、地方自治の本旨の実現にあるのだから、この条例の位置づけが自治の基本を定めるものとしているのは理にかなっていると思います。	1	
44	２条例の位置付け	条例案の「茅ヶ崎市の自治の基本を定めるもの」とした条例の位置付けは適切であると考えます。	1	
45	２条例の位置付け	法律には何々基本法というように、基本となるものと、そうでないものがあるが、最高の法律とか最低の法律というものはないから、最高規範などというものもない。あるのは自治の基本を定めたものかどうかだから市の素案のとおりでよい。	1	
46	２条例の位置付け	趣旨説明に「最高規範」という用語を使用していないことの説明がありますが、この考え方に賛同します。自治基本条例は、もっとも尊重されるべき条例ではありますが、他の条例の制定等に当たって、当該条例の運用に制限をかける存在ではなく、上位の条例という考え方は不適切であると思います。他の条例が自治基本条例の趣旨を理解したうえで制定されることにより、市民や職員の自治の意識が高まることが期待されます。自治基本条例が、他の条例と効力が同じではあるものの、前文にありますように、茅ヶ崎市の自治においての基本的な考え方を示した条例としての位置付けとして存在し、市民、職員が私たちのまちを考えていくにあたって、最も尊重されるべき条例であってほしいと考えます。	1	
47	２条例の位置付け	「骨子」にあった「最高規範」という用語は使わないという市の判断を支持します。感覚的な言葉は一人歩きしてしまいますので。	1	
48	２条例の位置付け	市民案の「最高規範」という言葉は条例という同列のものに対して強すぎるかと思われます。	1	

49	２条例の位置付け	自治基本条例は市の憲法と言われることがあるが、それをそのまま最高規範というように表現してしまうのは間違いです。憲法と説明したほうがわかりやすいから、条文にもそう書いた方がいいのかというとそうではない。説明でそういうことと、条文に書くのでは次元が違う。	1	「最高規範」という用語の意味を、自治基本条例は他の条例よりも法的効力において上位にあり、自治基本条例に反する他の条例は無効であると解釈するのは誤りですが、この条例を読んだ方が、そうした意味ではないということを正確に理解していただけるかというと必ずしもそうではないと考えます。 こうしたことから、解釈に誤解の生じやすい「最高規範」という用語を使用することは適切ではないと考えます。
50	２条例の位置付け	「２　条例の位置付け」の趣旨説明の中で、「最高規範」云々という箇所がありますが、自治基本条例は「条例」であり、他の条例より優位にあるものではないと考えます。	1	
51	２条例の位置付け	条例に最高も最低もないので、自治基本条例が最高規範ということはないはずです。	1	
52	２条例の位置付け	条例の位置づけは最高規範という用語は使わないでください。		
53	２条例の位置付け	条例に1番、2番、3番と順序を付けることはできないのだから最高も最低もないので、最高規範などというものもないはずです。	1	
54	２条例の位置付け	他の自治体で自治基本条例を自治体の「最高規範」としているところがありますが、「条例」であれば効力に差があるはずはなく、自治基本条例が自治体の「最高規範」とはおかしいと思います。素案で「最高規範」としておらず安心しました。	1	
55	２条例の位置付け	２月の市民検討委員会の骨子に見られた『最高規範』の文言を避けられたことは適切です。 また、骨子の表現は、庶民的だがやや感情的な嫌いがあり法体系の一つを担う文章としては不適当でしたが、素案ではかなり精査されており評価できます。	1	
56	２条例の位置付け	「条例の位置付け」、最高規範を使用しなかった市の素案に賛成です。	1	
57	２条例の位置付け	この条例を「自治体の憲法」、「最高規範」と明記しなかったことについて、評価します。 理由は自明の理ですね。	1	
58	２条例の位置付け	市民検討委員会は発足時から「茅ヶ崎市の憲法」・「最高規範」と位置づけ、他の条例の上位にすべく努力してきた筈である。趣旨説明で「茅ヶ崎市における自治の基本を定めるもの」とのことではあるが、他の条例とその効力は同じと明記し、併せて「最高規範」の用語の意味合いがあいまいという理由づけは総体的に市民検討委員会の骨子をレベルダウンさせた言い訳と思う。市民検討委員会の一部委員は諒承したようだが、再協議が必要である。	1	「最高規範」という用語の意味を、自治基本条例は他の条例よりも法的効力において上位にあり、自治基本条例に反する他の条例は無効であるという意味に解釈するのは誤りです。 しかし、この条例を読んだ方が、そうした意味ではないということを正確に理解していただけるかというと必ずしもそうではないと考えます。このことは、条例のあらましである（仮
59	２条例の位置付け	条例の位置付けだが、なぜ最高規範という言葉を使ってはいけないのか。この条例は自治体の最高法規としての性格を有するものではないのか。	1	

60	２条例の位置付け	自治体の憲法として、『最高規範』と明記する。	1	称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要に対する市民の皆さまのご意見を見ても明らかであると考えます。 こうしたことから、解釈に誤解が生じやすい「最高規範」という用語を使用することは適切ではないと考えます。 なお、この条例（案）の概要に関する市民の皆さまのご意見は市のホームページ(企画調整課のページ)に掲載していますので、ご参照ください。
61	２条例の位置付け	条例の位置付けの趣旨説明を見ると、茅ヶ崎市自治基本条例を最高規範として認めたくないための理由付けを感じます。	1	
62	２条例の位置付け	趣旨説明にある「最高規範」という用語はぜひ使用下さい。ある都市が調べて使用している都市は64市で37市、最大限尊重19市、尊重・整合5市となっています。参考に平塚市は尊重・整合としています。以上の様な状況です。市の概要説明、パブコメ12地区説明会において使用するのは憲法違反、市の個別条例と同等であるため使用はしないとの意見が多数あり市の素案でも使用しないとしている。他都市の使用状況をみても問題は起こらないと思います。	1	
63	２条例の位置付け	条例の位置付けを次のようにする。 ⑴　この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。 ⑵　市民及び市は、地方自治の推進に向けた取り組みを通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。 「趣旨説明」を次のように修正する。 この条例を茅ヶ崎市の市政運営における最高規範と位置付け、市民及び市は、自治の推進に当たり、この条例の趣旨を尊重すること、また、市は条例や政策の策定等に当たり、この条例に定める事項を最大限に尊重し、かつ遵守しなければならないことを規定します。	1	「最高規範」という用語の意味を、自治基本条例は他の条例よりも法的効力において上位にあり、自治基本条例に反する他の条例は無効であるという意味に解釈するのは誤りです。 しかし、この条例を読んだ方が、そうした意味ではないということを正確に理解していただけるかというと必ずしもそうではないと考えます。このことは、条例のあらましである（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要に対する市民の皆さまのご意見を見ても明らかであると考えます。 こうしたことから、解釈に誤解が生じやすい「最高規範」という用語を使用することは適切ではないと考えます。 なお、この条例（案）の概要に関する市民の皆さまのご意見は市のホームページ(企画調整課のページ)に掲載していますので、ご参照ください。 また、ご意見の⑵にある条例の見直しについては、「30　条例の検証等」に規定しています。
64	２条例の位置付け	「２　条例の位置付け」について、趣旨説明に記載されているとおり条例における効力の上下はない。したがって、「最高規範」という用語を使用できないのは当然である。そのうえで、市の条例の制定等に当たり、本条例に定める事項を遵守しなければならないという規定を設けたのは、理解できる。本規定に基づき、既存の条例についても総点検をお願いしたい。	1	「最高規範」という用語の意味を、自治基本条例は他の条例よりも法的効力において上位にあり、自治基本条例に反する他の条例は無効であるという意味に解釈するのは誤りですが、この条例を読んだ方が、そうした意味ではないということを正確に理解していただけるかというと必ずしもそうではないと考えます。 こうしたことから、解釈に誤解の生じやすい「最高規範」という用語を用いるのは適切ではないと考えます。 また、「17　政策法務等」では、「この条例の趣旨にのっとり、市の条例等を体系的に整備しなければならない」としているところであり、既存の条例についても検証を行ってまいります。
65	２条例の位置付け	この条例は、地方自治体が定める条例や政策の基本的な方向性、市民との関係などを定めるものなので「自治体が定める」ものとして「上位」の位置付けが与えられる。	1	

66	２条例の位置付け	条例の位置づけがあいまい。「尊重」という表現では、自治基本条例の趣旨にあわない条例や施策についてどうなるのか不明。「茅ヶ崎市の自治の基本理念」とうたうなら、自治基本条例が「上位」であることを明記すべきである。茅ヶ崎市の「憲法とも言うべき条例」であるような内容に。	1	「最高規範」と同様に、「上位」とは何が上位なのか明確ではありませんので、そうした用語を使用するのは適切でないと考えます。
67	２条例の位置付け	市民検討委員会の文案のほうがわかりやすく、優れているので、そのまま採用してください。	1	素案の趣旨は市民検討委員会の骨子と同様であると考えています。 なお、「最高規範」という用語を使用することは適切でないと考えます。
68	２条例の位置付け	条例の位置づけに「最高規範性」という文言を用いることで、他の条例との関係性が理解しやすい。「最高規範」という文言を使用しないということであれば、法体系的には、条例に上位、下位はないが、他の条例の基準となるということは、他の条例を規制するということになる。このことを逐条解説でわかりやすく説明すること。それでなければ、自治基本条例制定の意味がない。	1	「最高規範」という用語の意味を、自治基本条例は他の条例よりも法的効力において上位にあり、自治基本条例に反する他の条例は無効であるという意味に解釈するのは誤りですが、この条例を読んだ方が、そうした意味ではないということを正確に理解していただけるかというと必ずしもそうではないと考えますので「最高規範」という用語の使用は適切でないと考えますが、「この条例が自治の基本を定めた」ということの意味を逐条解説等で分かりやすく説明するよう努めてまいります。 なお、自治基本条例は、自治の基本理念や市政運営の諸制度を定めていますから、市政運営の一つである条例の制定・改廃などについても自治基本条例が規定する事項を遵守しなければなりませんが、自治基本条例は、個々の条例が所管する内容について規制するものではありません。
69	２条例の位置付け	自治基本条例は他の条例と同じ効力とは言いながら、文字通り地方自治推進の基本となる条例であり、実質的に最高規範性を有すると解釈するのが自然である。両者の関係は譬えて言えば、湖と川との関係とも言える。湖は自治基本条例、川はその他の条例で、湖の水（自治基本条例の理念）は川に流れる(共通の理念としてその他の条例にも貫かれる）。自治基本条例を最高規範とすれば現存する市の他の条例との整合性を逐一チェックするという行政に多大な負担がかかる。行政には厄介な問題だが、これらの手続きを踏み、必要に応じて条文の追加、削除、修正等をして行こうとする真摯な姿勢が求められる。一方、市民は、性急に見直しの結果を行政に求めるべきではなく、時間がかかってでも見直しが着々と進めば良しとすべきであろう。	1	ご意見のとおり、自治基本条例は「自治推進の基本となる条例」であると考えます。 なお、「17　政策法務等」では、「この条例の趣旨にのっとり、市の条例等を体系的に整備しなければならない」としているところであり、既存の条例についても検証を行ってまいります。
70	２条例の位置付け	「条例の位置付け」で、「最高規範」という用語を使用しなかったのは、「自治基本条例が他の条例よりも効力が上であるという意味に解釈されるおそれがある」ためとありますが、自治基本条例にほかの条例より優位性がなくて、なんの意味があるでしょう。「基本」となる条例に優位性をなぜ記載しないのでしょうか。「趣旨を尊重」というのは、曖昧な表現そのものではないでしょうか。	1	ご意見にある「優位性」が、自治基本条例は他の条例よりも法的効力において上位にあり、自治基本条例に反する他の条例は無効であるという意味であれば、誤りといわざるを得ません。 自治基本条例は、茅ヶ崎市の自治の基本的な事項を定めたものであるがゆえに、市民及び市はこの条例の趣旨を尊重し、市はこの条例に定める事項を遵守するものと考えます。

71	２条例の位置付け	⑴…、この条例の趣旨を尊重するものとする」とありますが、「…、この条例が遵守されるものとします」が適正な表現と思います。	1	「この条例の主旨を尊重するものとする」の主語は「市民及び市」ですから、「遵守されるものとします」とするのは適切でないと考えます。
72	２条例の位置付け	⑵「市は、市の条例の制定、改廃…、この条例に定める事項を遵守しなければならない」とあるにもかかわらず、説明では、条例の効果が同じだから、本基本条例に最高規範というあいまいな語を使わないという説明をしていますが、本文中の市の条例とは、本条例以外の個別条例等を指していると思われ、「それらの制定や改廃がこの基本条例に定める事項を遵守する」ということは、「この基本条例が最高規範であることを明確に示す」ものであり、なんらあいまいな表現ではなく、むしろ説明文に矛盾や無理があると思います。基本条例は最高規範に位置付けられるべきもので、基本条例の改廃もまたこの条例で規定されることには矛盾がありません。	1	素案で「⑵　市は、市の条例の制定、改廃若しくは施行又は政策の策定、改廃若しくは実施に当たっては、この条例に定める事項を遵守しなければならない」としているのは、自治基本条例が茅ヶ崎市の自治の基本を定めるものであり、条例や政策の策定などといった市政運営の基本を定めたものであることから、「この条例に定める事項を遵守しなければならない」としているものです。 このことを「最高規範」として表現することは、自治基本条例は他の条例よりも法的効力において上位にあり、自治基本条例に反する他の条例は無効であるというように誤った意味に解釈されるおそれがありますので、こうした用語を使用するのは適切でないと考えます。
73	２条例の位置付け	（最高規範性）を明記する。（理由）法解釈上、「条例」間に優位は存在しないが、「自治の基本を定めるものであり・・この条例の趣旨を尊重するものとすることを定めます。」と素案にある。ということは自治基本条例の趣旨に従う義務があり「最高規範」とすることになんら変わりがないと考えられる。なぜなら、「尊重」は法的には、特段の合理的な理由がない限り従う義務がある。(昭和50年5月29日最高裁判決)　よって、「最高規範の意識」を地域に醸成する工夫と実践が重要となる。使ってはじめて生きる条例、使いながら再構築し育てていく条例と考えたい。願わくば、その実践が行政文化を革新し、住民は受身のサービスを受ける側の意識から自己革新し真の市民自治の主体となることを期待したい。	1	「最高規範」という用語は、自治基本条例は他の条例よりも法的効力において上位にあり、自治基本条例に反する他の条例は無効であるというように誤った意味に解釈されるおそれがありますから、こうした用語を使用するのは適切でないと考えます。こうしたおそれがあることは、条例のあらましである（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要に対する市民の皆さまのご意見を見ても明らかであると考えます。 なお、この条例（案）の概要に関する市民の皆さまのご意見は市のホームページ(企画調整課のページ)に掲載されていますので、ご参照ください。 また、最高規範というかどうかは別として、自治基本条例の検討を契機として、市民・議会・行政が一体となって、本市の自治の仕組みを創り上げていく必要があると考えます。
74	２条例の位置付け	前文と全体の流れから、ここでも「最大限尊重する」とする方がむしろ、すっきりすると考えます。	1	条例の本則である条例の位置付けで「最大限」としなかったのは、「最大限」という用語は客観的な基準にはなり得ないのでそうした用語は使用しなかったことによります。
75	２条例の位置付け	「最高規範という用語を使用していないのは、～」の趣旨説明は意味が分かりません。 そもそも「最高規範」とは、憲法のことを指すのであり、条例が「最高規範」であるはずがないので、当たり前のことを書いているように思えます。	1	ご意見のように「最高規範」という用語が憲法を指していると解釈される方がおられる一方で、そういう意味ではないとされる方がおられます。 このように、解釈に差違が生じる「最高規範」という用語を使用するのは適切でないと考えます。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
76	３用語の意味	市民については、市の自治に係わる多くのものを対象とすべきである。	1	自治基本条例は、茅ヶ崎の自治の在り方や仕組みについて定めるものです。 そこで、自治基本条例で「市民」の範囲を規定しようとする場合は、茅ヶ崎市という地域社会がどの様にして担われているのか、どの様にしていく必要があるのかという視点で考える必要があると考えます。 もちろん、茅ヶ崎市という地域社会の担い手の中心は住民ですが、在勤者や在学者なども住民と一緒になって、茅ヶ崎市を担い、支えています。そこで、素案では、こうした方々も含めて「市民」としています。
77	３用語の意味	市民として、住民だけではなく働きに来ている人や勉強にきている人などが入っています。もちろん、その他の人たちも茅ヶ崎市の自治にとって大事な人たちですから、その他の人たちと一緒になってやっていこうという市の考え方には賛成です。	1	
78	３用語の意味	市の説明にあるように、茅ヶ崎市の自治は住民だけでなく、そこで働き、学び、活動している人や法人などと一緒に作られています。基本的な考え方は市のとおりでいいと思います。	1	
79	３用語の意味	実際、法人や納税者に協力があってまちづくりが行われているのだから、市民の範囲に法人や納税者を含むのはあたりまえだと思う。そもそも、法人が義務を負わされるのも市民の中に入るからであるのだから、そうでないのなら、義務を負わされるのはおかしい。	1	
80	３用語の意味	茅ヶ崎市のまちづくりのなかで、市民の範囲に納税者や事業者を含めることは必要だと思います。まちづくりには、納税者や企業との協力関係が必要です。市の素案の考えで良いと思います。	1	
81	３用語の意味	用語の意味で「市民」を住民以外に在勤者等を含むようにしているが、「市民」＝「住民」だと思う。言いたいことはわかるが、表現を工夫してほしい。	1	一般的には、ご意見のように市民とは住民であると理解されるものと考えますが、自治基本条例は、本市の自治の在り方や仕組みについて定めるものですから、「市民」の範囲についても、その目的に則して規定すべきものと考えます。
82	３用語の意味	「市民」に関する趣旨説明を次のように修正する。 自治会なども会則等でこの旨を明記すれば、市政に関する情報を知る権利や市政への参加権を持つことになります。	1	市政に関する情報を知る権利も市政への参加の権利も条例上の権利ですから、その存否については、自治会などの会則等に明記されるかどうかとは関係がないものと考えます。
83	３用語の意味	「市民」に法人を加えるべきではない。地域貢献を社是に謳う企業もあるが、その主たる活動は利益追求であり、企業活動も遵法精神の下に社内ルールが優先する。自然人たる市民の願いは市民生活の向上であり、法人に市政への参加の権利を与えることは、利益誘導を目的とした市政への参加の危険性をはらんでいる。	1	市内の法人や団体も茅ヶ崎市という地域社会を担っていますので、こうした方々も市民とした上で、住民と一緒になって茅ヶ崎市という地域社会を担っていくというのが素案の考え方です。 法人も市民に含めることにより市政への参加の権利を持つことになりますが、参加の権利は、議会や市長等が有する市政の意思決定権を意味するものではありません。

84	３用語の意味	「市民」の定義は、「企業」「納税者」を含め広くとりすぎている。検討委員会では「住民投票」を常設型にしようと提案したが、行政側はあいまいな形にしている。このような部分をいかに指摘していくかが課題である。また、「企業」「納税者」も「市民」と幅広く位置づけている。「市民」を定義づけせずに抽象概念レベルで止めるか、「個人」としての領域にとどめるべき。	1	市内の法人や団体も茅ヶ崎市という地域社会を担っていますので、こうした方々も市民の範囲に含めることが適切と考えます。また、納税義務者を市民としたのは、納税義務者も納税を通じて茅ヶ崎市という地域社会を担っていることによります。
85	３用語の意味	市民　（ア）～（オ）まで細かい定義をする必要はなく、市民案の（住み、働き、学び活動する人をいいます。）でよい。しかし、外国籍がある市民も含むことを【解説】で明記する。なお「納税の義務を負うもの」は不要。 理由：例えば、１月１日現在に土地や家屋等を所有（登記）していた人が２月に売却して所有者（登記名義人）が変更し、他市へ転居したとしても納税義務者となる。はたして「市民」といえるのか。	1	市内の法人や団体も茅ヶ崎市という地域社会を担っていますので、こうした方々も市民とした上で、住民と一緒になって茅ヶ崎市という地域社会を担っていくというのが素案の考え方です。 なお、外国籍の市民についての記述については、自治基本条例の制定後に、逐条解説等を作成する際の参考とさせていただきます。 納税義務者については、例示に挙げられた場合も生じることになりますが、こうした状況は、固定資産税の賦課期日から納税をするまでの一時期に過ぎないものと考えます。
86	３用語の意味	「企業」を「市民」の定義の中に入れている。「企業」の活動は「利益」を（生む）追求することであり「市民」や「個人」の次元と異なる。また、社是や社員の行動規範も各企業が独自に有している。もし企業が「市民」に混ざって意見を提出するとなると本来の市民のためのサービスに(なる)繋がるものか（怪しい点もある）危ぶまれる。「市民」から企業を外すべき。たとえば市庁舎の立替（の際）についての意見でも、（市民と企業の意見は、異なる力を持つのでは）企業が利益誘導を図り、影響力を持つことを危惧する。	1	ご意見の中にある「企業」とは、「法人」のことかと思いますが、法人の社会貢献活動や協力なくして茅ヶ崎市の自治を推進することはでませんので、法人も市民とした上で、住民と法人が協力して茅ヶ崎市の自治を推進していくものと考えています。 なお、法人も市民に含めることにより市政への参加の権利を持つことになりますが、参加の権利は、議会や市長等が有する市政の意思決定権を意味するものではありません。
87	３用語の意味	「地方自治の本旨」の説明は不十分かつ不適切です。 ①素案の趣旨説明書きは、条文にも付記するのですか。やはりややこしい。地方自治の本旨は、「住民自治」と「団体自治」を指していると考えます。この言葉を（　）書きでも載せるほうがよいと思います。 ②同時に、逆に用語が不適切（誤用）ではないですか。 ・「主権を有する」とは、何の主権を有するのか不明。憲法の国民主権と同意義ですか。正しくは、「市政」の主権と、「主権」の概念が地域限定のもの、と位置付けるべきと思います。 ・また、「国から独立」とは不穏当の表現と誤解されます。「団体自治」を指していると思いますので「国から自立した」の表現のほうが適切でしょう。	1	素案⑴アの「地方自治の本旨」に係る記述は、いわゆる「住民自治」と「団体自治」を記述したものですが、この説明では、「住民自治」と「団体自治」という「地方自治の本旨」の２つの要素を説明したにすぎず、その具体的内容を明らかにしたものとはいえませんので、この記述レベルでは、定義として規定する意義は乏しいといえます。 また、「地方自治の本旨」の内容は、社会的条件の変化に対応して考えていく必要がありますので、「地方自治の本旨」の具体的な内容を規定するのは困難であり、適切でもないと考えます。 したがいまして、「地方自治の本旨」については、条例中に定義は設けないこととし、「別表（用語の意味）」のとおり修正します。 なお、「地方自治の本旨」については、分かりにくいというご意見もありますので、自治基本条例策定後に作成する逐条解説等の中で説明してまいります。

88	３用語の意味	市民検討委員会の文案のほうがわかりやすく、優れているので、そのまま採用してください。とくに，市の案の「ア　地方自治の本旨」の項は不要だし、不自然です。また、納税義務者というしばりをわざわざ入れる必要があるでしょうか。	1	市民検討委員会の骨子では、市民の範囲を「人」に限っていますが、市内の法人や団体も茅ヶ崎市という地域社会を担っていますので、こうした方々も市民とした上で、住民と一緒になって茅ヶ崎市という地域社会を担っていくというのが素案の考え方です。 また、骨子では「参加」について定義されていますが、参加という用語は、様々な箇所で使用されており、その場合には、用語の意味で定義された内容とは違う意味で使用されているところもありますので、骨子のように「参加」を定義するのは適切ではないと考えます。 素案⑴アの「地方自治の本旨」に係る記述は、いわゆる「住民自治」と「団体自治」を記述したものですが、この説明では、「住民自治」と「団体自治」という「地方自治の本旨」の２つの要素を説明したにすぎず、その具体的内容を明らかにしたものとはいえませんので、この記述レベルでは、定義として規定する意義は乏しいといえます。また、「地方自治の本旨」の内容は、社会的条件の変化に対応して考えていく必要がありますので、「地方自治の本旨」の具体的な内容を規定するのは困難であり、適切でもないと考えます。したがいまして、「地方自治の本旨」については、条例中に定義は設けないこととし、「別表（用語の意味）」のとおり修正します。 なお、「地方自治の本旨」については、分かりにくいというご意見もありますので、自治基本条例策定後に作成する逐条解説等の中で説明してまいります。 また、納税義務者を市民としたのは、納税義務者も納税を通じて茅ヶ崎市という地域社会を担っていることによります。
89	３用語の意味	用語解説「地方自治の本旨」について「…いわゆる住民自治を表し、」と「表し」を加筆。	1	いただいたご意見は、自治基本条例制定後に、逐条解説等を作成する際の参考とさせていただきます。
90	３用語の意味	市（地方公共団体の意味の説明が必要）。あるいは、市民案のように、（執行機関と市議会によって構成される、基本的な自治体としての茅ヶ崎市といいます）とする。	1	地方公共団体の意味については、自治基本条例が制定された後に作成する逐条解説等の中で説明してまいります。
91	３用語の意味	「市政」についての用語の意味を次のように修正する。 市政　市民参加の下に市が行う活動の全体をいう。	1	「市民参加の下に」というのは、市政がどのように運営されるべきかということであって、市政そのものの説明ではないと考えます。
92	３用語の意味	「市長等」では曖昧でわかりにくい。（執行機関）として例えば下記のように説明するよう（　）に差し替える。（執行機関とは、独自の執行権を有し、担当する事務について自治体としての意思決定を自ら行い外部に表示することができる機関をいいます。市の代表者である市長と、市長から独立して専門的な立場にたって執行権をもって仕事を分担する次の６つの行政委員会及び委員を指しています。　教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会。）	1	ご意見にある差し替え部分の前段は、執行機関の解説ですから、自治基本条例が制定された後に作成する逐条解説等の中で説明してまいります。

93	３用語の意味	用語の意味に以下を加える必要がある。 協働：『市民および市がそれぞれの役割と責務の下、互いの自主性と自立性を尊重し、充分な理解と協議の上に目的を共有し、対等な立場で連携・協働して活動すること』 追加の理由 今後将来にわたり地方自治体のまちづくりは、市民自治を基盤に行政と市民等との協働によって推進される時代になると予想されますが、市民にとって協働は次世代のまちづくりの有効な手段として自分達もかかわる課題とは認識されていません。本条例の制定を機に市民が認識を新たにすべきです。	1	素案では、「協働」について用語の意味としては規定していませんが、ご意見と同様の趣旨については、「26協働」⑴に規定されていると考えます。 なお、「追加理由」に記載されている趣旨については、自治基本条例制定後に作成する逐条解説等の中で説明してまいります。

別表（用語の意味）

修　正　後	修　正　前
⑴　略	⑴　略
	ア　地方自治の本旨　地域の政治及び行政が主権を有する市民の意思及び責任に基づき、国から独立した法人格を有する地方公共団体により、自主的に行われることをいう。
ア　市民　略	イ　市民　略
イ　市　略	ウ　市　略
ウ　市政　略	エ　市政　略
エ　市長等　略	オ　市長等　略

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
94	４自治の基本理念	市民検討委員会の３－１⑴市民主権 「自治の主体は市民であり…主権者は市民です。市民主権のもとに行わなければなりません。」としていますが、２－３⑴市民 「市民とは茅ヶ崎市に住み、働き、学び、活動する人をいいます。」となっています。働き、学び、活動する人も主権者でしょうか。 パブリックコメントに出された素案の自治の基本理念４⑴ア「主権を有する市民の意思と責任…」となっていて、市民の中の主権を有する市民としていることと、地域のことへの協力についても自由気まま、興味のあることにだけ意見を言う勝手な市民が多いことからも「意思と責任」としていることも良いと思います。素案を条例案にしてください。	1	「市民主権」とは、茅ヶ崎市の政治と行政の在り方を最終的に決定する力が「市民」にあるということですが、具体的には市民が議員や市長を選挙することを通じてこの力は行使されるものですから、「市民主権」といった場合の「市民」とは、「住民」を意味することになります。 ご意見のように、「働き、学び、活動する人」は主権者とはいえませんので、市民の範囲を「働き、学び、活動する人」などまでに広げている素案では、「市民主権」や「主権者は市民」という表現を使うことはできません。 また、自治は、自己決定と自己責任に基づいて行われるものですから、素案では、「意思と責任に基づき」と規定しています。
95	４自治の基本理念	自治の基本理念のなかに市民主権という言葉をつかうのはおかしいと思う。市民には在勤者や在学者が含まれるのだから、単純に市民主権などとはいえないはずである。	1	「市民主権」とは、茅ヶ崎市の政治と行政の在り方を最終的に決定する力が市民にあるということですが、具体的には市民が議員や市長を選挙することを通じてこの力は行使されるものですから、「市民主権」といった場合の「市民」は「市内に住所があって日本国籍を持つ方」となります。 しかし、素案では、「３用語の意味」イにあるように、外国籍の住民や在勤者や在学者なども「市民」としていますので、ご意見にあるように、「市民主権」や「主権者は市民」という表現を使うことはできません。
96	４自治の基本理念	市民検討委員会の骨子では、市民主権という用語を簡単に使っていますが、市民の中には外国人もいるわけですから、市民主権というのはおかしいと思いますがどうでしょうか。	1	
97	４自治の基本理念	自治の基本理念は市の素案のほうがいいです。市民の提出した骨子の基本原則は「主権者が市民だ、市民主権のもとに行う」ということを強く規定しすぎていて、思いや考えを押しつけしすぎています。市民にもいろいろな人がいますので、これを盾に訳の分からないことを言い出すのではないかと思ってしまいます。	1	素案のアでは、「主権を有する市民の意思と責任に基づき」として、自己決定、自己責任による地域社会の形成について規定しています。
98	４自治の基本理念	素案を下線のとおり修正するとともに、二重下線の部分を加え、ア～ウを削る。 ⑴　茅ヶ崎市における自治は、基本的人権の尊重の下、次に掲げる事柄を基本理念として推進されなければならない。 市民及び市は、公正で開かれた市民主体の市政を目指すとともに、多様で個性豊かな地域社会を築くため、自らの地域のことは自らの意志で決定し、その財源、権限及び責任も自らが持つ、地域主権の確立に取組むものとする。 趣旨説明を下線部分のみ残して後は削る。 【趣旨説明】 茅ヶ崎市における自治を推進していく上での基本的な考え方を「自治の基本理念」として定めています。	1	「自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源、権限及び責任も自らが持つ、地域主権の確立に取組む」ことと、素案アの「主権を有する市民の意思と責任に基づき、自立した地域社会の形成を図る」ことは同じ趣旨であると考えます。 なお、趣旨説明については、自治基本条例制定後に、逐条解説等を作成する際の参考とさせていただきます。

99	４自治の基本理念	概要案のように、一つの文章に複数の原則併記が条文化されたので、よかったと思いますが、やはり出だしの「主権」を有する表現が気になります。「国民主権」の用語は、あまねく使用されているのに、「市民主権」または「市政の主権」の表現に、何を恐れるのでしょうか。	1	「市民主権」とは、茅ヶ崎市の政治と行政の在り方を最終的に決定する力が「市民」にあるということですが、具体的には市民が議員や市長を選挙することを通じてこの力は行使されるものですから、「市民主権」といった場合の「市民」とは、「住民」を意味することになります。 しかし、素案では、「３用語の意味」イにあるように、住民のほか在勤者や在学者も「市民」としていますので、「市民主権」とした場合、在勤者や在学者も主権者であるということになってしまうため、「市民主権」という用語は使うことができません。 このことから、素案では、「主権を有する市民の意思と責任に基づき」と表現しています。
100	４自治の基本理念	これも市民検討委員会の文案「3-1基本原則」の文面が端的に重要な市民主権を言い表しており，市民の理解を得やすく、優れているので、そのまま採用してください。	1	
101	４自治の基本理念	自治の基本理念の一番に、「市政の運営は、市民主権のもとに行われなければなりません。」を挿入	1	「市民主権」とは、茅ヶ崎市の政治と行政の在り方を最終的に決定する力が「市民」にあるということですが、具体的には市民が議員や市長を選挙することを通じてこの力は行使されるものですから、「市民主権」といった場合の「市民」とは、「住民」を意味することになります。 しかし、素案では、「３用語の意味」イにあるように、住民のほか在勤者や在学者も「市民」としていますので、「市民主権」とした場合、在勤者や在学者も主権者であるということになってしまうため、「市民主権」という用語は使うことができません。 このことから、素案では、「主権を有する市民の意思と責任に基づき」と表現しています。 なお、茅ヶ崎市における自治は、「市民自身による自治」と議員及び市長の選挙を通じて「主権を有する市民から市へ信託された自治」によって構成されていますが、ここでは、その両方に共通する考え方を理念として規定していますから、「市民から市へ信託された自治」のことである「市政運営」に限ることは適切ではないと考えます。
102	４自治の基本理念	自治の基本理念（基本原則）において「市民主権」が明確に打ち出されていない。あわせて「市民参加」「情報共有」も明確に「基本原則」として記すべき。	1	「市民主権」とは、茅ヶ崎市の政治と行政の在り方を最終的に決定する力が「市民」にあるということですが、具体的には市民が議員や市長を選挙することを通じてこの力は行使されるものですから、「市民主権」といった場合の「市民」とは、「住民」を意味することになります。 しかし、素案では、「３用語の意味」イにあるように、住民のほか在勤者や在学者も「市民」としていますので、「市民主権」とした場合、在勤者や在学者も主権者であるということになってしまうため、「市民主権」という用語は使うことができません。 このことから、素案では、「主権を有する市
103	４自治の基本理念	理念だけでなく、３つの基本原則も書くこと。 １　市民主権　２　市民参加　３　情報共有	1	

104	４自治の基本理念	「基本理念」に、（市民主権）を謳い、（主体的な参加）を加筆。 ア　（自治の主体は市民であり、まちづくりを進める上での主権者は市民です。よって、）市民の意思と責任に基づき、自立した地域社会の形成をはかること。 イ　（市政の運営は、市民参加のもとにおこなわなければいけません。市は市民参加を推進するための環境整備を行い、）すべての市民が地域社会の形成に加わることができること。	1	民の意思と責任に基づき」と表現しています。 また、茅ヶ崎市における自治は、「市民自身による自治」と議員及び市長の選挙を通じて「主権を有する市民から市へ信託された自治」によって構成されていますが、ここでは、その両方に共通する考え方を理念として規定していますから、「市民から市へ信託された自治」のことである「市政運営」に限ることは適切ではないと考えます。 なお、「市民参加」、「情報共有」については、「12市政運営の基本原則」で規定しています。
105	４自治の基本理念	自治基本条例について、市民の作成した骨子案には「男女平等参画」の項目があり、市の素案のパブリックコメントにはそれがないです。何故でしょうか？もう市民に浸透していると思っているのでしょうか。基本的な事は何度でも入れて欲しいです。介護の最中ですが、どの分野にも男女協力して生きてゆかなければ立ち行かない現状があります。改めて男女平等の町作りを基本原則にする事が大切だと思います。	1	自治基本条例は、本市における自治の基本的なルールを定めるものですから、性別や年齢など特定の属性を取り上げて規定することは適切でないと考えます。 住民はもちろんのこと、在勤者や在学者などであれば、性別、年齢といった属性にかかわらず「市民」ですから、市民検討委員会の骨子でいう「男女平等参画」の権利は、素案の「５市民の権利」の中の「市政に参加する権利」に含まれていると考えます。 また、「４自治の基本理念」の中のイは、男女を問いません。
106	４自治の基本理念	政権交代がおこり、地方自治も徐々に新しい局面を迎えることになるのではないかと推測する。良い悪いではなく、昔の日本には戻らないという認識グローカルな認識にたって改めて、この自治基本条例を見直すことが大切。そしてその際のコンセプトは人権であろう。 イ　すべての市民～「性別、年齢、国籍、障がいの有無にかかわらずすべての市民」とする。	1	素案では、法人や団体も「市民」に含まれますで、自然人に関する属性である「性別、年齢、国籍、障がいの有無」という表現を用いるのは適切でないと考えます。 なお、素案では「基本的人権の尊重の下」としています。
107	４自治の基本理念	ここでの基本理念は、誇りある茅ヶ崎市を築くため“ぬくもりのある地域社会の人情と、ふるさとづくりを地域住民と行政が協力して守り育てる”決意表明であるべきです。標記されている（ア）（イ）（ウ）に関わる市民はその一員としての自己啓発を心掛けねばなりません。	1	ご意見のとおり、市民の皆さまの取組みは、茅ヶ崎市の自治の推進において、重要なものであると考えます。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
108	５市民の権利	市民検討委員会が作った骨子を見ると、男女平等参画や子どもの権利について記載してあるが、性別によって市民の権利に違いがあってはならないし、子どもであることで市民の権利に違いがあってはならないから、逆に、区別して書くことこそ差別につながる考え方なので、市のとおり市民の権利として書けばよいと思う。	1	ご意見を踏まえ規定してまいりたいと考えます。
109	５市民の権利	市民の権利について市民検討委員会の骨子では、人として等しく尊重される権利とか、平和な社会のもとで安全に生きる権利とか、健康で文化的な生活を営む権利とか、男女平等参画の権利などが書いてある。こうした権利が出てくるのは茅ヶ崎市の自治の仕組みを書くという自治基本条例の性質を理解していないからで、間違っていると思う。	1	
110	５市民の権利	市民の権利については、この条例の目的における権利に限定するのがあたりまえである。	1	
111	５市民の権利	自治基本条例で定義する市民の権利は条例の目的に適合したものを位置付けるべきで、「健康で文化的な権利」「子どもの権利」としての「学ぶ権利」などは不適当です。	1	
112	５市民の権利	市民の権利を書くということは、市がそれを保障するための手だてをすることになるから、結局は市民の負担によって保障していくということになる。だから、市民の権利として市は保障できるのか、それが市民自治の権利といえるのかを考えなければならない。そう考えると、市の素案にある２つの権利は必要にして十分なものです。	1	
113	５市民の権利	市民の権利は、市の素案のとおりでいいと思います。それ以外の権利は、自治とは関係ありません。	1	
114	５市民の権利	自治基本条例は市民の権利を書くのが目的ではないので、市民の権利をあれもこれも書くのは反対です。選挙権や請願権など市民自治に関係するものを書くのなら分かりますが、それは法律に書いてあるのだから、素案にある２つの権利だろうと思います。	1	
115	５市民の権利	権利として基本的なことをシンプルに規定しているとおもいます。素案の通りでよいです。特集号の市民からの骨子は様々なことが規定されていますが、担保できるのでしょうか…？これが「自立した自治に自治の実現を図る…」という目的に必要な権利なのでしょか？	1	
116	５市民の権利	安全で安心なまちを作ろうとか、健康で文化的なまちを作ろうとか、子どもが健やかに育つまちをつくろうというのはまちづくりのことだ。自治基本条例は、自治の体制をどうするかを書くもので、どんなまちをつくるかを書くものではない。ましてこうしたことを市民の権利だというのは的外れだ。	1	

117	５市民の権利	⑴　まちづくりを進める上での主権者は市民です。市政の運営は市民主権のもとに行わなければなりません。　を追加する。	1	「市民主権」とは、市政の在り方を最終的に決定する力が市民にあることですから、「市民の権利」というよりは自治の根本原理であると考えます。 また、「市民主権」とは、茅ヶ崎市の政治と行政の在り方を最終的に決定する力が「市民」にあるということですが、具体的には市民が議員や市長を選挙することを通じてこの力は行使されるものですから、「市民主権」といった場合の「市民」とは、「住民」を意味することになります。 しかし、素案では、「３用語の意味」イにあるように、住民のほか在勤者や在学者も「市民」としていますので、「市民主権」とした場合、在勤者や在学者も主権者であるということになってしまうため、「主権者は市民」、「市民主権」という用語は使うことができません。
118	５市民の権利	市の素案の市民の権利には、「市民主権」が書かれていない。他の部分の文章には出てくるが、市民の権利としてここで明記されるべきものではないか？	1	
119	５市民の権利	これは自明なことであり、現時点でも担保されていることであるので、不要であると考えます。ここも、市民検討委員会の4-1市民の権利、4-2こどもの権利、4-3男女平等参画の文案のほうが、読んでわかりやすく、優れているので、そのまま採用してください。	1	自治基本条例は、本市の自治の在り方や基本的な仕組みを規定するものですから、性別や年齢などといった特定の属性を取り上げて規定することは適切ではないと考えますので、素案では、子どもや男女という視点からの規定は設けていません。 また、自治基本条例は「自治」の基本的な仕組み、すなわち、市民がこの茅ヶ崎市を自ら治めるための仕組みを規定するものですから、「市民の権利」についても、市民が、この茅ヶ崎市を自ら治めていくために必要となる権利を規定することになりますので、素案では、「市政に関する情報を知る権利」と「市政に参加する権利」を規定していますが、ご意見にある「人として等しく尊重され、平和な社会のもとで安全に生きる権利」や「子どもが健やかに育つ権利」は、そうした権利とは性質が異なりますので規定していません。 なお、子どもの「参加の権利」や「男女平等参画」は、「市民が市政に参加する権利」に含まれています。
120	５市民の権利	市民の権利が、「市政に関する情報を知る権利」と「市政に参加する権利」という、きわめて限定された書き方になっている。「人として等しく尊重され、平和な社会のもとで生きる権利」「子どもが健やかに育つ権利」「男女共同参画のもとに市政に参画する権利」などを明記すべき。	1	
121	５市民の権利	この部分は、６月１５日広報特集号で配布された茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要の市民検討委員の骨子４．市民の権利と責務　１．市民の権利　３．子どもの権利　４．男女平等参画　のほうが明確でわかりやすい。次期総合計画との関連で、＜こどもの権利＞についての骨子の記載ははずせない。また、少子高齢社会への対応を考えた時、男女平等参画は絶対明記されるべき内容である。「共生」と男女平等参画は同じものではない。障害者にも男女共同参画の問題があり、外国籍の人の中にも男女平等参画の問題があり、高齢者・弱者にもその中にさらに、男女平等参画の問題が内包されている。「共生」という表現よりむしろ「男女平等参画」の文言の方が望ましい。	1	自治基本条例は、本市の自治の在り方や基本的な仕組みを規定するものですから、性別や年齢などといった特定の属性を取り上げて規定するのは適切ではないと考えますので、素案では、子どもや男女という視点からの規定は設けていません。 また、自治基本条例は「自治」の基本的な仕組み、すなわち、市民がこの茅ヶ崎市を自ら治めるための仕組みを規定するものですから、「市民の権利」についても、市民が、この茅ヶ崎市を自ら治めていくために必要となる権利を規定することになりますが、市民検討委員会の骨子にある「人として等しく尊重され、平和な社会のもとで安全に生きる権利」、「健康で文化的な生活を営む権利」、子どもの「健やかに育ち、学ぶ権利」は、そうした権利とは性質が異なりますので、素案では、規定していませ

122	５市民の権利	市民の権利～市民検討委員の骨子案に復活し、子どもの権利、男女共同（平等）参画を入れることが大切だと思います。	1	ん。 なお、子どもの「参加の権利」や「男女平等参画」は、「市民が市政に参加する権利」に含まれています。
123	５市民の権利	１項に追加。 加筆：（市民は、個人として尊重され、平和な社会のもとで安全に生きる権利を有する事を定めます。） ⑴「市政に参加する」では不十分であり、具体的に（　　）のように明記する。 加筆：（市民は、執行機関が行う政策の立案、決定、実施、評価の各段階および政策への反映の過程に）参加する権利を有することを定めます。 現状は実のある市民参加といいがたい。「市民参加」⑸　市民参加条例で定めてほしい。 行政サービスを受ける権利を追加。 ⑶（市民は、執行機関が行う行政サービスを受けることができることを定めます。）	1	自治基本条例は「自治」の基本的な仕組み、すなわち、市民がこの茅ヶ崎市を自ら治めるための仕組みを規定するものですから、「市民の権利」についても、市民が、この茅ヶ崎市を自ら治めていくために必要となる権利を規定することになりますが、ご意見にある「個人として尊重され、平和な社会のもとで安全に生きる権利」は、そうした権利とは性質が異なりますので、素案では、規定していません。 なお、「市政」には「執行機関が行う政策の立案、決定、実施、評価の各段階および政策への反映の過程」が含まれていますし、行政サービスを受ける権利については地方自治法に規定がありますので、素案では、規定していません。 また、市民参加に関する具体的な事項については、別に定める市民参加に関する条例で定めてまいります。
124	５市民の権利	市民は市政に参加する権利を有することを定めます。について。 内容に具体性がないので、市民検討委員会の骨子の内容４－１－⑵、市民は、自治の推進とまちづくりの主体として、政策の立案、決定、実施、評価の各段階に参加する権利を持っています。を追加していただきたい。どうしてこの内容をカットしてしまったのか理由を知りたい。たとえば、市庁舎の建て替えの案もどのような過程でどこで決められていくのか一市民として知っていきたいし、知る権利があると思います。	1	ここは「市民の権利」を規定するところですから、いかなる権利があるかを端的に規定するものと考えます。「市民は自治の推進をまちづくりの主体として」という表現は、こうした権利を有することになる説明ですから、自治基本条例制定後に、逐条解説等を作成する際の参考とさせていただきます。 また、「市政」には「執行機関が行う政策の立案、決定、実施、評価の各段階および政策への反映の過程」が含まれていますので「市政に参加する権利」としたものです。
125	５市民の権利	以前、市民検討委員会の出された骨子報告書を見る機会がありましたが、そこにあった「子どもの権利」や「男女平等参画」は素案の方にはないようようです。これは何か理由があるのでしょうか。この少子高齢化社会を乗り切るためには、子どもの権利を尊重していくこと、多様な生き方を認めていくことも大切なことではないでしょうか。	1	自治基本条例は、本市の自治の在り方や基本的な仕組みを規定するものですから、性別や年齢などといった特定の属性を取り上げて規定するのは適切ではないと考えますので、素案では、子どもや男女という視点からの規定は設けていません。 なお、子どもの「参加の権利」や「男女平等参画」は、「市民が市政に参加する権利」に含まれています。 また、「支援・育成」といった個別具体的な政策は、本市の自治の在り方や基本的な仕組みを定める自治基本条例の規定対象ではないと考えます。
126	５市民の権利	将来を担う子どもの「権利」「支援・育成」に関しその項目すらない。 男女共同参画の項目もない。	1	

127	５市民の権利	自治の主体が市民であることが伝わってきません。市民の権利をもっと具体的に明記し保証すべきです。	1	自治基本条例は「自治」の基本的な仕組み、すなわち、市民がこの茅ヶ崎市を自ら治めるための仕組みを規定するものですから、「市民の権利」についても、市民が、この茅ヶ崎市を自ら治めていくために必要となる権利を規定することになりますので、素案では、「市政に関する情報を知る権利」と「市政に参加する権利」を規定しています。 また、「具体的に」というのが「具体的な請求権」を規定すべきという趣旨であるのであれば、そのことを対象とする個別の条例等において、規定すべきものと考えます。
128	５市民の権利	（子どもの権利）を追加。 （子どもの権利　子どもは、健やかに育ち、学ぶ権利をもっており、市はその環境をつくる責務があることを定めます。）	1	自治基本条例は、本市の自治の在り方や基本的な仕組みを規定するものですから、性別や年齢などといった特定の属性を取り上げて規定するのは適切ではないと考えますので、子どもという視点からの規定は設けていません。 また、自治基本条例は「自治」の基本的な仕組み、すなわち、市民がこの茅ヶ崎市を自ら治めるための仕組みを規定するものですから、「市民の権利」についても、市民が、この茅ヶ崎市を自ら治めていくために必要となる権利を規定することになりますが、ご意見にある「健やかに育ち学ぶ権利」は、そうした権利とは性質が異なりますので規定していません。よって、「子どもの権利」に対応した市の責務についても規定していません。 なお、子どもの「参加の権利」は、「市民が市政に参加する権利」に含まれています。
129	５市民の権利	（男女平等参画）を追加。 （男女平等参画　市民は、男女が互いに尊重し、共に責任をもちながら、対等に、市政のあらゆる分野に参画する権利をもっていることを定めます。）	1	自治基本条例は、本市の自治の在り方や基本的な仕組みを規定するものですから、性別や年齢などといった特定の属性を取り上げて規定するのは適切ではないと考えますので、男女という性別による視点からの規定は設けていません。 なお、「男女平等参画」は、「市民が市政に参加する権利」に含まれていると考えます。
130	５市民の権利	骨子では男女共同参画を権利といっていますが、男女共同参画法だって、男女共同参画を権利とはいっていません。そういう社会を作ろういう目標をいってるのですから、これを権利というのはおかしいと思いますがどうでしょうか。	1	素案では、年齢、性別などといった属性にかかわらず、「市民は、市政に参加する権利」を有するとしています。

131	５市民の権利	素案を次のように修正する。 ⑴　市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。 ⑵　市民は、市政情報に関し知る権利を有するとともに自己に関わる個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。 ⑶　市民は、法令または条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。 ⑷　市民は、社会貢献活動その他の自主的な活動を行うために、主体的に組織等をつくり、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。	1	「市政への参加」は権利であって義務ではありませんので、少なくとも、「参加しないことによって不利益な扱いを受けない」とする規定を「市民の権利」の中に位置付けるのは適切でないと考えます。 また、自治基本条例は「自治」の基本的な仕組み、すなわち、市民がこの茅ヶ崎市を自ら治めるための仕組みを規定するものですから、「市民の権利」についても、市民が、この茅ヶ崎市を自ら治めていくために必要となる権利を規定しています。ご意見にある、「自己に関わる個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利」は、個人的な請求権であって、茅ヶ崎市の自治のための権利とは性質が違いますので素案には規定していません。 なお、「納税の義務」及び「適正な行政サービスを受ける権利」については地方自治法に規定があるので規定していません。 また、⑷の趣旨についてはご意見のとおりであると考えますが、こうした規定を自治の基本的な事項を定める自治基本条例に必ずしも規定しなければならないものとは考えません。
132	５市民の権利	市民の請願権を明記する。市民の最重要権利の一つとして、議会や市長等に対し意見や要望、苦情の要請を行う事ができることを明記したい。その範囲や内容は、日本国憲法第16条にならって、公務員の罷免や条例の制定あるいは、改廃または損害を請求する事まで含む。	1	「請願」については、請願法に規定されていますので、素案では、規定していません。
133	５市民の権利	市民検討委員会の骨子には市民には平和な社会のもとで安全に生きる権利があると言っていますが、市がどうやって市民に平和な社会を保障できるのでしょうか。それは国の仕事でしょう。自治基本条例の中に書いてもどうにもならないものを書けば、この条例全体が絵空事になってしまいます。	1	自治基本条例は、自治の基本的な事項を定めるものですから、市民の権利についても、市民がこの茅ヶ崎市を治めていくために必要となる権利を規定するものと考えます。「平和な社会のもとで安全に生きる権利」は、市民がこの茅ヶ崎市を治めていくために必要となる権利とは性質が異なりますので規定していません。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
134	６市民の責務	市民の権利を書く以上市民の責務も書くべきだと思う。市の素案は市民の権利に対応しているので、これでよいと思う。	1	ご意見を踏まえ、市民の責務についても規定してまいります。 なお、市民の責務については「６市民の責務」で規定しています。
135	６市民の責務	権利を主張する場合は義務を果たさなければならないことは明白である。また、努力は努力したと言われれば結果が零でも認められる。この観点から市民の責務⑴は努力ではなく義務にすべきである。	1	「自治」とは自らの意思と責任で地域を治めることですから、「自治を推進するための活動」に取り組むことも自らの意思と責任において行うものであり、強制されるものではありませんので努力義務規定としました。
136	６市民の責務	市の素案は市民の権利と責務を軽重なく規定していますが、市民の骨子は権利ばかりが強調され責務になると自分たちを擁護するような表現があり権利と責務のバランスがとれていないように思われます。市の素案に賛成です。	1	権利があるということは、その行使に当たり責任もあるということであると考えます。 ご意見を踏まえ規定してまいります。
137	６市民の責務	５の市民の責務の⑵で「市民は、市政に参加するときは、他のものの意見及び行動を尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならないことを定めます。」とあり適切な規定と考えますが、素案どおり制定された場合のこの運用について例示により意見を述べます。 例えば、パブリックコメントに対する市の考え方を公表する場合応募者の氏名等が公表されていませんが、「自らの発言に責任を持つ」とする素案の理念から考えれば応募者の氏名等も含めて公表すべきと考えます。 個人情報の保護は重要なことですが、市政に参加するにあたっての発言・行動に責任を持つことも同様に重要であり、また、応募の公正さを確保するために必要なことと考えます。	1	パブリックコメント手続における個人情報につきましては、茅ヶ崎市個人情報保護条例の規定に基づき適切な取扱いに努めてまいります。
138	６市民の責務	素案⑵を次のように修正する。 ⑵　市民は、市政に参画する権利を行使するに当たっては、公共の視点に立つとともに、他の市民の市政参画の権利に配慮しなければならない。	1	市政に参加するに当たっては「自らの発言及び行動に責任を持」ち、「他のものの意見及び行動を尊重する」ことが重要であると考えています。 また、ご意見の「他の市民の市政参画の権利に配慮」することと素案の「他のものの意見及び行動を尊重する」ことは、同じ趣旨であると考えます。
139	６市民の責務	「自治を推進するための活動」「市政に参加するときは」の意味が不明です。市民に主権があるので、当然のことです。やはりここも、市民検討委員会の4-2市民の責務の文案のほうが、洗練されていて、意味がよくわかるので、そのまま採用してください。	1	「自治を推進するための活動」は、具体的には、公益の増進に取り組むコミュニティの活動などを意味しています。また、「市政に参加」は、具体的には、今回のようなパブリックコメントにおける意見の提出や市の政策などに関する意見交換会への参加などのことを意味しています。

140	６市民の責務	素案は、書き方が高圧的（威圧的）で、不愉快に感じられるので、骨子にあるような書き方がよい。村八分の臭いがするから、『参加しない事による不利益を被らない』という文言が必要	1	素案における「市民の責務」は、市民が自治の主体であるがゆえに求められる一般的な責務を定めることを趣旨とした規定ですから、そのことを端的に規定することとし、「不利益な扱い」などに対する配慮は、個別・具体の規定の中で行ってまいります。 なお、市民の具体的な責務について規定している「25コミュニティ」や「26協働」では、市民の「自主性」の尊重や市民の「自由な意思」に基づくものであることを明記するとともに、努力規定などにすることで、他から強制されるものではないことを示しています。
141	６市民の責務	市民の責務やコミュニティへの参加について、活動を強制するような印象を与える文言になっている。参加しないことによって不利益を被ることがないことを明記すべき。	1	
142	６市民の責務	参加しないことでの不利益をこうむることがないように(　)を加筆。 （市民は、自主的な判断により市政に参加しますが、参加しない場合において、参加しないことを理由として不利益を受けることがないことを定めます。）	1	
143	６市民の責務	市の素案　６．市民の責務　に参加しない自由があることも明記しておいた方がよい。 戦中の勤労動員のようなことはおきないと思うが、地域の行事等で似たような状況はあり得る。いろいろな立場の人が「共生」できる地域でありたい。	1	
144	６市民の責務	「市民の責務」、「市民参加」、「コミュニティ」は、検討委員会の骨子と異なっている。「市民の責務」では、自治を推進するための活動に取り組まなければならないような強制的な表現になっている。本来骨子では「自分も相手の立場も尊重する」という表現となっていた。「コミュニティ」でも「参加・協力しなければならない」という規定になっている。参加を強制するような表現を避けることと、「参加しない事による不利益を被らない」という表現を明記すべき。	1	
145	６市民の責務	６－⑴市民の責務の項が［高齢者、障がい者、子どもなどのことを］考えますと《活動に主体的に取り組むよう努めるものとする》という文言が適当であるとは思えません。主体的に参加する権利はありますが「責務」ではないと思います。	1	「自治」とは自ら治めることですから市民の主体的な取組みが必要と考えます。しかし、これは強制されるものではありませんので、素案では「主体的に…努める」と規定しています。
146	６市民の責務	９議員の責務、１０事業者の責務、１１職員の責務それぞれの⑵項または⑴項に「この条例を遵守し、」とあり、自ら律する点は評価できますが、６市民の責務、７事業者の責務にも記載すべきと考えます。「法の支配」は公平です。	1	素案の「２条例の位置付け」⑴では、「市民」もこの条例の趣旨を尊重すべきことが規定されています。 また、「市民」には事業者も含まれていますから、この規定は事業者にも適用されます。
147	６市民の責務	この部分は、６月１５日広報特集号で配布された茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要の市民検討委員の骨子４．市民の権利と責務 ２．市民の責務のほうが明確でわかりやすい。	1	素案と市民検討委員会の骨子とでは、「市民の責務」についての趣旨は変わらないと考えます。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
148	７事業者の責務	⑴　第１項を設け、「自立・闊達な事業活動を営む、市民、市との連携、協働など」の表現も欲しいところですが…。素案は２項とし、 ⑵　事業活動を行うものは「市民」に含まれるとあるなら、「茅ヶ崎市内で事業活動を行うものは、地域社会の一員として その事業活動を行うに当たっては、環境に配慮して（できればあったほうがよい。）地域社会との調和…」とすべきではと思います。 ＊公共領域の民営化が広がるなかで、事業者の重要性が増してくると思われるので…。	1	素案では事業者も「市民」に含まれますから、事業者と「市民、市との連携、協働など」については、「26協働」⑴で市民と市の連携、協力を規定し、また、⑵で市民相互の連携、協力を規定しています。 また、素案の「地域社会との調和」とは、地域における社会環境（住環境、景観、地域のつながり、文化など）や自然環境との一体性やまとまりを壊さないことをいいますから、ご意見の「環境に配慮」することは、この中に含まれています。
149	７事業者の責務	事業者の責務について素案の[地域社会との調和]は意味不明。今の時代、事業者の「社会的責任」は常識となっています。意味不明な「調和」でなくはっきりと「社会的責任」と明記すべきです。	1	素案では事業者も「市民」に含まれますので、「市民の責務」と「事業者の責務」を併せますと、事業者の「社会的責任」と趣旨は同じであると考えます。
150	７事業者の責務	単に「地域社会と調和をはかる」のではなく、さらに一歩進んで「地域社会の一員として、社会的責任を自覚し、地域社会の貢献に努めなければならない」とする市民検討委員会の案が優れているので、そのまま採用してください。	1	素案では事業者も「市民」に含まれますので、「市民の責務」と「事業者の責務」を併せますと、素案と市民検討委員会の骨子とでは、基本的な趣旨は同じである考えます。
151	７事業者の責務	「地域社会との調和」では曖昧である。下記の（　）のとおり差し替え。 （市内で事業を営むものは、地域社会の一員として社会的な責任を自覚し、地域社会に貢献するよう務めなければならないことを定めます。）	1	
152	７事業者の責務	権利を主張する場合は義務を果たさなければならないことは明白である。また、努力は努力したと言われれば結果が零でも認められる。この観点から事業者の責務⑴は努力ではなく義務にすべきである。	1	環境保全、災害防止などの個別・具体的な責務ではなく、事業者の一般的な責務として「地域社会との調和」を求めるものなので努力義務規定としています。
153	７事業者の責務	事業者も市民としての権利があるから市民としての義務を負わされるというのは理解できるが、市民以上に義務があるとするのであれば、権利との関係で慎重に考えないといけない。	1	事業活動については、地域社会に与える影響が少なくないことから、地域社会との調和を図ることを事業者に特有の責務として規定しました。
154	７事業者の責務	事業者に責任だけ課している市民の骨子には反対です。事業者の立場も考えたのでしょうか。バランスがとれていないように思います。	1	素案では、事業者も「市民」に含まれますので、事業者には市民としての権利が認められるとともに責務も課されることになります。 また、事業活動については地域社会に与える影響が少なくないことから、地域社会との調和を図ることを事業者に特有の責務として規定しました。

155	７事業者の責務	この部分は、６月１５日広報特集号で配布された茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要の市民検討委員の骨子４．市民の権利と責務５．事業者の社会的責任のほうが明確でわかりやすい。	1	素案では事業者も「市民」に含まれますので、「市民の責務」と「事業者の責務」を併せますと、市民検討委員会の骨子と素案とでは、基本的な趣旨は同じであると考えます。
156	７事業者の責務	事業者の責務の説明5行目、…それゆえには、不要の文言。	1	ご意見につきましては、自治基本条例制定後に、逐条解説等を作成する際の参考とさせていただきます。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
157	８議会の責務	わかりやすくするために（市議会の責務）とし、⑴～⑶をあわせて⑴～⑶のとおり差し替え。 ⑴　市議会は、市民の直接選挙により選出された議員で構成される意思決定機関であり、主権を有する市民の信託に応え、市政の重要事項の決定や執行機関の運営を監視・評価することを定めます。 ⑵　市議会は、市民に対する説明責任を果たすために、積極的に情報を公開し、市民に開かれた議会運営を行うよう努めなければならないことを定めます。 ⑶　市議会は、市民の意見を市政に反映させるために、市民参加の場を設けて、政策立案や政策提案を積極的に行うことを定めます。	1	ご意見の趣旨は、素案に反映されているものと考えます。
158	８議会の責務	議会の権利と役割からもすべて努力としているのは、現在議会側も当条例について検討中とはいえ納得できない。すべて義務と考える。また⑵項で権能という用語を多用しているが、「概要」どおり一括記述が判り易い。	1	「充実した討議」であるか、「市民に開かれたもの」であるか、については明確な判断基準があるわけではありませんし、「議会に付与された権能の行使」は議会が主体的に判断すべきことですから努力義務規定としたところです。 「権能という用語を多用している」ことにつきましては、より正確な表現とするため、このような表現となったものです。
159	８議会の責務	趣旨説明にある「第５市政運営」にある１３，１４，１６などの規定が、議会にも適用されるとありますが、議員の方が本当に理解しているのでしょうか。 ＊「用語の意味」の説明のなかでも触れられていません。 政治倫理の問題も、市議会で自発的に提言、立案してもらいたいですね。	1	説明責任、情報共有等の規定が議会に適用されることは、議会にもご理解いただいているものと考えます。
160	８議会の責務	議会の事務局体制について言及することも自治のうちの重要な要素であり、規定すべきであると考えます。よって、この１点をとっても市民検討委員会の7-1議会の役割と責務の文案が優れているので、そのまま採用してください。	1	「議会の事務局体制」をどうするかは議会の主体的な判断によるものと考えます。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
161	９議員の責務	現在、議会では議会基本条例について検討していると聞きます。議会や議員のことは、市民の負託を受けた議会や議員が責任を持って考えるべきです。自治基本条例は他に任せるべきことは任せて基本原則だけを規定することに徹底すればいいのです。 今以上書くのは、議員の自律性を損なうと思います。	1	自治基本条例は、自治の基本的な事項を定めるものですから、議員の責務についても、素案⑴～⑶にありますとおり、基本的な事項を定めています。 しかし、市民の皆さまのご意見を踏まえ、「10市長の責務」における政治倫理に関する規定と整合を図るため、「別表（議員の責務）」のとおり、修正します。 なお、条例案を策定するに当たっては、現在議会で検討されている議会基本条例との整合を図りながら、策定してまいります。
162	９議員の責務	議員の責務については政治倫理について規定せず、市長の責務には規定している理由は？議員には自律性があるが市長にはないと言うことですか。	1	議員の政治倫理については、ご意見を踏まえ、「別表（議員の責務）」のとおり、修正します。
163	９議員の責務	「議員の責務」で「政治倫理」は議員の自律性の問題なので規定しないとのこと。市長には「政治倫理」の向上を求め、議員には規定しないというのは矛盾しないでしょうか。議員は市民から選挙でえらばれた人です。「政治倫理」を求められるのは当然であると考えます。	1	
164	９議員の責務	議員の責務で、説明では、議員の政治倫理は議員の自律性の問題だから規定しないとしているが、議員も市長と同じように、選挙によって市民の負託を受けて選ばれた人であり、市長と同じように政治倫理責任があるとするのが妥当であると思います。	1	
165	９議員の責務	政治倫理について規定しないことは、時代の逆行とも言えます。いまや、技術者、学協会などでも倫理要綱は規定されています。市民検討委員会の10-1政治倫理の規定を入れるべきです。また市民への情報提供、議会活動報告も規定すべきです。	1	議員の政治倫理については、ご意見を踏まえ、「別表（議員の責務）」のとおり、修正します。 また、「14情報共有」アで、市は、「市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するよう努める」と規定していますが、「市」には議会も含まれますから、この規定は「議会」にも適用されます。 なお、政治家ではない副市長など市長を補佐する職員について政治倫理を規定することは、適切でないと考えます。
166	９議員の責務	市長にだけ政治倫理について規定するのはバランスを欠いています。市民検討委員会の10-1政治倫理の規定の構成が優れています。	1	議員の政治倫理については、ご意見を踏まえ、「別表（議員の責務）」のとおり、修正します。 なお、政治家ではない副市長など市長を補佐する職員について政治倫理を規定することは、適切でないと考えます。
167	９議員の責務	⑴・⑶項は「義務」とすべきである。また、「政治倫理」について趣旨説明なお書きで触れているが、「市長の責務」⑸項で市長に求める以上議員にも求めるべきと考える。	1	「市民全体の福祉の向上」には終着点がありませんし、「議員の責務を果たすために必要とされる活動」は強制されるものではありませんので、努力義務規定としました。 また、議員の政治倫理については、ご意見を踏まえ、「別表（議員の責務）」のとおり、修正します。

168	９議員の責務	わかりやすくするために（市議会議会の責務）として、（　）に差し替える。 ⑶（市議員議員は、調査研究活動、立法活動、政策提言活動その他議会の責務を果たすために必要とされる活動や市民に開かれた議会運営のための情報提供や議会活動の報告等を積極的に行うよう努めなければならないことを定めます。）	1	調査研究活動、立法活動、政策提言活動その他議会の責務を果たすために必要とされる活動については、素案⑵で規定しています。 また、「14情報共有」アで、市は「市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するよう努める」と規定していますが、「市」には議会も含まれますから、この規定は「議会」にも適用されます。
169	９議員の責務	年間1000人の人材者と面接、順アンケートを活用している市内外在住者、公益公共性を優先したものだけである。 ⑼議員の責務…行政調査不充分　市民に不平をいう議員はいらない	1	ご意見として承ります。

別表（議員の責務）

修　正　後	修　正　前
⑴　略 ⑵　議員は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の向上に努めなければならないことを定めます。 ⑶　略	⑴　略 ⑵　議員は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないことを定めます。 ⑶　略

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
170	10市長の責務	⑶項で職員の育成を義務づけているが、適材適所による任命及び指揮・監督についての義務づけが望ましい。	1	「適材適所による任命」については地方公務員法に規定がありますので規定していません。 また、「職員の指揮・監督」については地方自治法に規定がありますから規定していません。
171	10市長の責務	地方自治法に規定があるからといって、規定から「職員の指揮監督」「効率的な市政運営」を省くことは適当でないと考えます。	1	法律に規定されている事項を改めて規定するとした場合には、どの規定を取り入れるか、その取捨選択の基準が難しいこと、同じく法律の規定でありながら規定するものとしないものがあることでかえって分かりづらくなること、条文数が膨大かつ煩雑になることから、法律に規定されている事項については、規定していません。
172	10市長の責務	「職員政策」⑴～⑷は市民検討委員会の骨子を採用してもらいたい。	1	市民検討委員会の骨子の「職員政策」に規定されている「職員の任用」、「人事配置」、「研修の機会の提供」については地方公務員法に規定がありますし、「専門職の活用」、「外部の専門家の活用」のような個別・具体の事項については、自治の基本的なルールを定める自治基本条例で規定することは適切でないと考えますので、規定していません。
173	10市長の責務	おおくくりの「福祉の向上」ではなく、市民自治の推進に努めてもらいたい。よって、⑴を（　）に修正。 市長は、主権を有する市民の負託にこたえるため、（この条例を遵守し、市民主体のまちづくりを促し、市民自治の推進に努めなければならない。）	1	市の存立目的は、市民の福祉の向上にありますから、市の事務を管理し、執行する市長の責務として、「福祉の向上」を規定しています。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
174	11職員の責務	１１の職員の責務で「この条例を遵守」することを定めていますが、理念条例であることからかなり弾力的に運用される懸念があります。この運用についてより具体的な指針を定めるとともに、チェック機能を明確にすること等によりこの条例の実効性を確保し、一層公正かつ誠実に職務が遂行されるような制度を構築してください。	1	ご意見については、条例制定後の事務執行の参考とさせていただきます。
175	11職員の責務	⑾　市民全体のために働くのではなく、奉仕（奉志する）精神 協力は内部情報共助と実行力の推進化 ○○は協力してくれないと云うが対話０％であるうその答弁は不用	1	「市民全体のために働く」という文言は、憲法等に規定されている「全体の奉仕者」という趣旨で使用しています。
176	11職員の責務	素案⑴を次のように修正し、趣旨説明を下線のとおり修正する。 ⑴　市の職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。 【趣旨説明】 職員は、主権者である市民への奉仕者であることを自覚するとともに、業務に当たっては、法令や条例、規則などを遵守しなければならないことは当然のことですが…	1	ご意見の「市民全体の奉仕者である」ことと、素案の「市民全体のために働く」ということの趣旨は同じであると考えます。 また、「法令、条例等及び任命権者の指示に従」うことは地方公務員法に規定されていますので規定しません。 なお、趣旨説明に関するご意見は、自治基本条例制定後に、逐条解説等を作成する際の参考とさせていただきます。
177	11職員の責務	職務遂行の前に「効率的に」という文言を追加してください。適切な職務であっても遂行が遅いことは問題を大きくすると考えます。	1	ご意見として承ります。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
178	12市政運営の基本原則	条例（案）概要のほうが分かり易い。また⑴の、「次に掲げる原則」は「次に掲げる基本原則」とすべきでは。	1	法令文としての一定の決まりを守る中で素案のような規定としたものです。 なお、⑴については、ご意見を踏まえ、「別表（市政運営の基本原則）」のとおり、修正します。
179	12市政運営の基本原則	標記されているア、イ、ウは市民に対する条件を定めたものとなっていますが、ここでは自立した基本原則に則って“市政運営の基本はまちづくりへの信頼と意志の交流であり、市政の経営は安心と豊かさをもたらす施策”に改めたいと思います。	1	素案では、自治の基本理念にのっとり、市に信託された自治である市の活動に共通する基本的な原則を規定しています。
180	12市政運営の基本原則	素案を下線のように修正し、イ、ウ、アの順に並び替えよ １２－１市政運営の基本原則 ウ　市政は、市民参加の下に運営されること。	1	「16市民参加」⑴に規定しているように、「市民参加」とは「市民が市の条例の制定…又は政策…の過程に参加すること」をいいますが、「市政」には「市の条例の制定…又は政策…の過程」が含まれますので文言の重複を避けるために、ここでは「市民の参加」と規定しています。 また、アイウの順番については、市政と市民のかかわりの順番で規定したものです。すなわち、市政は主権を有する市民の信託によるものですから、まず第１に、市は市民に市政に関する情報を説明することとし、その情報は市民が市政に参加する場合の前提となるものと考えます。
181	12市政運営の基本原則	素案の項目を次のように修正する。 第５－１市政運営の基本原則 １２－１市政運営の基本原則 １２－２職員及び組織 素案及び趣旨説明を次のように修正する。 １２－２職員及び組織 ⑴　市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価と処遇を行い、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。 ⑵　市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会経済情勢の変化及び市民ニーズに的確に対応するよう編成されること。 【趣旨説明】 １２－２の追加は、自治を担う市民にとって、そのニーズに応じて分かりやすく親しみやすい行政組織と職員のあり様を定めるとともに、職員の能力向上と創造力の発揮等の自己努力が報われる環境の創造と構築を求めたものである。	1	「効果的な人材育成」については「10市長の責務」⑶で「市長は、地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応することができる知識及び能力を持った職員を育成しなければならない」と規定しています。 「適材適所の人事配置」、「職員の任用」、「人事評価」については地方公務員法に規定があり、また「組織」については地方自治法に「組織及び運営の合理化」についての規定がありますから規定していません。

別表（市政運営の基本原則）

修　正　後	修　正　前
⑴　市政は、自治の基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本原則として運営されなければならないことを定めます。 ア　略 イ　略 ウ　略	⑴　市政は、自治の基本理念にのっとり、次に掲げる原則に基づいて運営されなければならないことを定めます。 ア　略 イ　略 ウ　略

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
182	13説明責任	主語が「市」になっていて，あいまいです。市民検討委員会の9-1説明責任の規定のように、主語を執行機関として明確にすべきです。また，速やかな回答というあいまいな言い方ではなく、期限を切って応答するという文言に変えるべきです。	1	執行機関だけでなく、議会も市民に対して説明責任を負うことから、「市は」と規定しました。 また、市だけで回答できないものなど、期限を設けることができないものもあるので「速やかに」と規定しました。
183	13説明責任	⑴⑵は下記に差し替え ⑴　執行機関は、市政運営における政策の立案、決定、実施、評価の各段階について、情報提供するとともに、市民にわかりやすく説明する責任があることを定めます。 ⑵　執行機関は、市民の意見、要望、提案に対して説明を求められたときは、速やかに応答することを定めます。	1	議会も市民に対して説明責任を負いますので、主語を「執行機関」とすることは適切でないと考えます。 また、素案の「市政に関する事項」には、「市政における政策の立案、決定、実施、評価の各過程」や「市民の意見、要望、提案」が含まれています。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
184	14情報共有	市の素案は情報共有の基本的なことを整理して規定していますのでこのまま規定してください。市民の骨子は様々なところに情報共有のことがちらばっているので、基本が分かりにくいです。	1	ご意見を踏まえ規定してまいりたいと考えます。
185	14情報共有	情報公開は、別項のほうがよいと思います。または項目名を工夫してください。	1	「情報公開」は、市政運営の基本原則のひとつである「情報共有」を具体化するための手段ですから、同じく「情報共有」の手段である「情報提供」及び「会議の公開」とともに規定しています。
186	14情報共有	合理的な理由がある場合を除き公開とありますが、どのような場合でしょうか。秘匿すべきは個人情報以外にはないと思われます。この点を考慮すれば公開が可能でしょう。 よって、市民検討委員会の6-1情報共有、6-2情報公開、5-2審議会等の規定のように、具体的に規定すべきです。	1	個人情報を取扱う場合以外にも、非公開とすることについて法令又は条例等に規定がある場合、公開することにより意思決定の中立性が妨げられるおそれのある場合など会議を公開できない場合があるため、素案では「合理的な理由がある場合を除き」と規定しました。
187	14情報共有	市民検討委員会の骨子、６－２情報公開、市は市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を実現するため政策の立案、決定、実施、評価の各段階において、市政に関する情報を公開しなければなりません。と書かれています。 まさしく、市民としてはこのような内容は市民が公開を求めた時に、別に条例で定めるところにより情報を公開する（市の概要、１５情報共有④）のではなく、市民が求めなくても積極的に情報を公開してほしいものです。	1	素案では、市民が求めなくても、市が市政に関する情報を任意に公開する場合を「情報提供」として規定しています。 また、「市の管理する情報」を請求に基づき公開する場合を「情報公開」として規定しています。
188	14情報共有 15情報の管理等	１４　情報共有・１５　情報の管理等 市の会議の内容や管理する情報すべてを公開の原則にするべきかどうかという点については、疑問を感じる。例えば、土地利用、土地政策等の利害関係を内在しているような情報や市民の不安を助長するような情報を、未成熟の段階で公開することは、適正な行政運営や地域社会に悪影響を及ぼす場合もある。 情報の公開は、法的にも普遍的な大原則であるが、その枠組みの中で、情報の管理をしっかりと行うことが、これからは逆の意味で必要である。	1	素案では、市の管理する情報については、「別に条例で定めるところにより公開する」としていますが、茅ヶ崎市情報公開条例では、個人情報や公開することにより意思決定の中立性が妨げられるおそれのあるものなどについては非公開とすることとしています。 また、情報の管理については、「適正に行わなければならない」とした上で「市が保有する情報を正確、完全かつ最新なものに保つとともに、常に利用が可能な状態にしておくよう努めなければならない」と規定しています。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
189	15情報の管理等	情報の管理については、個人情報を含めた情報の管理としてまとめている市の素案に賛成です。個人情報の保護は大事なことですが、細かな規定をする必要はないと考えます。	1	ご意見を踏まえ規定してまいりたいと考えます。
190	15情報の管理等	この規定は重要ですが、これら以外に、個人情報保護についても規定すべきです。	1	自治基本条例は自治の基本や市政運営の原則を定めるものですから、個人情報についても、公正な市政運営の確保や市民に対する情報の提供・公開との関連で、その適正な取扱いが議論されることになります。 そして、このことは個人情報に限られるわけではありませんから、ここでは、個人情報を含め、市政に関する市の情報の適正な収集、利用、管理という観点から「市政に関する情報の収集並びに市が保有する情報の利用及び提供並びに管理を適正に行わなければならない」と規定しています。
191	15情報の管理等	１５項に関連して、個人情報の取扱いは、さらりと記載してもよいのでは、と思います。	1	

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
192	16市民参加	市民参加はよいことだが、我が国は間接民主制の下にあるのだから、市民参加といっても決定権限があるわけではない。選挙で選ばれたわけでもないのに、市民参加というだけで市民の代表者であるかのごとく勘違いするものもいるから、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討するということは是非とも必要なことである。	1	ご意見を踏まえ規定してまいりたいと考えます。
193	16市民参加	市民参加について市民案では「審議会等」「パブリックコメント」が特出しされた形になっていますが、条例を別に定めるのであればそこで規定した方がいいと思います。	1	ご意見を踏まえ、別に定める市民参加に関する条例を策定してまいりたいと考えます。
194	16市民参加	条例の内容について、市民検討委員会で出された意見（子どもの権利・男女平等参画・パブリックコメントなど）はより具体的な内容・方法が提案され、条文に盛り込まれていますが、参加の細かな方法については素案の⑸にある別に条例で定めるべきだと思います。市の素案の方が良いと思います。	1	
195	16市民参加	自治（まちづくり）を推進していくためには市民参加は必要なことであると思いますが、その手法の一部をこの条例の中で決めてしまうのは反対です。今後、市民参加に関する条例を定めていく中で決めていくべきだと思います。市の素案の規定にしてください。	1	
196	16市民参加	自治基本条例は基本原則を定めるものですから、細かいことまで書く必要はありません。別に条例を定めるとしているのですから、パブリックコメントなどといった具体例を書く必要はないと思います。読みにくくなるだけだと思います。	1	「市民参加…のための多様な方法」とした場合、分かりにくいとのご意見がありましたので、パブリックコメント手続や意見交換会を例示として規定しました。 なお、ご意見のとおり、パブリックコメント手続や意見交換会は、市民参加の形態の例示ですから、読みやすさを勘案し、「別表（市民参加）」のとおり修正します。
197	16市民参加	加筆：⑹市は、施策の決定過程や、評価にも市民が参画する機会をつくるよう努めなければならないことを定めます。 ここでは、市民参加の機会の拡充が列記されているが、「市民参加」は「市民の権利としての位置づけ」を明確にした「市民参加条例」を別に定めることに期待したい。また、市民に意見を求める「パブリックコメント手続」から一歩進めた参画として「パブリックインボルブメント」を検討いただきたい。政策の質と政策決定過程の質を高め、政策決定過程で行政と市民が情報を共有し、オープンで透明な政策を決定することが市民参加を有効にする。つまり、関係者が、政策の推移、問題点、解決策などを知り、それを理解できるシステムを用意する必要がある。	1	ご意見については、市民参加に関する条例を検討する際の参考とさせていただきます。

198	16市民参加	⑴　参加形態の例示とみましたが、分かりにくい。特に、（　）書きはない方がよい。審議会、パブリックコメント等の代表例として項目例示でよい。 ・具体的な参加方法は、別に条例で定めると明記している。 ・このように説明すると他の方法の道を閉ざすことになりかねない。 ・具体的な手続きを正確に規定するほうが、より開かれた、多くの種類の市民参加の手続きを規定できることが可能で、期待しています。 ⑵　…適切な措置を講ずる…適切より、もっと積極的（前向き）な文言のほうが望ましい。 ＊　可能な限り多様な参加機会を整備、体系化を図り適切な措置など ＊　それでも、次代を担う未成年者こどもたちの記載がない（文言がない）のは淋しい。用語の説明のなかに埋没し、別に条例で定められていても、メインの基本条例に記載があったほうがよい。学校で学ぶ未成年者、こども達が条例を読んで「自分達は関係ない」と思うのでは、と懸念されます。	1	「パブリックコメント手続」とはどういうことをいうのか分かりにくいと考え、かっこ書きで定義を置きましたが、ご意見のとおり、パブリックコメント手続や意見交換会は、市民参加の形態の例示ですから、ご意見を踏まえ「別表（市民参加）」のとおり修正します。 自治基本条例は、自治の基本的な事項を定めるものですので、市民参加についても、その基本的な考え方を規定するにとどめて、詳細については、別に条例で定めることとしています。 また、年齢にかかわらず「市民」としていますから、「子ども」の参加についてのみを条文中で特に規定することは適切でないと考えます。 なお、「子ども」への周知は大切なことと考えておりますので、条例が制定された後にパンフレット等を作成し、周知に努めてまいります。
199	16市民参加	市民の権利としての位置付け。『男女の参加の機会均等、子どもや障害者の参加』も明記する。	1	素案では、「５市民の権利」⑴で市民の権利として「市民は、市政に参加する権利を有する」と規定しているところであり、性別、年齢等にかかわらず、市民には参加の権利があります。 また、「16市民参加」でいう「市民参加の機会が等しく得られる」とは市民に参加の機会が均等に与えられることであり、男女の参加の機会均等、子どもや障害者などの参加の機会の確保などを含みます。
200	16市民参加	別の条例に男女共同参画、子ども、障害者が入ると思うが特にお願いします。（人として…平和な社会に生きる権利から）	1	市民参加に関する条例を検討する際の参考とさせていただきます。
201	16市民参加	⑵　「市は、市民参加の機会が等しく得られるよう適切な措置を講ずるよう努めなければ…」は、男女の参加の機会均等、子どもや障害者などの参加の機会の確保などをいう、と趣旨説明にあるが明記する。	1	「市民参加の機会が等しく得られる」とは、男女の参加の機会均等、子どもや障害者などの参加の機会の確保などを含んでいます。性別、年齢、障害の有無などすべての属性について書くことは煩雑にすぎますので、これらについては本文中には規定しないこととし、自治基本条例制定後に作成する逐条解説等で説明してまいります。
202	16市民参加	「市民参加」の所で、市民参加の機会の拡充はあるが本来的な「市民の権利」としての位置づけが明確ではない。	1	市民参加の「市民の権利としての位置付け」については「５市民の権利」⑴で、「市民は、市政に参加する権利を有する」と規定しています。

203	16市民参加	市は市民参加により提出された意見・提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させる努力義務を規定している。「多角的、総合的」では市民にとって行政の判断根拠が不明確なため、事案ごとに行政のより具体的な説明を市民に行う規定の追加を求める。	1	「事案ごとの行政のより具体的な説明」については、「13説明責任」⑴で「市は、市政に関する事項について、市民に説明するものとする」と規定しています。この規定の趣旨は、市が市政に関する様々な事項を、それに適した方法で市民に積極的に説明することにありますから、市民参加により提出された意見・提案等に対する検討結果につきましても、それに適した方法で説明することになります。
204	16市民参加	「市民参加」⑴～⑶、「審議会等」⑴～⑶、「パブリックコメント」⑴～⑶は市民検討委員会の骨子を採用してもらいたい。	1	自治基本条例は、自治の基本的な事項を定めるものですので、市民参加についても、その基本的な考え方を規定することとし、詳細については、別に定める「市民参加に関する条例」で規定することとしています。
205	16市民参加	白紙からの市民参加が大原則である。現在のパブコメはアリバイ作りに等しいので仕組みを変えるべし	1	素案では、「事案の内容、性質等に応じ…多様な方法を整備しなければならない」と規定してるところであり、事案の内容、性質等に応じて適切な市民参加の方法を検討してまいります。
206	16市民参加	「市民からの意見を求め、寄せられた意見に対する市の考え方を明らかにすることをいう。」←パブリックコメントの定義が間違っている（寄せられた意見・提案に対する市の考え方を明らかにし、有益な意見等を考慮して市の意思決定を行うことをいう）	1	寄せられた意見を考慮して市の意思決定を行うことは「パブリックコメント手続」に特有のことではなく、「市民参加」に共通することであると考えます。 このような考えの下に、素案⑷で「市は、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない」と規定しています。
207	16市民参加	「市民参加」から企業を外すことは「納税」をしているという点からも可能でないと考える。ただし、「決め方」「市民参加」の方法は指摘すべき。自治基本条例での「市民参加の意義」「市民の意見の尊重」とは何かを明確にするべき。特に「市民」「住民」「団体」の関係等の整理をすべき。	1	「決め方」については、素案⑷で「市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない」と規定しています。 また、「市民参加の方法」については、素案⑴で「事案の内容、性質等に応じ…多様な方法を整備しなければならない」と規定しているところです。 なお、「自治基本条例での「市民参加の意義」「市民の意見の尊重」とは何か」についてですが、この条例の目的は「地方自治の本旨にのっとった自治を推進すること」ですから、住民自治の推進であることは明確であると考えます。 また、市民参加における「「市民」「住民」「団体」の関係」については、事案の内容、性質等に応じて、参加の範囲や参加の方法を決定していくべきものですので、具体的な内容は、別に定める市民参加に関する条例等で定めるものと考えます。

208	16市民参加	16の市民参加については、市民検討委員会の骨子のうち具体的な記述部分は今後制定される条例で定める案が示されていますが、特にパブリックコメントの実施について現状では必要な情報が十分市民に周知されていないようです。 「参加に関する条例」の制定にあたっては、公正かつ誠実に職務が遂行され、分かりやすい十分な情報が市民に提供されるようこの部分についてより具体的な内容を盛り込んでください。	1	いただいたご意見につきましては、市民参加に関する条例を検討する際の参考とさせていただきます。 なお、素案では、「事案の内容、性質に応じ…多様な方法を整備」するとしているところです。
209	16市民参加	市民参加⑷において、「市は、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し」としているが、この点は非常に重要である。公募等で参加する市民がすべてバランス感覚を持ち、参加する事務の内容に精通しているとは限らない。不特定多数の市民の意見を総合的に聴取するシステムの検討に努めていただきたい。	1	
210	16市民参加	16の市民参加について、⑴中「意見交換会その他の市民参加のための多様な方法を整備しなければならないことを定めます。」とありますが、総合計画、都市計画、環境計画など重要事項に絞るならわかりますが、何千何万とある行政全般の細部に亘って市民が参加することなど、できるものではありません。 市民参加によって物事を決めるに際して、行政事務全般に亘って、公募の委員を募り、時間をかけて検討し、意見交換会を開き、市民案の報告を受け、案が出来、それを実行に移す。行政が停滞してしまいませんか？拙速もいけませんが遅拙（という言葉があるかどうか？）はもっといけません。 市民参加大いに結構、大いにやるべし。ただし、市民が選んだ市長や議員に対して、もっと信頼していいと思いますが。 上記と関連しますが、この条例のポイントは「市民参加」あると言っていいでしょう。「行政全般に亘って市民の意見を聞きそれを施政に反映させる」。いかにも聞こえのいい言葉ですが、市民の意見は十人十色、全く同一意見など有りようハズがありません。全市民の意見が聞けるとは到底思えませんが、声の大きい人の意見ばかりが目立ってはいけません。「声なき声」は多数派であっても、声が小さいものだとお考え下さい。 公平かつ公正な「市民参加の仕組み」を慎重に検討してください。	1	

211	16市民参加	素案の⑴～⑷を次のように修正する。 ⑴　市は、市政に必要な諸計画、諸政策（以下事業等）の企画・立案の段階から市民の参画を求め、市民と市が協働で事業等を推進することを原則とする。 ⑵　市は、市の事業等の策定過程において、案の段階で広く市民に公表し、市民からの意見や提言（以下意見等）を求め、市民の意見等を積極的に市政に反映させなければならない。（パブリックコメント手続きという。別に条例化が望ましい）また市は、提出された市民意見等に対し市の考えを明らかにするとともに、提出意見等の反映状況を統計的に公表しなければならない。 ⑶　市民は、前２項の市政参加の機会を積極的かつ有効に活用し、主権者としての責務を果たすよう努める。 ⑷　市は、市民参加をしやすい仕組みや制度の整備に努める。	1	市が市政を市民の参加の下に運営することについては、「12市政運営の基本原則」で規定しています。 なお、「市民参加」と「協働」は異なるものですから、両者を同一条項中に規定するのは適切でないと考えますが、市民と市の協働については「26協働」⑴で規定しています。 市民の意見等を市政に反映させることについては、素案⑷に規定しています。パブリックコメント手続などの市民参加の形態は、「16市民参加」⑸で「別に条例で定める」としているところです。 「主権者としての責務を果たす」ことについては、「６　市民の責務」で市民が「自治を推進するための活動に主体的に取り組むよう努める」ことを規定しています。 「市民参加をしやすい仕組みや制度の整備」については、「16市民参加」⑴で規定しています。

別表（市民参加）

修　正　後	修　正　前
⑴　市は、事案の内容、性質等に応じ、パブリックコメント手続、意見交換会その他の市民参加（市民が市の条例の制定、改廃、施行若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいう。以下同じ。）のための多様な方法を整備しなければならないことを定めます。 ⑵　略 ⑶　略 ⑷　略 ⑸　略	⑴　市は、事案の内容、性質等に応じ、パブリックコメント手続（市の計画等の策定等の過程において、案の段階で広く公表し、市民からの意見を求め、寄せられた意見に対する市の考え方を明らかにすることをいう。）、意見交換会その他の市民参加（市民が市の条例の制定、改廃、施行若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいう。以下同じ。）のための多様な方法を整備しなければならないことを定めます。 ⑵　略 ⑶　略 ⑷　略 ⑸　略

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
212	17政策法務等	市政運営の「政策法務等」⑶に「市の条例等を体系的に整備」とありますが、ここでいう体系とはどのような構造なのか、理解する糸口が見えません。諸法制度におけるこの条例の位置付けが見えにくいのが原因と思いますが、基本条例なので具体的表現が必要ではなく、体系全体を理解する手懸かりが得られるような表現にしていただきたい。	1	自治基本条例も条例ですから、憲法をはじめとする法体系の中に位置付けられます。 また、「２条例の位置付け」にあるとおり、この条例は茅ヶ崎市の自治の基本となるものですから、素案の「17政策法務等」⑶では、自治を推進していく上で必要となるさまざまな条例や規則などを、憲法や法律などを踏まえて、この条例の趣旨にのっとって体系的に整備することを定めています。
213	17政策法務等	⑵ただし書きは不要。説明事例を読みましたが、たとえ事後であっても公表責務はあると思います。むしろ、この表現は、公表の有無を恣意的に行いかねないと看做されてしまいます。 ⑶賛成です。期待しています。	1	素案⑵のただし書は、ここで掲げられているような重要な条例の制定改廃に着手するときに、その趣旨を公表することに対する例外を定めたものであり、ただし書の「合理的な理由」とは趣旨説明にあるような場合のことを示しています。ただし書がない場合は、趣旨説明にあるような場合であっても公表すべきことになりますので、ただし書は必要と考えます。 なお、この規定は、「事前」の公表について定めたものですから、例外規定についても事後の公表についてのものではありません。
214	17政策法務等	市民検討委員会の9-4法務運営の方が、市民が何をしたいかが切実に謳われているので、そのまま採用してください。	1	市民検討委員会の骨子にある「提訴及び応訴等」への対応、国に対する「法令等の制定改廃の提言」、「法務情報及び法務技術提供等の支援」については、個別的な事務又は通常の行政サービスであると考えられますので、自治の基本を定めることを目的とする自治基本条例では規定しないこととします。 また、「法務専門職員の養成」については、「市長の責務」の中の「知識と能力を持った職員の育成」に含まれますので、ここでは規定しません。
215	17政策法務等	市や市長だけでなく、市民の権利としても、提案できる権利があると良い。	1	市民が市政に対して提案することは、「５市民の権利」の中に、市政に参加する権利として規定しています。 また、条例の制定改廃に対する提案は、地方自治法上の住民の権利として、一定の署名数をもって市長に請求することができます。
216	17政策法務等	素案を次のとおり修正する。 ⑴市は、市民ニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策を推進するため、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。 ⑵市は、この条例に規定する基本計画等の目的達成のため、分野別の基本条例等を整備するものとする。	1	⑴の趣旨は、素案⑴と同様の趣旨であると考えています。 ⑵は、条例の体系的な整備の中の一つであると考えますが、分野別の基本条例の整備は、個々に判断していくべきものと考えます。
217	17政策法務等	素案⑵のような主権者の権利制限を目的とした条文は、本条例の制定趣旨にそぐわない。他市に例なし。	1	素案⑵は、権利制限を規定したものではなく、市の基本となる条例や重要な事項等を定める条例の制定改廃に着手する際の市民への公表の原則とその例外を定めたものです。

218	17政策法務等	政策法務　地方公務員として採用された人材について 地方公務員法28．33．35条 30条　働くとの用語は奉仕の精神を主文として明記してある 40条　勤務評価　インドネシア国家自治の見本をとり入れる事 29条　懲戒条項 －３…　職員に対し明示する事、責任転嫁防止	1	ご意見として承ります。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
219	18総合計画等	⑴これでよいと思いますが、この項の前段では、基本条例と総合計画の役割と関連を期待していました。また基本条例に基本理念・基本原則がうたわれているように、基本構想、基本計画及び実施計画（以下総合計画等）にも触れるほうがよいと思います。 ＊なお、封筒などに記載されているキャッチコピー「自然と人が触れ合う心豊かな快適都市　茅ヶ崎」は好きなフレーズですが、次期総合計画施行時に変更されるのでしょうか。 ＊となると、基本条例からは、このようなキャッチコピーは誕生しないのでしょうか。総合計画から新しいコピーが採用されるなら、自治基本条例施行時の前倒し採用を願いたいですね。	1	素案「２条例の位置付け」⑵では、「政策の策定…に当たっては、この条例に定める事項を遵守しなければならない」としています。総合計画は、市の政策を総合的かつ体系的にまとめたものですから、この規定は、総合計画にも適用されます。したがいまして、総合計画とこの条例との関連は規定されていると考えます。 また、総合計画をどのような構成にするか(基本構想、基本計画、実施計画の三層構造とするか)については、その時々の社会情勢に応じて、柔軟に選択されるべきものですから、総合計画の構成については規定しません。 なお、「自然と人がふれあう心豊かな快適都市　茅ヶ崎」は、平成３年度から平成22年度までの基本構想における将来の都市像ですが、平成23年度からの総合計画も自治基本条例と並行して策定作業が進められていますので、この条例の施行時には、次の将来の都市像も明らかにされます。
220	18総合計画等	「市の目指す将来の姿を明らかにし」ではなく「市が目指す将来像を」（６月２０日市の概要説明資料の市の概要）の方が現実にあっているのではないでしょうか。法令に基づいて定めた各種基本計画がすでにあり、目指すべき将来像は明らかにされているはずで、それを計画的に実行する計画が、総合計画ではないのでしょうか。	1	法令に基づいて定めた各種計画は、その分野ごとにおける将来像を定めているのであり、市全体の将来像は、総合計画で明らかにされるものと考えます。 また、総合計画は、市が独自に策定する計画ですから、法令に基づく各種計画の実行計画ではありません。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
221	19財政運営等	予算書、決算書、各政策に関する資料の公開を義務づけることを規定すべきです。	1	「19総合計画等」における総合計画の進行管理には、総合計画に基づく政策の進行状況の管理だけでなく、政策の裏付けとなる予算や政策を実施した結果である決算も含まれますので、「総合計画の進行管理及びその公表」の中には、政策ごとの予算・決算資料の作成やその公表が含まれています。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
222	20行政評価	素案による行政評価は市が行うことになっている。市長は市民からの信託を得て市民のための行政を執行するという立場にあるので、本来行政評価は市民が主体となって評価を行うべき性質のものである。	1	素案⑶では、評価しようとする政策の特性に応じて、市民及び学識経験を有する者による評価の仕組みを整備することを定めていますので、自治基本条例が制定された後には、市民を含めた評価の仕組みを整備してまいります。
223	20行政評価	市長しか書かれてないが、市民による評価も明記のこと。	1	
224	20行政評価	実際に運営した時の問題点を評価する必要がある。20条には市民でなく市長が評価をやることになっている。市民も評価ができるようにすべき。	1	
225	20行政評価	「行政評価」は市民検討委員会の骨子を採用してもらいたい。	1	市民検討委員会の骨子の趣旨は、行政評価を実施すること、評価の結果を政策や予算に反映させるよう努めることの２つですが、市の素案では、同様の趣旨を「20行政評価」⑴⑵及び「19財政運営等」⑶の中で定めています。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
226	21行政手続	21行政手続で、「適正な処分等」を定めていますが、現状では行政手続条例の運用について適正であるか否かの判断機能が十分整備されていないようです。茅ヶ崎市自治基本条例（素案）の職員の責務としての条例の遵守と同様に一層公正かつ誠実に職務が遂行され、「適正な処分等」が行われるような制度を構築してください。	1	処分等については、行政手続法及び行政手続条例に基づいて行われていますが、手続の公正性及び透明性を確保するため、処分等に関しては、標準処理期間を設けるとともに、処分基準や審査基準を定めています。今後とも適正な手続が行われるよう周知徹底してまいります。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
227	22苦情等への対応	苦情等への対応として、藤沢市の様な「オンブズマン」制度の導入も一つの方法ではあると考える。しかし、その結果の公表内容等からしてもその効果は、不明である。コストパフォーマンスの面からしても様々ある現在の苦情処理のシステムの充実がまずは必要と思います。	1	市政に関する苦情を受け付け、公正かつ中立的な立場から簡易迅速に処理し、市政の改善に関する提言等を行う、いわゆるオンブズマン制度については、県内で設置している自治体がありますが、その運営状況や費用対効果を見ますと、オンブズマン制度の導入については検討すべき点も多いものと考えますので、既存のさまざまな苦情処理に係る制度の充実と有効活用を図っていくことが先決であると考えます。
228	22苦情等への対応	市の窓口に行って、県内のオンブズマン制度の状況を聞いてみたら、川崎市で４千万円くらい、藤沢市で２千万円くらいの費用が掛かっているといわて、びっくりしました。この経費を出すために他の事業を減らさなくてはならないとすれば、絶対必要というのでなければいらないと思います。	1	
229	22苦情等への対応	苦情処理機関も、財政がないのになぜ設置するのかと感じていた。きちんとした窓口があるのだから、無駄に税金を使う必要はない。	1	現在でも様々な救済制度、監視制度、苦情申立て制度が存在していること、また、苦情処理・救済機関については、その有効性や費用など検討すべき点も多いことから、既存制度の充実と有効活用を図っていくことが先決であると考えます。
230	22苦情等への対応	22苦情等への対応について、現在具体に議論がされておらず、一部の市民だけの意見でこれを条例に検討委員会の骨子のように位置づけることには反対します。十分に検討をお願いします。	1	
231	22苦情等への対応	市民検討委員会の骨子案では、ただでさえわかりにくい行政を、委員会、審議会、監査、推進委員会など機関の新設が謳われており、より難解で複雑なものにしようとしていますが、現行制度を再整備し、これを活かすことによって十分機能するハズです。いたずらに複雑にしていない点でも、評価します。	1	ご意見にあるとおり、行政機構を必要以上に複雑にすることは避けなければなりません。苦情等への対応につきましては、既存制度の充実と有効活用を図っていくことが先決であると考えます。
232	22苦情等への対応	苦情等の対応の項についても、素案に書かれているよう運用を望みます。それは現状では「窓口規制」があったり「私(わたし)の提案」制度についても無回答のものがあったりするからです。	1	苦情等の対応については、現在も窓口での規制などは行っておりませんが、今後も制度の運用に当たっては、適切に行ってまいりたいと考えます。
233	22苦情等への対応	市民検討委員会の10-3苦情処理・救済機関の設置で規定しているような組織を設置すべきです。（苦情を発生させる原因者である行政が市民の提案に云々する資格がないのでは）	1	現在でも様々な救済制度、監視制度、苦情申立て制度が存在していること、また、苦情処理・救済機関については、その有効性や費用など検討すべき点も多いことから、既存制度の充実と有効活用を図っていくことが先決であると考えます。
234	22苦情等への対応	「苦情処理・救済機関の設置」は市民検討委員会の骨子を採用してもらいたい。	1	
235	22苦情等への対応	P15（22）苦情、責務の怠慢からくるものが多い。行政でやるべき事を市民に押しつける行為。入札業者への監督強化（環境保全のため）	1	ご意見として承ります。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
236	23監査	外部監査は必要ないと思います。	1	外部監査制度は、独立性の強化や専門性の確保を図る観点から地方自治法上の制度として規定されたものですが、ご意見のとおり、現段階では外部監査制度を導入しなければならない積極的な理由はないものと考えます。また、費用対効果も重要な判断材料の一つであると考えます。 したがいまして、自治基本条例では外部監査制度については規定せず、現行の監査制度の充実を図ってまいりたいと考えます。
237	23監査	地域での説明会に出席したら、外部監査をすべきだという意見が出ていましたが、今ある監査委員を有効に使わずに外部監査を使うというは税金の無駄使いです。	1	
238	23監査	外部監査が今本当に必要なのか、議会できちんと議論してから判断すべきです。何でも入れればいいというものではありません。	1	
239	23監査	監査や苦情処理について、現行制度の充実を図る市の素案に賛成である。来年には地方自治法の改正もあると聞いており、その中に監査等の機関の共同設置ももりこまれそうであり、これについてしばらく見守る必要もあるのではないか。厳しい財政状況であり、行政がコスト面を引きあいに出すことについては、批判もあるが、それも重要である。現行の制度の充実（監査・苦情処理等）を図ることはコストを減らし、成果を上げる意味からして大切である。	1	
240	23監査	監査については、現在の茅ヶ崎市の委員構成からして、外部監査で求める専門性を担保しており、独立性と合わせ、現在のままとし余計な経費はかけない。	1	
241	23監査	監査委員の仕事は独立性がありますし、弁護士や公認会計士の方が監査委員であれば専門家でもあると思います。隣の藤沢市も平塚市も寒川町も外部監査はしていないのに、なぜ、茅ヶ崎市がことさらお金を掛けて外部監査を行わなければならない状況にあるのか理解できません。必要ないと思います。	1	
242	23監査	外部監査が今必要かと言えば、そうではないと思う。必要になったときは条例を作ればいいので、現時点で自治基本条例に外部監査を規定する必要はないのでは。	1	
243	23監査	監査は、外部の監査を入れなければいけないほど不当なことを行っているわけではないでしょう。財政がないといっているのだから、もっと市民サービスに税金を使うべきです。	1	
244	23監査	監査の充実は必要ですが、外部監査はそれを行った上で考えた方がいいと思います。	1	
245	23監査	市民検討委員会の案に「外部監査」のことが書いてありましたが、費用対効果をよく考えてください。	1	
246	23監査	外部監査については、お金もかかるので必要となったときに導入すればいいと思います。今の制度を充実することからはじめ、その予算は他の事業に充てた方がいいです。素案に賛成です。	1	

247	23監査	監査について、外部監査は不要。現在の制度を充実し、その結果を踏まえてから考えれば良い。素案のとおりでよい。	1	
248	23監査	23監査について、現在具体に議論がされておらず、一部の市民だけの意見でこれを条例に検討委員会の骨子のように位置づけることには反対します。十分に検討をお願いします。	1	
249	23監査	運用が大切と記入いたしました。それには「外部監査制度」を自治基本条例に規定したらどうでしょうか。	1	外部監査制度は、独立性の強化や専門性の確保を図る観点から地方自治法上の制度として規定されたものです。 独立性の強化という点では、現在の監査委員も議会の同意を得て任命し、罷免も議会同意が必要ですから、独立性は確保されています。また、外部監査契約の議案提出権は市長が持っていますので、監査委員と外部監査人の独立性は相対的なものといえます。 専門性の確保という点では、外部監査契約を締結できる者は、地方自治法上、弁護士、公認会計士、一定の要件を満たした税理士など限定して規定されていますが、現在、市の監査委員は、議員、弁護士、公認会計士の３名であり、専門性は確保されているものと考えます。 また、費用対効果も重要な判断材料の一つであると考えます。 以上のことから、現段階では外部監査制度を導入しなければならない積極的な理由はないものと考えます。 したがいまして、自治基本条例では外部監査制度については規定せず、現行の監査制度の充実を図ってまいりたいと考えます。 なお、外部監査制度は地方自治法上の制度ですから、自治基本条例に規定しなくても、いつでも導入することができます。 監査結果については、地方自治法上、公表が義務づけられていますが、素案⑵では、監査結果を市民の皆さまに分かりやすく公表することを定めています。
250	23監査	市民検討委員会の10-4監査制度で規定しているような外部監査制度は是非設置すべきです。（監査される行政が，市民の提案に云々する資格がないのでは）	1	
251	23監査	ぜひ、外部監査の導入を。今、会社や組織のあり方が問い直されていますが、その一つに外部監査の導入があります。外からの視点も大切です。	1	
252	23監査	「監査」は現状維持の内容で、「外部監査制度の導入」が明記されていない。外部監査制度導入を規定すべき。（「第29次地方制度調査会」の答申でも監査機能強化が提案されている）	1	
253	23監査	内部監査では不十分であり外部監査は不可欠。 加筆：（市は、監査機能に対する市民の信頼を高めるため、外部監査を行うことを定めます。）（また、外部監査の内容は、別に条例で定めます。）	1	
254	23監査	市は監査は内部監査で充分としている。従来の身内による内部監査はともすればおざなりの監査になる傾向があり、地方分権化の流れに沿ってこれから目指して行くべき市民に開かれた、自立した行政には十分機能しない。内部監査に加えて外部監査も必要であり、それが抜けている。外部監査は行政改革にも関わってくる。	1	
255	23監査	監査には、外部監査制度を導入した方がよいと思います。	1	
256	23監査	「⑶公正で効率的な市政運営を確保することと、監査機能に対する市民の信頼を高めるために外部監査の導入を行います。」を追加。	1	
257	23監査	監査機能に対する市民の信頼を高めるために、外部監査が良い。（説明会ではそれらしきことを答えられたが、信頼に足らないと感じられ疑問）	1	

258	23監査	市の事務執行についての監査は現行の内部監査に加えて外部監査も導入すべきである。内部監査は所謂身内の監査で、おざなりの監査報告で済まされやすく、また市民に対する情報公開もおざなりになる傾向にある。このような弊害を避けるためには、市は外部監査による地方分権の流れに即した業務全般の見直しと、監査結果の情報公開による市民への開かれた行政を志向すべきである。	1	
259	23監査	「監査制度」は市民検討委員会の骨子を採用してもらいたい。	1	市民検討委員会の骨子では、監査の充実と外部監査制度の導入の２つが定められています。 監査の充実については、素案でも同様の考え方に基づいて、素案⑴を定めています。 また、外部監査制度については、上段の回答のとおり導入すべき積極的な理由はないものと考えます。 したがいまして、自治基本条例では外部監査制度については規定せず、現行の監査制度の充実を図ってまいりたいと考えます。
260	23監査	P14　(19) 財政　(23) 監査…事務局からの分離化（市民と平行性と公平性を保持する。入札業者の適正化調査　全国的に入札業者の手抜き事件多発　湘南高速道路下の諸問題を含む（茅ヶ崎市内を含む） 実例 千の川茅ヶ崎市立病院北側橋の工事30年前 駒寄川の河川工事　（再工事） 千の川関係雨水工事に伴うもの （監督強化） これらは写真判定で、最終決裁で終了。資金支払い　経常利益 信用としてのもの個人的約束をなす職員排除出世のため…議員との対話	1	ご意見として承ります。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
261	24職員通報	職員通報は職員の責務に入れるべきでは？わざわざ別条文にすることはないと思います。公益通報規定であればもちろん別規定であると思います。	1	「職員通報」は、市の組織の自浄作用として創設する制度ですから、職員の責務に含めるのではなく、別に規定しています。 なお、「公益通報」は、公益通報者保護法がありますので、自治基本条例で規定する必要はないものと考えます。
262	24職員通報	通報先が市長もしくは市長があらかじめ定めた者ではなく、第三者に通報することが望ましい。よって、ここでは「市民検討委員会の10-2公益通報の規定で良いと考えます。	1	「市長があらかじめ定めた者」とは、弁護士等の第三者を念頭に置いたものです。 また、「職員通報」は、市の組織の自浄作用として創設する制度であり、公益通報者保護法に基づく公益通報とは別の制度です。 したがいまして、公益通報者保護法が適用される事項であれば、同法に定められた通報先（労務提供先・処分等の権限を有する行政機関・被害の拡大防止等のために必要と認められる者）に通報することを妨げるものではありません。
263	24職員通報	市長や市長があらかじめ定めた者への通報では無理があります。内部処理されて外へ出てこないことが問題になっていることは十分ご存じのことと思います。「通報先を外部にすること。通報者の保護。」を十分適切な内容にすること。自浄作用が不十分だからこそ、この規定が必要なのですから。	1	
264	24職員通報	P16（24）職権乱用（刑法罰）防止の教育　農政、下水道課　主要文の説明教育　実施	1	ご意見として承ります。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
265	25コミュニティ	市民検討委員会の4-2市民の責務で規定しているように、活動に参加しないことを理由に不利益を被らないことを規定すべきです。	1	素案⑵は、市民のコミュニティ活動への自主的な参加・協力について定めたものであり、参加・協力を強制する趣旨ではありません。 しかしながら、そのような趣旨をより明確にするために、「別表（コミュニティ）」のとおり、修正します。
266	25コミュニティ	「第６市民の公益活動　25コミュニティ」の趣旨説明では強制されるものではないとされているが、説明がなければ“強制”に取られてしまう。	1	
267	25コミュニティ	⑶市民は、自主的な判断に基づき…「協力するよう努めるものとする」を（協力することができる。）とする。 理由：協力するもしないも自主的な判断により選択できることを妨げてはならない。	1	
268	25コミュニティ	自治会の位置づけを明確化する。首都圏直下型地震、東海地震、南関東地震、神奈川県東部地震、神奈川県西部地震、国府津―松田断層帯地震が発生する確率は高まっているが、茅ヶ崎市もそれら地震の影響をもろに受ける。過去の経験によると、大震災の際の行政機能は麻痺状態になることが多く、特にとっさの人命救助や火災の消火活動などを行政が組織的に行うことはほとんど不可能である。そのような場合、助け合いを確実に実行できるのは、自治会など身近な自衛組織しかないと考えられるので、財源も含めて自治会との連携強化を明確にすると共に、早期に具体的な対策を講じるべきではないか。	1	自治会がこれまで地域のさまざまな公共的な活動を担っていただいていることは認識しています。しかしながら、「財源も含めて自治会との連携強化」をどのように図っていくかは、個別具体的なコミュニティ政策の問題ですから、自治基本条例で規定するのは適切ではないと考えます。
269	25コミュニティ	追加：（執行機関は、コミュニティの活動を支援することができる。）	1	コミュニティの活動の支援については、「27市民活動の推進」の中で、「市は、公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずる…」と定めているところであり、ここでいう「市民」には、コミュニティも含まれています。
270	25コミュニティ	素案及び趣旨説明に下線部を追加する。 ⑴市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ（居住地域を同じくする市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。）が… ⑶…最大限市政に反映させるよう努めなければならないことを定めます。 【趣旨説明】 …、提出された意見の最大限の取り扱い方についても規定しています。 …、自治の担い手として公益の増進に取り組んでいることを会則等で明記しているコミュニティとします。	1	素案では、「３用語の意味」において「市民」を住民に限らず、在勤者や在学者なども含めていますので、「居住地を同じくする市民」という表現は適切ではないと考えます。 ご意見⑶及び趣旨説明における「最大限」という用語は、客観的な基準にはなり得ないので、個別の規定の中では使用しません。 さらに、自治基本条例でいう「コミュニティ」に該当するかどうかの判断は、会則等で「公益の増進」に取り組むことを明記しているかどうかによって判断するのではなく、実際の活動が公益の増進に取り組むものであるかどうかにより判断すべきものと考えます。
271	25コミュニティ	追加：（市議会は、コミュニティの自主性、自発性を尊重することを定めます。）	1	素案⑴では、「市民及び市は、…その活動を尊重しなければならない」と定めています。この「市」は、地方公共団体たる茅ヶ崎市のことであり、その機関は、市長等及び市議会です。したがいまして、「市」の中には、市議会も含まれています。

272	25コミュニティ	ＮＰＯをコミュニティと定義するのは間違いである。	1	素案⑴では、コミュニティを「市民により自主的に形成された集団又はつながり」と定義し、地域生活の全体性を共有する集団に限らず、一定の目的や共通認識によって結ばれた集団など、幅広く捉えていますので、ＮＰＯもこの中に含まれることになります。 なお、最近では、ＮＰＯをテーマコミュニティと呼ぶ例もありますし、各自治体の自治基本条例では、ＮＰＯと自治会を区別せずに「コミュニティ」としている例が多く見受けられます。
273	25コミュニティ	この部分は、６月１５日広報特集号で配布された茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要の市民検討委員の骨子４．市民の権利と責務　６．コミュニティのほうが明確でわかりやすい。	1	素案と市民検討委員会の骨子とでは、コミュニティについての基本的な趣旨は変わらないと考えます。 なお、自治基本条例は、「自治」の基本を定めるものですから、自治の担い手となる「コミュニティ」のみを対象とするべきであることから、素案では「公益の増進に取り組むコミュニティ」としています。 また、「コミュニティの活動の支援」については、「27市民活動の支援」で「公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずるよう努める」と規定しています。

別表（コミュニティ）

修　正　後	修　正　前
⑴　略 ⑵　市民は、自らの自由な意思に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとすることを定めます。 ⑶　略	⑴　略 ⑵　市民は、自主的な判断に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとすることを定めます。 ⑶　略

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
274	26協働	自治会，NPO、事業者などの市民同士の協働についても、もっと明確に文言で規定した方がわかりやすくて意味が通じやすいと考えます。趣旨がわかりやすければ、それだけ地域の絆を高め、質の高い地域をつくるからです。	1	素案⑵は、ご意見の趣旨を定めたものですが、趣旨が明確に理解していただけるよう、自治基本条例制定後に作成する逐条解説等で説明してまいります。
275	26協働	高齢化が急速に進む中で、この課題を解決するための自治会等の協働が重要と思います。26－⑶に追加記述をお願いします。	1	「市民」の中には自治会も含まれていますので、素案⑴では、市と自治会との協働について、素案⑵では、自治会同士や自治会とＮＰＯなどとの協働について規定しています。
276	26協働	⑴　市民は、自主的な判断に基づき…「協力するよう努めなければならない」を（協力することができる）とする。 ⑵市民は、自主的な判断に基づき…「協力するよう努めなければならない」を「協力することができる」とする。 （理由）協力するもしないも自主的な判断により選択できることを妨げてはならない。	1	素案⑴⑵では、「協働」における基本的な考え方として「互いの自主性及び特性を尊重すること」、また、「自主的な判断に基づくこと」を前提としています。しかし、「協働」は茅ヶ崎市の自治を推進する上で重要な手段になるものですので、「できる」という確認にとどまらず、自主的な判断を前提としつつも、「協働」をより推進していくための規定としています。 なお、ご意見のような趣旨をより明確にするために、「別表（協働）」のとおり、修正します。
277	26協働	素案を次のようにし、趣旨説明等を下線のとおり修正する。 26　協働のまちづくり ⑴市は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、まちづくり及び公共的サービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、市民活動サポートセンターの環境整備を充実させるとともに、必要な支援を行うものとする。 ⑵市は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。 ⑶市民及び市は、互いに協働しようとするときは、以下の基本原則に基づき行うものとする。 ①対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。 ②目的を共有し、協働の企画、実施、評価及び改善の過程並びにその成果を公開すること。 ⑷市は、市民と協働するに当たっては、これらの者の自律性及び自主性を尊重しなければならない。 【趣旨説明】 ○　~~少子高齢社会の到来などにより、~~地方自治の到来により市民と市が、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、連携、協力するまちづくりのための「協働」はますます重要になりますので、ここで規定します。	1	ご意見の⑴「市民活動サポートセンターの環境整備」や⑵「多様で開かれた場と機会の創設」は、素案「27市民活動の推進」にあります市の支援の一つの方法であると考えますが、自治基本条例は、自治を推進するための基本的な事項を定めるものですので、こうした個別具体の運用については、規定しないこととします。 ご意見の⑶及び⑷につきましては、素案でもほぼ同様の趣旨が規定されているものと考えます。 趣旨説明については、自治基本条例制定後に、逐条解説等を作成する際の参考とさせていただきます。 なお、少子高齢社会の到来も「協働」を進める重要な要因であると考えます。

278	26協働	協働の条文⑴⑵に以下を加える必要がある。 ⑶市民、事業者および市は、計画の策定および実施または評価の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定（以下パートナーシップ協定）を締結することができる。 ⑷市民、事業者および市は、パートナーシップ協定に定める内容を誠実に履行しなければならない。 追加の理由 今後増加することが予測される協働事業は、まちづくりの有効な手段となりますが、異なったカルチャーを持つセクター同士の協働は、双方の信頼関係や役割分担が不明確になりやすく、事業推進の隘路になる現実があります。これを避けるには、円滑な事業推進上の必要事項の文書化が不可欠です。	1	「パートナーシップ協定」とは、協働の主体となる当事者が相互の役割を明確にするために定める協定書のことであると思われますが、これは協働を行っていく際の運用の問題であると考えます。 自治基本条例は、自治を推進するための基本的な事項を定めるものですので、こうした個別具体の運用については、規定しないこととします。 なお、ご意見⑶の「市民参加の実効性の確保」については、素案「16市民参加」に、市民参加の実効性を確保するための規定を定めています。
279	26協働	⑵本条の意義は、市民と市との協働にあり、市民間の協働をうたうことは、その意義が不明確になりますので、不要の規定です。 市民間の協働は、前条のコミュニティ⑵に規定化されています。	1	「25コミュニティ」⑵は、コミュニティ活動への参加又は協力を定めたものですが、ここでの主体はコミュニティであり、市民はそれに参加し、協力する場合をいいます。 これに対して、「協働」は、相互の対等性のもとに行われるものですから、協働関係にある当事者は、協力・連携しつつもその主体を相互に保っていますので、参加することと協働とは異なる概念であると考えます。

別表（協働）

修　正　後	修　正　前
⑴　市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとすることを定めます。 ⑵　市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとすることを定めます。	⑴　市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重するとともに、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めなければならないことを定めます。 ⑵　市民は、自主的な判断に基づき、地域の課題を解決するため、相互に連携し、又は協力するよう努めるものとすることを定めます。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
280	27市民活動の推進	私たちは市内在住の外国籍市民に日本語を教えている市民ボランティアグループですが、特に私たちの活動に関わりの深い第6「市民の公益活動」について感じたことを述べさせていただきます。第６の27「市民活動の推進」の項に「市は、公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずるよう…」とあります。外国籍市民に対する日本語援助もこの市民活動の一つにあたると思いますが、それに対して、市が会場を使用させてくださっていることに感謝しております。ただ、実際の活動にかかる教材その他の費用は、私たちの負担で行っておりますが、市には費用負担の伴わない部分の援助をもう少しお願いできたらと思います。そうすれば、公益の増進に取り組む各コミュニティの活動が、随分しやすくなると思います。この条文が活かされることを切に願っております。	1	ご意見は、今後市民活動への支援を行っていく際の参考にさせていただきます。
281	27市民活動の推進	素案を次のようにし、趣旨説明を下線のとおり修正する。 ⑴市は、ＮＰＯなどの市民活動が、市民自治の促進のために重要な役割を果たすという認識の下に、その活動を促進するために必要な環境整備に努めるとともに、市民活動団体との協働を積極的に進めるものとする。 ⑵市は、ＮＰＯ等市民活動団体との協働に際しては、その自主性及び自立性を尊重するとともに、対等かつ平等の関係を築くものとする。 ⑶市職員は、ＮＰＯなどの市民活動団体の活動に自発的に参加し、市民目線でのまちづくり体験から得られる課題を政策に活かすよう努める。 ⑷市は、職員研修プログラムに市民活動実践研修を組入れるなど職員の資質向上をはかること。 【趣旨説明】 ~~地域力の向上を図るため、~~新たな公共の担い手の一つとして期待される市民自身による自治行動である~~公益の増進に取り組む~~市民活動について、これを育て、発展させるため、市が適切に支援するよう努めることを定めます。また、コミュニティの活動のみにとどまらず、それが地域社会における公益の増進に取り組む市民活動であれば、市は支援に努めることになります。	1	ご意見⑴の「市民活動促進のための環境整備」は、「27市民活動の推進」⑴で定めています。また、「市民活動団体との協働」及び⑵は、「26協働」に定められています。 自治基本条例には、個人又は市民としての職員について書くべきものではないので、ご意見の⑶の趣旨は、職員の職務として市民活動団体の活動に参加するということだと思われますが、このような取組は個別の職員政策の問題ですから、自治を推進する上での基本的な事項を定める自治基本条例には規定しません。 ⑷は、「10市長の責務」⑶に定める職員の育成の中の一事例であると考えます。 趣旨説明は、条例の逐条解説を作成する際の参考とさせていただきます。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
282	28住民投票	住民投票条例の制定は必要かどうかを含めてよく議論してから決めるものです。	1	ご意見のように、住民投票制度については、常設型の住民投票条例を制定するのか、個別の事案ごとに条例を制定するのか、さらには、住民投票の制度設計をどのようにしていくのかについて、市民、議会、行政において十分検討していく必要があると考えます。
283	28住民投票	住民投票についてはじっくり議論してどうすればよいか決めるべきだと思います。拙速はよくないと思います。	1	
284	28住民投票	住民投票は現行の地方自治法の中で実施が可能となっており、今後、市民、議会等との協議の中で検討することであると考え、素案のままでよい。	1	
285	28住民投票	茅ヶ崎市においては、現時点で住民投票制度の必要性について、社会的な機運が深まっているとは思えない。本制度については、市民、議会を含めた慎重な議論が必要である。	1	
286	28住民投票	「28住民投票」については、住民投票ということが可能であるということだけを述べたもので、実際に住民投票条例が必要であるかどうかということも含め、住民投票を行う上で必要となる条例については、あらためて時間をかけた検討が必要と考えます。	1	
287	28住民投票	住民投票は何を対象とするのかわかりません。そして今必要な理由も分かりません。入れるのであれば、きちんと情報を整理して市民にわかりやすく示しながら意見を聞いて、最後は議会できちんとした検討をしてほしい。	1	
288	28住民投票	住民投票というのがはやりの様になっているが、住民投票には利点だけでなく欠点もあるのだから、そうしたことをよく話し合いもせずに、住民投票条例を定めるようなことをしてはならない。	1	
289	29住民投票	住民投票をやるようなテーマは、まず議会でよく議論することこそが必要ではないでしょうか。それでもだめなら住民投票ということも考えられますが、費用や時間や労力が必要な住民投票をやれば良いというものではないと思います。	1	
290	28住民投票	茅ヶ崎市には住民の意見が割れるような問題はないのですから、住民投票条例を作る必要があるのかどうか、何について住民投票をするのか、何歳から投票できるのかなど、よく考えてからやらないと、賛成と反対の争いになってしまうと思う。	1	
291	28住民投票	市の説明に常設の住民投票条例を規定するかどうかが重要な論点になると書かれているとおり、住民投票は議会制民主制と直接民主制の接点ですから、その折り合いをどこにするのか、よく議論を詰めておかなければならないので、性急に住民投票条例を定めますなどとしない方がよい。	1	

292	28住民投票	住民投票制度はあったほうがいいと思うが、何の議論もなしに条例を作ればいいというものではないのでは。そういった意味で市の素案の考え方は理解できる。	1	
293	28住民投票	住民投票も同様で、自治基本条例の中では確認することだけをのせればいいのではと思います。	1	
294	28住民投票	住民投票について、現在具体に議論がされておらず、一部の市民だけの意見でこれを条例に検討委員会の骨子のように位置づけることには反対します。十分に検討をお願いします。	1	
295	28住民投票	住民投票について、茅ヶ崎市の素案が現段階では妥当です。今回、広報紙を見て驚きました。検討委員の骨子は規定しすぎです。ここまで規定するのにはもっと議論が必要だと思います。自治基本条例の中でまとめて決めてしまうのは手続不足。住民投票は住民投票として別に議論する必要があります。	1	
296	28住民投票	茅ヶ崎市には住民投票を行わなければならないことなどないのに、住民投票条例を作る必要があるのか疑問です。必要になったら作ればよいです。	1	
297	28住民投票	住民投票について、常設にすることなど到底容認できません。仮に住民投票を必要とするそのような事態に立ち至った場合の条例制定は、十分に議論する必要があると考えます。	1	
298	28住民投票	⑴条例（案）の概要規定の方が、発議者が明記されているのでよいです。 ＊「別に条例を定めるところにより」に発議者を取り込んでの規定と推測しますが、発議者明記のほうが分かり易い。なお、「…別に条例に定めるところにより、住民投票を実施することができる」とすべきでは。また「別に条例を定めることにより」　は、「…定めるところにより」では。	1	発議権者を定めることは、常設の住民投票条例を制定することを意味しますが、住民投票については、発議権者やその他の事項を議論する前段として、まず、常設の住民投票条例を制定するのか、事案ごとに住民投票条例を制定するのかということを、市民、議会、行政において十分議論する必要があると考えます。 そこで、素案では、「別に条例を定めることにより」住民投票ができることを確認することとし、常設の住民投票条例を制定するのか、事案ごとに住民投票条例を制定するのかについては規定していません。 なお、住民投票における「投票年齢」は、常設の住民投票条例を制定するのか、事案ごとに
299	28住民投票	素案では、住民からの発議権が記載されていません。自治の基本理念に照らし合わせて明記する必要があります。常設の住民投票を制定するか、事案ごとに住民投票条例を制定するか十分論議がされていないというが、どちらにせよ、問題が生じたと考えた住民が発議することを妨げないはずである。発議要件は、国や県の法律を参考にすればよい。投票年齢は、１８歳以上か１６歳以上でよい。	1	

300	28住民投票	「住民投票」については、それが市民の発議で実施可能であることをこの条例で定め、どんな条件であると入れる事が重要である。	1	住民投票条例を制定するのかは別として、住民投票条例を作るときに検討することになります。
301	28住民投票	市民自治の基本のひとつとして、より明確に制度化することを規定するべきです。この観点から市民検討委員会の13-1住民投票のような具体的な規定をすべきです。	1	常設の住民投票条例を制定するのか、事案ごとに住民投票条例を制定するのかについては、市民、議会、行政において十分議論することが必要であると考えます。 したがいまして、自治基本条例では、別に条例を定めることにより、住民投票ができることを確認するものとしています。
302	28住民投票	常設の住民投票条例を定め、住民も発議できるよう、主権者である市民の提案権を確保してほしい。	1	
303	28住民投票	「住民投票」⑴～⑺は市民検討委員会の骨子を採用してもらいたい。素案は、「常設」に触れず、曖昧な表現にとどめており、今後は「常設」の住民投票条例が絶対必要です。	1	
304	28住民投票	素案では、住民投票の実施は市のみが決定することを規定しているが、市民の要望に基づく住民投票の制度化によって重要な課題について民意形成を容易にし、民意を行政に反映させる点でメリットが大きい。	1	素案は、住民投票の実施を市のみが決定できることを定めたものではありません。 また、「市民の要望に基づく住民投票の制度化」は、常設の住民投票条例を制定することを意味しますが、住民投票については、発議権者やその他の事項を議論する前段として、まず、常設の住民投票条例を制定するのか、事案ごとに住民投票条例を制定するのかということを、市民、議会、行政において十分議論する必要があると考えます。
305	28住民投票	「住民投票」は「自治基本条例」の思想そのものと考えます。市民の声を最大限生かした投票資格者にしていただきたい。	1	ご意見は、今後、住民投票制度の検討を行う際の参考にさせていただきます。
306	28住民投票	住民投票について、趣旨説明を見ると、いつまでも制定されないままになると感じました。	1	住民投票制度に関する検討は、自治基本条例制定後に行ってまいります。
307	28住民投票	⑷住民は住民投票のために争点を明らかにし、投票活動を行うことができます。 を追加。	1	住民が投票運動を行うことは、これを制限する規定がない以上、基本的には制限されるものではありません。 むしろ、素案⑶のように、住民投票を実施する場合に、市長がその争点を明らかにし、住民が判断する上で必要な情報を提供しなければならないことを規定することが重要であると考えます。
308	28住民投票	住民投票の説明文、最後の文節で、住民の説明がおかしい。茅ヶ崎市在住者が入っていない。	1	趣旨説明の最後の段落の「なお、…」は、ご意見のとおり、「茅ヶ崎市在住者」を意味しています。趣旨説明は、「３用語の意味」で、茅ヶ崎市の在住者に限らず、在勤者や在学者、納税義務者などを含めて「市民」と定義しているので、ここでいう「住民」と「市民」は同じではないことを説明したものです。

309	28住民投票	「市民」の定義について、４Pの３用語の意味で、例えば参政権など住基法、公選法などの法令によって制限があるので特定できるため一応理解しますが、住民投票などはどう解釈するのかわかりにくく曖昧な部分があります。市行政の土台を揺るがすような事項の住民投票は、選挙人名簿搭載者に限るべし。	1	市民の定義については、「３用語の意味」⑴アで規定したとおり、住民だけでなく、在勤者、在学者、法人等を含んでいますが、「28住民投票」で「住民」という用語を使用しているのは、市民の定義より狭い範囲とすることを意図したものです。 住民投票制度における「住民」の具体的な範囲は、あらかじめ住民投票条例を作るのか、個別の案件ごとに住民投票条例を作るのかは別として、住民投票条例を作るときに検討することになります。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
310	29国等との連携等	本自治基本条例は茅ヶ崎市の自治の基本理念や市政運営の基本原則を定めるものです。国際社会との連携は規定しない方がよい。	1	自治基本条例は、ご意見のとおり、茅ヶ崎市の自治の基本となる事項を定めるものです。 そこで、素案では、茅ヶ崎市における課題の解決という視点から国際社会との連携、協力について規定しています。
311	29国等との連携等	概要段階では入っていなかった国際社会との連携が入ったが、骨子にあった地球規模の諸問題に取り組むといった茅ヶ崎市の状況とはかけ離れた文章から比べると、市の素案は茅ヶ崎市の現状にあった考え方になっているのでよくなったと思う。	1	ご意見にありますとおり、素案では、茅ヶ崎市における自治の取組という視点から国際社会との連携、協力について規定しています。
312	29国等との連携等	市民の骨子はあまりにも抽象的でよく分かりません。自治の確立と発展がどのようにして国際交流や連携に結びつくのでしょうか？市の素案の方が適切な規定となっています。	1	
313	29国等との連携等	茅ヶ崎市は歴史的にも地勢的にも国際社会に開けた特質を有しており、将来に向けて国際貢献すべき基本理念を確立して戴きたく献策いたします。依ってここでは下記のごとく、⑵「市は、市の課題解決に国際社会と連携又は協力の推進…」は不適切であり、「市の発展と国際社会との交流を促進するために…」に改めたい。	1	国際貢献の必要性は理解しておりますが、自治基本条例は、茅ヶ崎市における自治の基本となる事項を定めるものですから、国際交流や国際貢献といった一般的な目的ではなく、茅ヶ崎市における自治の取組という視点から国際社会との連携、協力について規定しています。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
314	30条例の検証等	自治基本条例は市と市民のものなので、みんなで見守るべきで、一部の人による機　関の中で検証するのはよくないと思います。	1	この条例が形骸化しないよう、条例の施行状況やこの条例の規定が自治の推進に適合したものであるかを定期的に検証することは必要なことですし、この検証を市民参加の下に行っていくことも重要なことであると考えます。 この条例は、自治の根幹となる事項を定めているので、ご意見にありますとおり、少人数の委員による機関が担うのではなく、より多くの市民の皆さんのご意見を聴くとともに、議会によるチェックを受ける仕組みを整備してまいります。
315	30条例の検証等	推進機関を設けると、その委員の意見次第でこの条例の運用が左右されることになりかねない。一部の者の条例にしてはならない。	1	
316	30条例の検証等	条例のチェックは、市民全体と議会が行うようにして、その為の特別な機関は作らないでください。	1	
317	30条例の検証等	自治基本条例の検証は、議会や市民全体が行うのがよいと思います。	1	
318	30条例の検証等	条例の検証等については、市の素案の説明にあるように、議会や市民全体が検証や適切な措置が講じられたかを監視するほうが公正な検証ができると考える。	1	
319	30条例の検証等	条例の検証は、一部の機関が行うのではなく、市の案のような形で行って欲しい。	1	
320	30条例の検証等	条例の検証について、一部の市民からなる推進委員会は再考すべきです。素案に賛成です。	1	
321	30条例の検証等	条例を見直しするときは、多くの市民の意見をきく体制にすべきです。そうでないと声の大きい一部の市民に流されることが心配です。	1	
322	30条例の検証等	自治基本条例は、市民の自治について定めているのだから、市民全体が見守るようにしておかないといけないので、特定の人たちや特別な機関に任せるのはよくないと思います。	1	
323	30条例の検証等	検証機関を設けるとそれだけでいかにも中立で公正な検証ができるように考えるのはいかがなものでしょうか。その構成によっては偏った機関にもなりかねないと思います。市民の代表である議会が確認するのが当たり前で、そうしなかったら議会である意味がないと思います。	1	
324	30条例の検証等	市民検討委員会の骨子は、「…市民を含めた自治基本条例推進委員会を設置します」としていますが、声の大きい市民や一部の市民による検証機関になるように思います。公正な検証を行うためには、議会が監視の役割をすることだと思います。素案に賛成です。	1	

325	30条例の検証等	市の説明に条例の検証を行う機関について書いてありますが、そもそも、この条例が大事であればあるほど、それをチェックするのは行政を監視する議会の役割だと思います。なぜ第三者機関を設置しなければチェックできないというのか分からないという以上に何か別の意図を感じざるを得ません。	1	
326	30条例の検証等	自治基本条例の検証のために、わざわざ新しい機関を作ることはないと思います。新しい機関を作らなくても検証はできます。	1	
327	30条例の検証等	政権交代がおこり、地方自治も徐々に新しい局面を迎えることになるのではないかと推測する。良い悪いではなく、昔の日本には戻らないという認識グローカルな認識にたって改めて、この自治基本条例を見直すことが大切。そしてその際のコンセプトは人権であろう。	1	「30条例の検証等」で、４年を超えない期間ごとにこの条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市の自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならないことを規定しています。
328	30条例の検証等	運用が大切と記入しました。それには「推進機関」を自治基本条例に規定したらどうでしょうか。	1	この条例が形骸化しないよう、条例の施行状況やこの条例の規定が自治の推進に適合したものであるかを定期的に検証することは必要なことですし、この検証を市民参加の下に行っていくことも重要なことであると考えます。 ご意見のように、この条例の検証等を市民参加で行う場合の方法として、そのための機関を設置することが考えられますが、自治基本条例は、自治を推進するための基本的なルールを定めたものですから、長期的にはそのルールは安定してくるものと考えられること、また、検証等を行う機関が市長の附属機関である場合は、議会に関する事項については検証等を行うことができないこと、さらには、自治の根幹を定める自治基本条例の検証、見直しを少人数の委員による機関が担うのは疑問があることなど、その有効性や妥当性に疑問があります。 したがいまして、条例の検証等につきましては、多くの市民の皆さまのご意見を聴くとともに、議会によるチェックを受ける仕組みを整備してまいります。
329	30条例の検証等	「目的達成と運用の推進を図るため、市民を含めた推進委員会を設置する。」を追加。	1	
330	30条例の検証等	市民検討委員会の14-1条例の推進と見直しにあるように、検証機関を設けて、適切かつ公正な検証を担保すべきです。	1	
331	30条例の検証等	⑴～⑸の最後に、⑹市民も参加した条例の検証・推進委員会の設置を追加。	1	
332	30条例の検証等	絵に書いた餅にならぬよう、目的の達成と運用の推進をはかるため、検証も市民参加の推進委員会を設置する。	1	
333	30条例の検証等	推進機関有ってこそ条例が活かされる。推進機関無くしては条例も無きに等しくなる。	1	
334	30条例の検証等	条例の検証について、趣旨説明を見ると、市民検討委員会骨子に記載されていた「自治基本条例推進委員会の設置」について、行政側が設置したくない言い訳ばかりで設置されると都合の悪いことがあるのではと感じてしまいます。	1	
335	30条例の検証等	「条例の推進と見直し」⑴～⑷は市民検討委員会の骨子を採用してもらいたい。	1	

336	30条例の検証等	推進機関の設置が明記されていない。（「条例の検証、見直しを少数の委員からなる推進委員会が担うのには疑問がある」という行政側の説明は、何を根拠にされるのか？市民自治の根幹に関わる誤った認識である。）	1	条例の検証について少数の委員からなる委員会を設置することに対する疑問は、条例のあらましである（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要に対する市民の皆さまのご意見にもあるとおりです。 なお、この条例（案）の概要に関する市民の皆さまのご意見は、市のホームページ（企画調整課ページ）に掲載されていますので、ご参照ください。
337	30条例の検証等	情報共有・市民参加など各々に審議会が設置されている、少人数での検証に疑問があるなどとあるが、これでは条例を活かす道を閉ざしている。	1	現在、市には、情報公開や市民活動の推進など自治の推進に関わる審議会が存在していますが、これらの審議会は、特定の事項について審議することを目的として設置されたものです。これに対して、自治基本条例は、自治の基本となる事項を定めたものであり、自治の取組全般に関わってくるものですから、少人数の委員による機関を設置するのではなく、多くの市民の皆さまのご意見を聴くとともに、議会によるチェックを受ける仕組みを整備してまいります。
338	30条例の検証等	４年以内の検証を、２年毎として検証し、事実が鮮明な内に検証することが適格な対応になる。	1	この条例が施行されてから数年間は、この条例に定められたルールを実現するためにさまざまな制度を整備する必要がありますが、自治基本条例は、自治を推進するための基本的なルールを定めたものですから、長期的には、そのルールは安定してくるものと考えます。したがいまして、条例施行後の最初の検証については、「31施行期日等」にあるとおり３年以内に行うこととし、それ以降は、４年に１回行うこととしています。なお、この４年とは、議員の任期中に１回は議会のチェックを受けることを目的としたものです。
339	30条例の検証等	初めから完璧な条例を策定することは極めて難しく、これを施行する中で市民参加の下で見直しを行い、必要に応じて適宜条文の追加、修正や削除がしやすい仕組みを作ることが自治基本条例が定着する上で極めて重要である。素案の本条及び「2条例の位置付け」、「16市民参加」、「17政策法務等」では条例の制定、改廃が必要と認めた場合にのみ行うことを規定している。自治基本条例の運用が市民生活向上に機能を果たしているかどうかを強く実感できるのはむしろ受益者たる市民であり、市民参加なしでの条例評価は自治基本条例の理念に反するとともに、その定着を妨げる要因ともなりうる。	1	この条例が形骸化しないよう、条例の施行状況やこの条例の規定が自治の推進に適合したものであるかを定期的に検証することは必要なことですし、この検証を市民参加の下に行っていくことも重要なことであると考えます。 素案では、検証の内容とそれに基づいて講じようとする措置について、市民の皆さまや学識経験者のご意見を聴き、これらのご意見を踏まえて講じようとする措置を修正し、さらに、この検証の内容と講じようとする措置について議会のチェックを受けることとしています。 また、講じようとする措置がない場合であっても、そのことについて市民の皆さまのご意見を聴くとともに、議会へ報告することとしています。
340	30条例の検証等	条例中に条例改定（時）や「条例の検証」（部分）でも「市民」の関与が書かれていない。初めから完璧な条例を策定することは難しく、運営上不具合があれば比較的容易に改定できる仕組みが必要である。市の素案では改定したいときにできるのは市のみで市民（が）はできないとされている。これは作成しても民意が反映されずそのままで終わるという危険性も考えられる。	1	

341	30条例の検証等	全体として市が主体になっている感がある。特に「第９条例の検証等」では市民が書かれていない。見直しも市民参加を書くべきである。	1	
342	30条例の検証等	この条例の目的達成と運用の推進を図るため、市民を含めた自治基本条例推進委員会を設置する必要があると考える。検証は各課や学識経験者などが行うことに加えて同委員会が調査し、必要な場合は改正提案を市議会に出すことができることも明文化してほしい。	1	この条例が形骸化しないよう、条例の施行状況やこの条例の規定が自治の推進に適合したものであるかを定期的に検証することは必要なことですし、この検証を市民参加の下に行っていくことも重要なことであると考えます。 この条例の検証等を市民参加で行う場合の方法として、そのための機関を設置することが考えられますが、自治基本条例は、自治を推進するための基本的なルールを定めたものですから、長期的にはそのルールは安定してくるものと考えられること、また、検証等を行う機関が市長の附属機関である場合、議会に関する事項については検証等を行うことができないこと、さらには、自治の根幹を定める自治基本条例の検証、見直しを少人数の委員による機関が担うのは疑問があることなど、その有効性や妥当性に疑問があります。 したがいまして、条例の検証等は、多くの市民の皆さまのご意見を聴くとともに、議会によるチェックを受ける仕組みを整備してまいります。 なお、条例の改正提案ができるものは、地方自治法で定められていますので、推進委員会を設置しても、同委員会が改正提案をすることはできません。
343	30条例の検証等	「30条例の検証等」の前に以下を加える必要がある。 第９　条例の検証等 「30条例の実効性の確保」を追加する。 「31条例の検証等」　順送りで番号を下げる。 30　条例の実効性の確保 ⑴市民、事業者、市長、議員及び職員は、この条例を遵守することにより、市民自治によるまちづくりを推進しなければならない。 ⑵市長は、この条例の実効性を確保するため、必要な制度等の整備に関する年次計画を定め、この条例の運用状況等を調査・検討し、その結果を公表しなければならない。 ⑶市長は、この条例の実効性を確保するため、市民、事業者及び市民自治によるまちづくりを推進するための地域コミュニティやＮＰＯと協議し、連携するものとする。 追加の理由 多数の市民と職員が多大な時間と労力をかけてつくり上げた条例を、絵に描いた餅にしないために不可欠な条文である。この条文の主旨が次項の検証に繋がるべきである。	1	ご意見⑴の「条例の遵守」については、「２条例の位置付け」、「９議員の責務」⑵、「10市長の責務」⑵、「11職員の責務」⑴に定められており、「市民自治によるまちづくりの推進」については、「１目的」と同様の趣旨であると考えます。 ご意見の⑵にある「年次計画」の策定ですが、自治基本条例は自治を推進するための基本的な制度を定めるものですから、長期的にはその制度は安定しますので、今後ずっと年次計画を策定する必要があるかどうか疑問があります。 また、「年次計画」の策定はこの条例の実効性を確保するための一つの方法ですので、こうした個々具体的な運用については規定しないこととしています。以上のことから「年次計画」については、規定しないこととします。なお、ご意見の趣旨については、今後の検証等の参考とさせていただきます。 ⑶の趣旨は、「25コミュニティ」や「26協働」の中に含まれているものと考えます。
344	30条例の検証等	検証機関の設置は、当面は原案のような進め方でよいが、学識経験者の数については必ず複数の方に依頼することが大切である。	1	ご意見の趣旨を踏まえ今後検討してまいります。

345	30条例の検証等	「30条例の検証等」について、形骸化しないよう監視していくことは必要と思いますが、趣旨説明にあるとおり、検証を行う機関を設けることが有効であるとは思えません。ただし、検証する項目等、何をチェックするのかという内容について整理し、職員等に周知する必要はあると思います。	1	ご意見のとおり、条例の検証を行う際には、自治基本条例に規定された事項について、何をどのように検証するのかを整理し、職員に周知する必要があると考えます。
346	30条例の検証等	⑷の項目だけが「市長は…」で、他は、「市は、…」とした理由？条例の検証は、行政の長である市長が指示して行うものであり、すべて市長は…」ではないか。	1	自治基本条例には、執行機関に関する規定だけでなく、議会に関する規定もあります。行政の長である市長と議会は機関が異なりますので、市長が議会に関係する規定を検証することはできません。したがいまして、執行機関に関係する規定の検証は市長や教育委員会、選挙管理委員会などの各執行機関が行い、議会に関係する規定の検証は議会が行うこととし、執行機関による検証の内容については、市長が議会に報告し、議会のチェックを受けることとしています。こうしたことから、素案⑷だけは、「市長は、」としているものです。 なお、議会が行う検証は、議会自身による検証の内容を市民の皆さまに公表し、ご意見をお聴きすることになります。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
347	31施行期日等	施行後３年以内の検証だけに終わらず、よりよい基本条例になるよう「修正を続ける」よう願います。	1	条例の検証は、「30条例の検証等」⑴のとおり、施行の日から４年を超えない期間ごとに行ってまいりますが、条例施行直後は、さまざまな制度を整備する必要がありますので、最初に行う検証については３年以内として、原則である４年よりも短くしています。したがいまして、最初の３年が経過した後も、４年を超えない期間ごとに条例の検証を行ってまいります。

No.	項目名	意　　見	件数	市の考え方
348	その他	市の概要を策定する視点が５つ書かれているが、良く整理されていると思う。 憲法の下に法律、その次に条例があるわけだから、そういうことを踏まえて規定してないと読んでも混乱する。ある法律は書いてあって、ある法律は書いてないと、書いてあることとないことの区別がつかないし、区別がついたら書いてない理由がわからない。書くなら全て書く、書かないなら書かないで徹底しないといけない。	1	条例案を検討する上での５つの視点にある「1　条例は法律を踏まえてつくられるので、法律に規定されている事項は規定しない」こととした理由の一つは、法律に規定されている内容を改めて条例に規定するとした場合に、どの規定を取り入れるのか取捨選択の基準が難しいということです。また、法律に規定されている内容をあらためて条例で規定する場合、同じ法律の規定でありながら、自治基本条例に規定するものと、規定しないものがあることで、かえって分かりずらいものになるということが考えられます。また、法律に規定されている内容を改めて条例に規定することにより、この自治基本条例の条文数が膨大かつ煩雑になることも考えられます。以上のことから、法律に規定されている事項は規定しないこととしています。
349	その他	法律にあることでも自治基本条例に書くのはいいが、すべてを書くわけにはいかないから、どうしても取捨選択をすることになる。その場合、落とした規定については茅ヶ崎市は重要視していないと受け取られることになりかねない。そうなっては困るから、結局は憲法や法律に書いてあることは書かない方がよいということになると思う。	1	
350	その他	市の説明に、法律に定めてあることは書かないこととしたとありますが、当然のことです。分かりやすくするために書いた方がいいということを言う人がいますが、それは条文として書くのではなく、解説書に書くものです。	1	
351	その他	骨子案では、市長、議員、職員の役割や職務などについて触れられていましたが、関係法令に規定されている事項を盛り込む必要はさらになく、これを規定していない点についても、評価します。	1	
352	その他	特集号をみて、市民検討委員会から報告された骨子と（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要を示したのは斬新的で、良い方法だと思いました。市民の考えも複雑・多様化している中で、合意形成なんてものはありません。それよりも、違いは違いとしてお互いに違いがあるのだということを理解すべきだと思います。3年間、検討委員の方も苦労されたかもしれませんが、やはり、一部の市民で論じてきた条例だと思います。今回その点で、他の市民を巻き込んだので良かったと思います。市の素案は良くできていると評価します。 ５つの視点により全体を整理し、細部の関係を整理する。そして概要をつくり素案にしていく方法は合理的で無駄がない整理された条例素案になっている。	1	ご意見として承ります。

353	その他	先日インターネットで自治基本条例についての議会での議論を拝見しました。質問された議員からは市民検討委員会という発言が何回も聞かれ、まるで市民検討委員会の代理人の様で、市民全体の代表者だということを理解されていないのではと眉をひそめざるをえませんでした。市民検討委員会も市民参加の一つですが全てではありません。市におかれては、そのことをしっかりわきまえた上で条例を制定していただきたいと思います。	1	市民検討委員会は、本市の自治基本条例について、市民の立場から意見を取りまとめていただくために設置したものであり、平成21年2月にその意見をとりまとめた「骨子」を市に提出していただきました。 市としましては、提出いただいた「骨子」を参考に、条例のあらましである（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要を策定し、さらには今回のパブリックコメントの対象となった条例の素案を策定してまいりましたが、その際には、市民検討委員会の骨子だけでなく、昨年行われた12地区での意見交換会や条例（案）の概要に対する市民の皆さまのご意見なども踏まえながら条例案の検討を行ってまいりました。 こうしたことから、策定された条例（案）の概要や素案と市民検討委員会のご意見とでは異なる部分も存在しますが、市民検討委員会と市との間で条例案の検討を行うのではなく、意見の相違は相違として市民の皆さまにお示しして、パブリックコメントを初めとして、さらに広く市民の皆さまのご意見をお聞きすることこそ市民参加であると考えます。 これまでの、多くの市民の皆さまのご意見などを踏まえ、条例の制定に向けて取り組んでまいります。
354	その他	市の説明を聞くと市民検討委員会と意見交換をしてきたとよく説明があるが、市民検討委員会は市民の代表でもないし、市民が頼んだわけでもない。なぜ、市が市民検討委員会の意見にこだわるのか理解できない。自分としては、市民検討委員会の説明会でいろいろと意見を言ったが結局何も取り入れてもらえなかった。市民検討委員会の意見に最後まで振り回されるのではなく概要説明会での意見やパブリックコメントの意見をよく聞いてもらいたい。	1	
355	その他	策定プロセスについての意見が出されているが、市が説明会等で言っている様に検討委員会の骨子は、尊重しながら、概要を作成し、それを公表し、市民の意見をもらいながらの今の策定方法は正しいと考える。	1	
356	その他	今回は、概要をつくって、次に素案をつくってやってきたことは大いに評価ができます。 パブリックコメントで急に案が出てくるのと違って、考えて意見を言う時間がありました。重要なものは、こうしたやり方がいいと思います。	1	自治基本条例は、茅ヶ崎市の自治の基本をを定める条例ですので、条例素案についてパブリックコメントを行うだけではなく、その前の段階で、条例のあらましである（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要を策定し、説明会を開催するとともに意見募集を行いました。また、そこでのご意見などを踏まえて条例の素案を策定し、12地区説明会やパブリックコメントを行ってまいりました。

357	その他	パブコメの目的から逸れてしまうかもしれませんが、「市民検討委員会が３年以上かけて検討してまとめ骨子案を尊重して条例案を作るべきだ。３年も検討させておいて今更なんだ。尊重すべきだ。」との声も聞いていますが、確かにそういう言い方もできるでしょう。 しかし、骨子案をまとめる前に常設意見交換や地域意見交換会などで市民の意見を聞いてまとめたものでしょうが、意見交換会で示された資料に対して反対あるいは批判の声もあったハズですのに、その意見を反映させ修正を加えた骨子案とは思えません。 又、多くの市民は、こうして作られた委員僅か三十数人の市民検討委員会がまとめた骨子案をそのまま条例化するなどとは思ってもいないハズです。 仮に、骨子案を尊重するとしたならば、それならそれで、はじめに市民に対してそのことを説明して納得の上で取りかかるべきであったし、もしそうなら検討委員会の構成もまた違ったものになっていたハズです。どういういきさつでそんな誤解？を生んでしまったのか、最初の市の姿勢がどういうスタンスだったのかを問われても仕方がないのではありませんか？ いずれにせよ、当該委員会の意見ではあっても、市民全体の意見とは言い難いものです。依って骨子案は容認できません。	1	市民検討委員会は、本市の自治基本条例について、市民の立場から意見をとりまとめていただくために設置したものであり、平成21年2月にその意見をとりまとめた「骨子」を市に提出いただきました。 市としましては、提出いただいた「骨子」を参考に、条例のあらましである（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要を策定し、さらには今回のパブリックコメントの対象となった条例の素案を策定してまいりましたが、その際には、市民検討委員会の骨子だけでなく、昨年行われた常設意見交換会議や12地区での意見交換会、また、条例（案）の概要に対する市民の皆さまのご意見なども踏まえながら条例案の検討を行ってまいりました。 こうしたことから、策定された条例（案）の概要や素案と市民検討委員会のご意見とでは異なる部分も存在しますが、意見の相違は相違として市民の皆さまにお示しして、パブリックコメントをはじめとして、さらに広く市民の皆さまのご意見などを踏まえ、条例案を策定していく必要があると考えます。 いただいたご意見は、今後、市民参加を行う際の参考とさせていただきます。
358	その他	市民検討委員会は当初は７０人を越える委員を選任したが現在は二分の一にも満たないと聞きます。なぜ半数以上の人が委員活動を止めたのか、理由はいろいろあると思いますが、この条例の制定施行後には、こうした手法を用いる場面がより多くなると思います。市民参加は行うにしても今回のような手法は二度と行うべきではありません。 ちなみに、この条例の制定に三年以上費やしてしていることや、少数意見の骨子案であることが何よりの証明ではないですか？それだけ十分検討したとの評価は認めますが、全国の地方自治体のこれに類する条例等の制定率はほんの数パーセントであることを考えれば、それだけ時間を費やしてもいい程度のものであったのかといいたくもなります。 この条例の制定過程を十分に検証し、今後の市民参加のあり方はどうあるべきかを検討して、仕組みを作り上げて欲しいと願っています。	1	

359	その他	これまで市民検討委員会の方が４年近く検討されてきたことに敬意を表します。この日々の努力には頭の下がります。今も市と意見交換をされているということを耳にしますが、提案したものがそのまま条例になるとは思っているとしたらおかしいです。委員の方も３０人と聞きました。やはり一部の方の意見であるということは事実だと思います。 市民参加のあり方を市はもう一度考えることが必要だと思います。公募の市民を全て委嘱して、最終的には同じ意見を持った人だけが残ったのではないかと思われるような手法はバランスのとれた意見聴取ではないと思います。長い検討が良いとは限りません。既得権的なものが生まれてしまいます。期限をきめることや委員の構成も考えるべきだと思います。	1	
360	その他	地域での説明会などで市民検討委員会の皆さんからは、自分たちが作った骨子がいかされていないという意見が出されますが、市民検討委員会と違う意見もいっぱいあるのですし、それも市民の意見なのですから、素案が骨子のとおりになっていないのはあたりまえだと思います。むしろ、委員会が骨子を作った後も条例作成に関与することは、概要への意見やパブリックコメントでの意見をないがしろにすることになります。	1	市としましては、提出いただいた「骨子」を参考に、条例のあらましである（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要を策定し、さらには今回のパブリックコメントの対象となった条例の素案を策定してまいりましたが、その際には、市民検討委員会の骨子だけでなく、昨年行われた常設意見交換会議や12地区での意見交換会、また、条例（案）の概要に対する市民の皆さまのご意見なども踏まえながら条例案の検討を行ってまいりました。 こうしたことから、策定された条例（案）の概要や素案と市民検討委員会のご意見とでは異なる部分も存在しますが、意見の相違は相違として市民の皆さまにお示しして、パブリックコメントをはじめとして、さらに広く市民の皆さまのご意見などを踏まえ、条例案を策定していく必要があると考えます。
361	その他	「茅ヶ崎市自治基本条例（素案）」を読んで大旨賛成に思えます。	1	ご意見として承ります。
362	その他	この条例が地方分権化への潮流のなかで、望まれ、市民自らが（市民、行政および議会が一体となっての意）が創りあげていくべきと思っています。特に、道州制まで政権公約で俎上に載る時代にあって、わが自治体の目指す方向がぶれないために、カチッと制定されることを望みます。	1	自治基本条例は茅ヶ崎市の自治の基本的な事項を定めるものであり、その制定は、地方分権の進展や少子高齢社会の進行など社会構造の変化に伴い、市民・議会・行政が今後の本市のあり方を検討し、その仕組みを創り上げることにより、市民主体による自治の一層の推進を図ることにあると考えます。 今後も、本市の自治に関する意識の向上や、認識の共有を図りながら自治基本条例の制定に向けて取り組んでまいります。
363	その他	市民（私）身近な条例の認識を持つ人の少なさに痛感、知ること、認識し理解、参加実行を思います。（だが一日の生活時間にゆとりのない人も多しと。）	1	これまでも、広報紙や説明会などにより、条例のあらましである（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要や素案の内容、さらには制定の意義等をご説明し、ご意見を伺ってまいりま

364	その他	パブリックコメント、市報掲載情報等の説明を多くのぞみます。市民として、（私）見ること、読むこと、聴くこと広めます。	1	したが、今後とも、本市の自治に関する意識の向上や、認識の共有を図りながら自治基本条例の制定に向けて取り組んでまいります。
365	その他	茅ヶ崎市は、温暖な気候や豊かな水環境に恵まれ、歴史的にも内外の文化情報の拠点にありながら、今ひとつその資源を生かす創造性や活力に乏しく、閉塞感を抱いておりましたが、このたびの自治基本条例は市民も行政もその地域自治の本旨を自覚することとなり、人情の活性化と自己決定の範囲を拡大するための絶好の機会でありましたし、素案における①地方自治の本旨について、まちづくりが自主的に行われること。②議会・議員が地域主体に基づく自己決定③条例検証や行政評価の適確な実施措置。などの展望を示されたことは賞すべきことであります。ただ欲を出せば、それらが各項目に織り込まれていない箇所もあり、これからの成文に向けての整備を期待して提言とします。	1	自治基本条例は茅ヶ崎市の自治の基本的な事項を定めるものであり、その制定は、地方分権の進展や少子高齢社会の進行など社会構造の変化に伴い、市民・議会・行政が今後の本市のあり方を検討し、その仕組みを創り上げることにより、市民主体による自治の一層の推進を図ることにあると考えます。 これまで様々な場面においていただきました、多くの市民の皆さまのご意見などを踏まえ、自治基本条例の制定に向けて取り組んでまいります。
366	その他	すでにパブリックコメントを提出しましたが、(素案）を再度読み直してみると、自治基本条例は自治体(市）の憲法だと言われております。日本国憲法第９２条では［地方自治の基本原則］地方公共団体の組織及び運営に関する事項は地方自治体の本旨に基づいて法律で定めると規定されています。 本旨とは住民自治を指摘していると思います。日本国憲法でも第９条を始めとして多様な解釈があります。そこで、憲法や法律に規定されている事項でも重要なことはわかりやすく基本条例に記入して欲しいです。	1	条例のあらましである（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要や素案を策定するときの考え方として、「法律に規定されている事項は規定しない」こととしました。その理由の一つは、法律に規定されている内容を改めて条例に規定するとした場合に、どの規定を取り入れるのか取捨選択の基準が難しいということです。また、法律に規定されている内容をあらためて条例で規定する場合、同じ法律の規定でありながら、自治基本条例に規定するものと、規定しないものがあることで、かえって分かりずらいものになるということが考えられます。 また、法律に規定されている内容を改めて条例に規定することにより、自治基本条例の条文数が膨大かつ煩雑になることも考えられます。以上のことから原則として法律に規定されている事項は規定しないこととしました。 なお、関連する法律につきましては、必要に応じて、自治基本条例制定後に作成する逐条解説等の中で説明してまいります。
367	その他	素案作成にあたって「条例は法律を踏まえてつくられるので、法律に規定されている事項は規定しないことにした」という市の方針は、条文の意味を理解しにくく、なじみにくいものにしている。市民はいつも憲法や法律の条文を熟知しているわけではない、重要なことはしっかり、かつわかりやすく自治基本条例にも明記すべき。	1	
368	その他	自治基本条例（素案）は簡明に淡々と書かれていて理解しやすいが、反面日本国憲法のごとき明確な意思や思い、高揚感にやや欠ける。 自治基本条例の成否は、本条例が茅ヶ崎市民からお互いが共生して生活してゆく上で必要不可欠なものとして受け止められ、かつ市民生活の最も基本的なスタンダードとして或いは拠り所として必要に応じ随時適用してもらえるかどうかにかかっている。	1	自治基本条例は茅ヶ崎市の自治の基本的な事項を定めるものですのであり、その制定は、地方分権の進展や少子高齢社会の進行など社会構造の変化に伴い、市民・議会・行政が今後の本市のあり方を検討し、その仕組みを創り上げることにより、市民主体による自治の一層の推進を図ることにあると考えます。 今後も、本市の自治に関する意識の向上や、認識の共有を図りながら自治基本条例の制定に向けて取り組んでまいります。

369	その他	地方分権（地域主権）に対する基本的スタンスを明記する。民主党政権が成立し、地方分権が目前に迫ってきた。近いうちに国と地方の協議機関が法制化される見込みである。他方地方分権改革推進委員会は、９月にも国が自治体に仕事やその基準を義務付ける規制（４千件もある）の改革案を勧告する由。今後は、国は標準的な水準を示し、後は自治体が条例にそって実施することになる。いずれ「ひもつき補助金」は廃止され、使い道が自由な「一括交付金」に変わると共に税源移譲も進む。茅ヶ崎市は、地方分権をどう受け止め、実施しようとするのか目下のところ不明で、市民はただ想像をめぐらすのみである。自治基本条例で、その基本的な考え方、スタンスを示すべきである。	1	自治基本条例は茅ヶ崎市の自治の基本的な事項を定めるものですのであり、その制定は、地方分権の進展や少子高齢社会の進行など社会構造の変化に伴い、市民・議会・行政が今後の本市のあり方を検討し、その仕組みを創り上げることにより、市民主体による自治の一層の推進を図ることにあると考えます。 素案では、市民の市政への参加、協働、地域のコミュニティの活性化をキーワードとして、自治の基本理念、市民の権利と責務、議会や市長の責務などについて規定しています。
370	その他	他の条例との関係性・整合性を明記する。茅ヶ崎市には既に１７８本の条例が存在すると聞いている。しかし一般市民はそれらの存在と内容が十分わかっていない。それを少しでも改善するため、可能な限り、自治基本条例の各条項の末尾に関連する条例名を記載し、市民が各条例にアクセスし易いようにするべきではないか。	1	茅ヶ崎市には現在181の条例（平成21年9月30日現在）があります。素案では「２条例の位置付け」⑵で「市は、市の条例の制定、改廃若しくは施行又は政策の策定、改廃若しくは実施に当たっては、この条例に定める事項を遵守しなければならないことを定めます。」としているところであり、また、「17政策法務等」の中で、「この条例の趣旨にのっとり、市の条例等を体系的に整備しなければならない」としているところです。また、いただいたご意見につきましては、自治基本条例制定後に、逐条解説等を作成する際の参考とさせていただきます。
371	その他	これからは男女共同参画社会でなければ、解決できません。「共生」という語と「男女共同参画」ということは違います。なぜ、国が男女共同参画社会基本法を制定したのかを、今一度ふり返り、ぜひ、条例の文言に明記し、今後の茅ヶ崎の自治が男女平等に参画できるものになるよう条例文に工夫をお願いします。意識も含めて大変遅れている分野でもあります。 ＊　本来の用語としては「男女平等参画」だと思いますが、国の法令に従って「男女共同参画」を使います。	1	素案の「５市民の権利」⑵の市政に参加する権利は、男女を問わず市民が市政に参加する権利を有するということであり、また「16市民参加」の⑵の参加の機会の均等の中には男女参加の機会均等も含まれています。 自治基本条例は、本市における自治の基本的な事項を定めるものですから、性別など個別の属性を取り上げて規定することは適切でないと考えます。
372	その他	自治基本条例制定後の取り組みが重要と考えます。個別条例の早急な整備や様々な主体による条例に定めた内容の実践を望みます。	1	ご意見のとおり、「条例制定後の取り組みが重要」であると考えます。市の素案では、条例の目的を「地方自治の本旨にのっとった茅ヶ崎市における自治を推進すること」としており、市民の権利、市民と市との情報共有、市民の市政への参加、協働などについて規定しています。具体的には、市民参加のための環境整備、市民参加条例の制定、第三者による行政評価の仕組み整備、職員通報など新たな仕組みや、監査制度の充実などを規定しているところであり、条例制定後は、こうした取り組みを進めてまいります。

373	その他	この（素案）条例は一般市民が見ても解る人がどの位いるのか疑問に思います。趣旨説明を読まないと解らない。25コミュニテイ⑶公益の増進に取り組むコミュニテイ造語みたいなものでなく具体的に表わしてください。	1	自治基本条例も条例の一つですから、法令用語として一定の意味をもって使用しているものなど、他の語句に置き換えることができないものもあります。なお、分かりにくい場合は、自治基本条例制定後に作成する逐条解説等の中で説明してまいります。
374	その他	地方公共団体が制定する自治基本条例は、中央政府がこれまで全国一律の公共サービスを展開してきた「自治」のあり方を改めて、各地方の住民自身が地域再生への知恵を競い合う仕組みへの転換のため、そのまちの自治のあり方の骨格を形成する目的で制定するものと思う。	1	自治基本条例は茅ヶ崎市の自治の基本的な事項を定めるものですのであり、その制定は、地方分権の進展や少子高齢社会の進行など社会構造の変化に伴い、市民・議会・行政が今後の本市のあり方を検討し、その仕組みを創り上げることにより、市民主体による自治の一層の推進を図ることにあると考えます。
375	その他	条例と法律との関係は重要である。住民に関わることは全て条例で制定することができ、必要な事でもある。そのためには事前調査や住民の話し合いも出てくる。このようなプロセスを保証してくれるものが自治基本条例であると考えるとさらに重要である。	1	いわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体が自ら条例を制定できる範囲が拡大しました。これに伴い説明責任、市民参加、情報共有が益々重要になっています。 素案では、条例の目的を「地方自治の本旨にのっとった茅ヶ崎市における自治を推進すること」とし、市民の市政への参加の権利、市の説明責任、市民と市との情報共有などについて規定しています。
376	その他	茅ヶ崎市自治基本条例(素案）を読みましたが、自治を推進する条例というよりは市や市長さんのお仕事マニュアルのようで市民が進んで参加したくなる条例にはなっていないように思います。もう少し市民が参加できるような条例にしてください。	1	茅ヶ崎市における自治は、市民自身による自治と議員及び市長の選挙を通じて主権を有する市民から市へ信託された自治によって構成されています。自治基本条例は、自治の基本を定める条例ですから、市民から市へ信託された自治の部分にあたる市政運営における基本的な考えや仕組みについても規定されることになります。市民参加につきましても、市民の市政への参加権や市民参加のための様々な方法の整備について規定するとともに、市民参加に関する条例の制定についても規定しているところです。
377	その他	「ます」の文言で統一した方がよいと思います。	1	「ます」とした場合、それが一定の作為義務を課したものなのか、努力義務を課したものなのか、あるいは一方的な宣言にすぎないものなのか、分かりにくい場合もあると考えますので、本文については「ます」の表記はしません。 なお「前文」は、この条例の制定の趣旨や背景、条例が目指しているものなどを宣言するものですから、親しみやすい文章とするために「ます」の表記をしてまいります。
378	その他	議会対策もあり、「定めます」の表現は、別に定めるの規定もあり、読み難かった。	1	素案では、規定の末尾を原則として「定めます」としましたが、これは、ご意見のとおり、今後議会に提案する条例案との違いを表すためにこうした表現方法としたものです。

379	その他	改めて、素案を読んで何かが欠けていると考えていました。 結論から、危機管理（災害対策）の条文もたてることを提言します。 ・市民活動サポートセンター備付の「茅ヶ崎市地域防災計画」等の冊子を読んでみて、必要と確信しました。 ・他条例とのバランスの問題とお考えと思いますが、基本条例にも記載があってこそ、地域防災計画や水害対策マニュアルが生きてくると思います。 ・単独条例か市政運営の一項目（または市長の責務？…に入れている例もあり）の両案が考えられます。 ①　単独条例 危機管理（災害対策いずれも可） 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命および財産の安全確保に努めるとともに、 市民、事業者、関係機関との協力、連携または相互支援を進めるなど、総合的かつ機動的な危機管理の強化を図ります。 ②　他条例の一項目 １２．市政運営の基本原則 ⑵として、市民の身体・生命・財産を守り、暮らしの安全・安心を確保するとともに、緊急時に総合的かつ機動的な活動が図れるよう危機管理の体制を確立します。 ＊　項目の組み替えも必要かもしれません。 前文も受けている、防災計画のＰＲにもなります。	1	自治基本条例は茅ヶ崎市の自治の基本的な事項を定めるものですので、原則として個別具体的な内容や政策的な内容は他の個別条例、計画等で規定することとしました。 ご意見としていただいた「危機管理」につきましては、自治の制度や仕組みというより、総合計画の中に位置づけられる政策というべきものですから、素案には規定しておりません。
380	その他	第５－４　危機管理　素案に欠落している『危機管理』を加える必要がある。 追加条文 市は、天災等緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を確立する。また、これを強化するために、市民、事業者、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。 追加の理由 まちづくりにおける防犯・防災の視線と観点が欠落しているので、市民の生命、財産を、守るべき最低限の条文は必要不可欠である。	1	
381	その他	自治基本条例が、かかる潮流のなかで、制定されるべきものと、市会議員の方は何処まで承知されているのか気がかりですが。（杞憂でしょうか）	1	市議会に対しては、平成21年５月に条例のあらましである（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要を、また、８月に条例「素案」を報告するなど、自治基本条例の検討状況に合わせて、節目ごとに報告し、ご意見をいただいてまいりました。
382	その他	パブリックコメントの結果は、何月の上旬くらいに発表するというふうにしてください。	1	パブリックコメントの結果の公表時期については、現在もパブリックコメントの期間終了後に、○月頃というように、ホームページ（市民参加情報カレンダー）や本庁舎２階にあります「市民参加のおしらせ」掲示板などでお知らせしています。

383	その他	素案説明会および資料で感じたこと ①自治基本条例の説明を初めて聞く方たちも少なからず出席されていると思いますが、「12地区意見交換会」「概要説明会」などの説明会を経て出席されている方も多いとみました。 ②素案と概要説明会との変更点と、検討委員会とも直近で会議をもったことを、もっと強調してもよかったと感じました。 ＊　質問があれば回答説明を小出しにしている印象は、行政への不信の因にもなりかねません。ご努力が勿体ないと感じました。	1	これまでも、広報紙や説明会などにより、条例のあらましである（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要や素案の内容、さらには制定の意義等をご説明し、ご意見を伺ってまいりましたが、いただいたご意見につきましては、今後、説明会等を実施する際の参考とさせていただきます。 なお、市民検討委員会と市の意見交換は、平成21年２月に骨子の報告を頂く前に１回、骨子の提出後に２回、条例（案）の概要を策定する段階で３回、条例の素案を策定する段階で３回、さらにパブリックコメント手続終了から９月末までの間に３回、合計で12回行われています。
384	その他	③これまでも大変お骨折りだったと思いますが、他の自治体でも難産だったと仄聞しています。茅ヶ崎では、市民と行政および議会が一体となって創りあげたと言われると嬉しいです。どうか、三位一体で創り上げた「基本条例」と多くの市民から理解と「共感」を得て採用されるよう今後もご努力を願います。	1	自治基本条例は茅ヶ崎市の自治の基本的な事項を定めるものですので、その制定は、地方分権の進展や少子高齢社会の進行など社会構造の変化に伴い、市民・議会・行政が今後の本市のあり方を検討し、その仕組みを創り上げることにより、市民主体による自治の一層の推進を図ることにあると考えます。 今後とも、本市の自治に関する意識や、認識の共有を図りながら自治基本条例の制定に向けて取り組んでまいります。
385	その他	前回のパブリックコメント「（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）概要」のH21．６．15～26の意見募集では、意見募集唐突であり募集期間も短かったように思います。	1	これまでも、広報紙や講演会などで自治基本条例の検討状況をお知らせしてまいりました。 また、（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要についての意見募集期間が短かったのは、パブリックコメントを行う前の二次的な意見募集であったことによるものです。
386	その他	今回も一市民として急であり度重なっているように思います。	1	
387	その他	自治基本条例は茅ヶ崎市の憲法だと思います。なのに進め方が急過ぎるように思えます。	1	自治基本条例につきましては、平成17年度より検討を始め、これまでも、広報紙や講演会などで自治基本条例についてお知らせしてまいりました。また、自治基本条例は、茅ヶ崎市の自治の基本を定める条例ですので、条例素案について12地区での説明会やパブリックコメントを行うだけではなく、その前の段階で、条例のあらましである（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要を策定し、説明会を開催するとともに、市民の皆さまのご意見を伺ってまいりました。
388	その他	広報掲載や説明会実施にしてもなにか急いでいるようですし、ＰＲも不足しているように思えます。	1	

389	その他	今回のパブリックコメントも多分応募が少ないのではと思います。（これまでのパブリックコメントの応募が少ないと聞いているからです。）募集したのなら一定程度回答（個々に）できないでしょうか。	1	パブリックコメントに対する回答につきましては、できるだけいただいたご意見ごとに個別に回答するよう努めますが、同様のご意見や回答内容が同じとなる場合は、取りまとめて回答することもあります。
390	その他	①市民検討委員会で作成された骨子について、５つの視点などと採点するような形で勝手な概要をつくりあげ、その概要を元に素案まで作ってしまう暴挙は理解できません。市民検討委員会は何のために位置づけられたのでしょうか？条例の元ともならない骨子をつくるために無駄な年月を費やし、ガス抜きをさせられただけなのでしょうか。まず、どうして骨子と概要を検討委員会で話し合いその上で出来上がる素案という形にできなかった理由を説明してください。市民意見が反映されない条例には反対です。 ②市民の骨子を採点する5つの視点は誰が考えたのでしょうか？法律に規定されている事項は規定しないとは、古い考えで条例を作ろうとしているとしか思えません。それぞれの自治体で定める条例は市民の求めがあれば制定できるはずです。自治基本条例は古い考えにとらわれた自由の無い条例ではないはずです。そうした話し合いをしていないような条例には反対です。内容を詰めることが目的であるのに、話し合いをせずに条例制定を目的にしているのではないですか。時間をかけて話し合うべきです。	1	市民検討委員会は、本市の自治基本条例について、市民の立場から意見を取りまとめていただくために設置したものであり、平成21年2月にその意見をとりまとめた「骨子」を市に提出していただきました。 市としましては、ご提出いただいた「骨子」を参考に、条例のあらましである（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要を策定し、さらには今回のパブリックコメントの対象となった条例の素案を策定してまいりましたが、その際には、市民検討委員会の骨子だけでなく、昨年行われた12地区での意見交換会や条例の概要に対する市民の皆さまのご意見なども踏まえながら条例の検討を行ってまいりました。 こうしたことから、策定された条例（案）の概要や素案と市民検討委員会のご意見とでは異なる部分も存在しますが、市民検討委員会と市との間で条例案の検討を行うのではなく、意見の相違は相違として市民の皆さまにお示しして、パブリックコメントを初めとして、さらに広く市民の皆さまのご意見をお聞きすることこそ市民参加であると考えます。 市としましては、市民検討委員会の骨子を参考にして条例案を検討するに当たり、主に５つの視点から検討を行ってまいりました。 条例案を検討する上での５つの視点にある「1　条例は法律を踏まえてつくられるので、法律に規定されている事項は規定しない」こととした理由の一つは、法律に規定されている内容を改めて条例に規定するとした場合に、どの規定を取り入れるのか取捨選択の基準が難しいということです。また、法律に規定されている内容をあらためて条例で規定する場合、同じ法律の規定でありながら、自治基本条例に規定するものと、規定しないものがあることで、かえって分かりずらいものになるということが考えられます。また、法律に規定されている内容を改めて条例に規定することにより、この自治基本条例の条文数が膨大かつ煩雑になることも考えられます。以上のことから、法律に規定されている事項は規定しないこととしました。 なお、市民検討委員会と市の意見交換は、平成21年2月に骨子の報告を頂く前に１回、骨子の提出後に２回、条例（案）の概要を策定する段階で３回、条例の素案を策定する段階で３回、さらにパブリックコメント手続終了から９月末までの間に３回、合計で12回行われています。

391	その他	素案の趣旨説明は、何についての説明なのでしょうか。市民骨子を採用しなかった理由説明をここにさく必要はないはずです。そうした説明は別の形で行ってください。例えば、条例の位置づけの説明では条文中最高規範という用語を使用していないにもかかわらず最高規範という用語を使わなかった理由を説明していますが、それは素案の趣旨説明ではありません。骨子を採用しない理由は、概要を説明したときに終えているのではないですか。	1	市の素案は、これまでにいただいたご意見を踏まえ作成しておりますので、必要に応じて、これまでにいただいたご意見に対する素案の考え方を趣旨説明として記載しています。
392	その他	今後は、市民参加型の市政運営は時代の流れです。その良い手本となるべく、市民委員の方と十分論議を尽くして創り上げていただきたい。素案と市民検討委員会骨子と二者択一ではなく、十分な論議の上、どちらがより市民自治の基本理念にかなうかの観点で妥協点を探る努力をして欲しい。	1	市民検討委員会と市の意見交換は、平成21年2月に骨子の報告を頂く前に１回、骨子の提出後に２回、（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要を策定する段階で３回、条例の素案を策定する段階で３回、さらにパブリックコメント手続終了から９月末までの間に３回、合計で12回行われています。
393	その他	市民検討委員会が長い時間をかけて自治基本条例骨子を作りあげたのに対して市として十分な話し合いをしたのか。	1	
394	その他	市民参加による条例策定の過程そのものが、重要であったはずだが、市民検討委員会と職員プロジェクトとの意見交換、条例調整会議との意見交換が充分でなかった様子が伺える。市民参加は分権改革を経て新しい段階に入っていることを、市長および行政担当者は理解するべき。	1	
395	その他	①自治基本条例の基本理念は、市民主権、市民参加と情報共有である。市の素案では市民検討委員会の素案骨子に盛り込まれた上述の理念である市民主権、市民参加を著しく後退させている。従来通り市主導で行政を行い、市民参加を極力最小限に抑えようとの意図が行間から読み取れるのは残念なことである。	1	素案では、茅ヶ崎市における自治を推進していく上での基本的な考えとして茅ヶ崎市の自治が主権を有する市民の意志と責任に基づくこと、市民が地域社会の形成に等しく加わる機会が保障されること、市民が相互にまた、市民と市が連携協力することを自治の基本理念として定めています。また、市政を運営していく上で基本原則として、市政説明の原則、情報共有の原則、市民参加の原則の３つを基本原則に規定しています。

396	その他	②市は市民が行政の主権者であり、市民参加が重要なことを唱えながら、一方で３年７ヶ月を要した市民検討委員会の提案骨子を骨抜きにした市の素案を策定して、これについてパブリックコメントを実施するやり方には異議がある。市民検討委員会に市が期待した役割は何であったのだろうか？今回のようなプロセスは、自治基本条例により市民参加の環境を整えて市民参加を促し、市民との協力関係を築いて自立した地方行政を確立しようとする自治基本条例の本来の目的に逆行し、皮肉にも今後の市民参加に対する市の熱意を奪い、市民との協力関係に水を差す負の効果をもたらすことを指摘する。一市民として市民主権、市民参加に対する市の今後の対応を注視していく所存である。	1	市民検討委員会は、本市の自治基本条例について、市民の立場から意見を取りまとめていただくために設置したものであり、平成21年2月にその意見をとりまとめた「骨子」を市に提出していただきました。 市としましては、提出いただいた「骨子」を参考に、条例のあらましである（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要を策定し、さらには今回のパブリックコメントの対象となった条例の素案を策定してまいりましたが、その際には、市民検討委員会の骨子だけでなく、昨年行われた12地区での意見交換会や条例（案）の概要に対する市民の皆さまのご意見なども踏まえながら条例案の検討を行ってまいりました。 こうしたことから、策定された条例（案）概要や素案と市民検討委員会のご意見とでは異なる部分も存在しますが、市民検討委員会と市との間で条例案の検討を行うのではなく、意見の相違は相違として市民の皆さまにお示しして、パブリックコメントを初めとして、さらに広く市民の皆さまのご意見をお聞きすることこそ市民参加であると考えます。 また、市民検討委員会と市の意見交換は、平成21年2月に骨子の報告を頂く前に１回、骨子の提出後に２回、条例（案）の概要を策定する段階で３回、条例の素案を策定する段階で３回、さらにパブリックコメント手続終了から９月末までの間に３回、合計で12回行われています。
397	その他	今回のパブリックコメントの方法が変です。 市民検討委員会の骨子と行政側の案と並べて、市民の意見を求めるべきです。やり直してください。 茅ヶ崎市民のための自治基本条例を作るのに、市民検討委員会の骨子を隠しているような姿勢は誤解を招きます。いつまでも古い体制を続けることは、市民への安心安全につながりません。又、市民サービスへの向上を目指して頑張っている職員の、働く意欲が半減しかねません。ぜひ、やり直してください。	1	
398	その他	茅ヶ崎市では、自治基本条例を市民参加で制定しようと、公募の市民検討委員会委員が市長の委嘱を受けて３年余りかけて同条例骨子案を市長に提案したが、その内容は行政素案に充分生かされず、公募市民検討委員会と行政は素案内容で対立したまま地区別意見交換会や今回実施されたパブリックコメントが実施されていると認識している。	1	
399	その他	茅ヶ崎市自治基本条例素案（素案）の目的のなかに「地方自治の本旨にのっとた茅ヶ崎市の自治を推進する」などとあります。この目的は、極めてあいまいで、素案全体があいまいで、素案をもとに基本条例ができても、市民主体のまちづくりはできず、行政運営もほとんど従来とかわらないと感じました。 そこで、すくなくとも「市民検討委員会」がまとめた点を盛り込んだ素案にすることを提案します。それは、市民感覚でまとめた案であり、行政のまとめた素案より茅ヶ崎市の市政運営等が改善できると考えます。	1	ご意見として参考とさせていただきます。 なお、素案では、条例の目的を「地方自治の本旨にのっとった茅ヶ崎市における自治を推進すること」としています。「地方自治の本旨」とは、「地域の政治及び行政が主権を有する市民の意思と責任に基づき、国から独立した法人格を有する地方公共団体により自主的に行われること」ということであり、「団体自治」と「住民自治」を意味しています。「団体自治」は「住民自治」のための仕組みですから、「住民自治」の推進がこの条例の主な目的ということになります。

400	その他	茅ヶ崎市自治基本条例　骨子　報告書 2009年2月28日「茅ヶ崎市自治基本条例（仮称）」市民検討委員会に対して（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例調整会議による検討がなされたと書いてある。 １．なぜ調整会議による検討がなされねばならないのかをお伺いします。 ２．またこの調整会議の議事録を公開してください。 ３．5月に概要作成、6月に意見募集とあるがその意見を報告してください。 ４．7月　素案作成　7月～9月地区ごとの素案説明会実施・その内容を分類して報告してください。特に項目１，２，３，４について報告をお願いしてパブリックコメントのスタートとしたい。	1	自治基本条例は茅ヶ崎市の自治の基本的な事項を定めるものですので、その制定は、市民・議会・行政が今後の本市のあり方を検討し、その仕組みを創り上げていく必要があります。こうしたことから、市民検討委員会の意見をはじめ、多くの市民の皆さまのご意見を参考にするとともに、行政として必要な検討を行うため、（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例調整会議を設置しました。 （仮称）茅ヶ崎市自治基本条例調整会議は、行政の内部組織ですので、会議録は作成しておりません。 ６月に実施いたしました条例のあらましである（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要に関する説明会と意見募集でいただきました市民の皆さまのご意見や素案に関する12地区説明会での市民の皆さまのご意見につきましては、市のホームページ（企画調整課のページ）に掲載しています。
401	その他	本条例をつくることは、茅ヶ崎の市民も行政も自治に向けて頭を切り替えなければいけないということである。私たち市民は、郷土茅ヶ崎を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、このまちに住むことを誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとして、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの茅ヶ崎において実現するために条例制定のプロセスを再考し整備し直す必要がある。本年12月議会提出等見切り発車はご法度である。	1	地方自治の本旨にのっとった茅ヶ崎市の自治を推進するためには多くの市民の参加により、この条例が策定されることが重要であると考えます。 そこで市としては、条例素案についてパブリックコメントを行う前の段階で、条例のあらましである（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要を策定し、説明会を開催するとともに意見募集を行いました。 また、そこでのご意見などを踏まえて条例の素案を策定し、12地区説明会やパブリックコメントを行ってきたところです。 条例制定に当たり求められるプロセスは適正に行ってきたものと認識しています。
402	その他	まちの自治は、日本国憲法第92条で住民自治と団体自治とが保障され、法律で定められた権利であるが、市民自治を司る市民と団体自治を司る行政が条例制定で市民参加を行いながら対立し、結果として条例制定後パートナーシップで協働すべき主体同士が相互不信を募らせる構図は、茅ヶ崎のまちづくりの将来に大きな禍根を残すものと危惧する。	1	市としましては、提出いただいた「骨子」を参考に、条例のあらましである（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要を策定し、さらには今回のパブリックコメントの対象となった条例の素案を策定してまいりましたが、その際には、市民検討委員会の骨子だけでなく、昨年行われた12地区での意見交換会や条例（案）の概要に対する市民の皆さまのご意見なども踏まえながら条例（案）の検討を行ってまいりました。 こうしたことから、策定された条例（案）の概要や素案と市民検討委員会のご意見とでは異なる部分も存在しますが、市民検討委員会と市との間で条例案の検討を行うのではなく、意見の相違は相違として市民の皆さまにお示しして、パブリックコメントを初めとして、さらに広く市民の皆さまのご意見などをお聞きすることこそ市民参加であると考えます。

403	その他	市民参加で長い期間をかけて熱心に検討されてきた委員の方・担当職員の方に敬意を表します。 いくつかの自治体で同じように自治基本条例を作っていますが、茅ヶ崎らしさは？ よその条例の良いところはいただき、より以上の条例になりますよう、これからも十分な検討をお願いします。	1	これまで、様々な場面でいただいた多くの市民の皆さまのご意見などを踏まえ、また、すでに制定されている自治体の自治基本条例を参考にしながら、茅ヶ崎市にふさわしい条例の制定に向けて取り組んでまいります。
404	その他	市民だれもがわかりやすい条例文になりますように、茅ヶ崎に生まれ育つ子どもたちも市政を担う一員との理解ができるような内容だといいのですが。できるだけ行政用語・お役所用語といわれるような語句をさけて、わかりやすい語句にして欲しい。	1	法令用語として一定の意味をもって使用しているものなど、他の語句に置き換えることができないものもあります。分かりにくいものがある場合は、自治基本条例制定後に作成する逐条解説等の中で説明してまいります。
405	その他	市民の意見をただ聞きましたよというポーズだけのパブリックコメントであってはならないし、市民検討委員会を作る意味もよく考えてほしい。	1	市民検討委員会のご意見をはじめ、これまで様々な場面でいただいた他の多くの市民の皆さまのご意見などを踏まえ、条例の制定に向けて取り組んでまいります。
406	その他	たくさん要望しましたが、ぜひ、しっかり検討してくださるようお願い致します 。	1	ご意見として承ります。
407	その他	条例制定の意味 その目的は何だったのか、作っただけに終わりそうだ。そうはならない様に、原点に帰って、作って欲しい！！	1	
408	その他	自治基本条例の素案では市民の自治を尊重していないように思えてなりません。再度検討していただきたい。	1	
409	その他	２００９．２．２８に報告された市民検討委員会の骨子の「前文」をみて、茅ヶ崎市民一人一人に対するいつくしみを感じました。自治基本条例は誰のためにあるものなのかを改めて実感いたしました。 市民検討委員会の骨子にある「前文」そのままを取り入れて、「前文」にあわせて全てを検討してください 古い体制の中の市政で改めてほしいことがありましたが、市民検討委員会の骨子を見て明るい希望を感じました。 どうか、市民検討委員会の骨子を素直な心で、もう一度読み取ってください。 なぜ、行政側が作った茅ヶ崎市自治基本条例素案は、市民検討委員会の骨子からかけ離れたものとなっているのでしょうか。行政側の茅ヶ崎市自治基本条例素案は、市民へのいつくしみは感じられません。自治基本条例は誰のためにあるものなのでしょうか。行政側が作ったものを見ていると、ずれを感じます。	1	自治基本条例は、茅ヶ崎市における自治の基本を定めるものですから、多くの市民、議会、行政が一体となって作り上げるものであり、市民検討委員会と市の調整だけで条例案を作り上げるものでありません。 そこで、市といたしましては、市民検討委員会から提出いただいた「骨子」を参考に、条例のあらましである（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要を策定し、さらには今回のパブリックコメントの対象となった条例の素案を策定してまいりましたが、その際には市民検討委員会の骨子だけでなく、昨年行われた12地区での意見交換会や条例（案）の概要に対する市民の皆さまのご意見、さらには議会のご意見などを踏まえながら条例案の検討を行ってまいったものです。
410	その他	市民集会で言論の圧力と制限発言の公務員は不必要	1	

411	その他	最初に、この「茅ヶ崎市自治基本条例（素案）」をまとめられた市の関係者の方々、並びに骨子報告書を作られた市民検討委員会の方々に敬意を表します。	1	ご意見として承ります。
412	その他	市民の要望　市長は職員を通じてうそをいわない事	1	
413	その他	市の素案全般に（書かれているのは、）市が市民よりも主体になっているように書かれている。	1	自治基本条例は、茅ヶ崎市における自治の基本を定めるものであり、この「自治」には、市民自身が行う自治と議員や市長の選挙を通じて主権を有する市民から市に信託された自治である「市政」の２つがあります。 したがいまして、自治基本条例には「市政」に関する規定が含まれますが、これは、「市」や「議会」や「市長」が何を行うのかという視点からの規定になります。
414	その他	パブコメ結果後の条例の見直しをお願いします。	1	パブリックコメントをはじめ、これまでにいただいた多くの市民の皆さまのご意見などを踏まえ、条例案を策定してまいります。
415	その他	この意見に対する市の考え方よりも、意見を取り入れるかどうかを明確にしてください。	1	パブリックコメントによって提出された意見の取扱いについては、市のパブリックコメント手続に関する指針の解釈運用基準に基づいて対応してまいります。なお、この解釈運用基準では、提出された意見の内容及びそれに対する市の考え方並びに案の修正を行った場合は、その内容を公表するとされています。
416	その他	素案は、各所に条文未完な個所が多く、素案の体をなさない。条文が完成したら再度パブリックコメントを実施すべき代物です。	1	パブリックコメントをはじめ、これまでにいただいたさまざまなご意見を踏まえ、条例案を策定してまいりますが、これについてパブリックコメントを行う考えはありません。
417	その他	市民検討委員会の委員の方々をはじめ、企画部（企画調整課）職員皆様の３年強にわたるご努力には、感謝しています。段々と目指す方向が判ってきました。（それなりに問題点も）	1	ご意見として承ります。
418	その他	全体として市の素案に賛成です。	1	
419	その他	市の素案はよくできているので、そのとおり条例になることを望みます。	1	
420	その他	市民と行政が協働で自治基本条例を作った実例を紹介する。ぜひ見習ってほしい。 例）流山市自治基本条例	1	
421	その他	6月の広報紙に載っていた内容と比べるとよくなっていると思います。	1	

422	その他	概要から素案になって、ずいぶん条例らしくなってきたと感じる。これからも細かい文章は検討されるでしょうが、大まかな考え方はこれでいいのではないかと思います。パブコメというのは、市の案に反対の人が書いてくることが多くて、賛成の人は書いてこないでしょう。市民委員は市民の代表でないですから、市の考えと違いがあるでしょう。後は議会の判断だと思う。	1	
423	その他	自治基本条例が検討されてきてからもう４年も経っている。やっと市の案が出てきたという感がある。市民検討委員会の説明でも意見を言ったし、概要でも意見をいった。もういいかげんに案を固めて、あとは議会が自分の意見で判断する時期である。いつまでも、もっと市民の意見を聴いてなどといっているのではなく、議会の役割を果たしてほしい。	1	市では、広く市民の皆さまのご意見をお聞きしながら自治基本条例を策定するため、（仮称）茅ヶ崎市自治基本条例（案）の概要について説明会及び意見募集を行うとともに、素案について12地区の説明会やパブリックコメントを行ってまいりました。これまでの多くの市民の皆さまのご意見などを踏まえて条例案を策定し、議会へ提案してまいります。
424	その他	自治基本条例の（素案）については、市民によるまちづくりを推進していくうえでの基本的ルールということで、各責務について説明がされています。 今後、この条例の趣旨をいかに市民、職員に周知していくかということが大きな課題であると考えますが、個々の内容については、おおむねわかりやすい内容になっていると思います。	1	今後も、自治基本条例について多くの市民の皆さまにご理解いただけるよう、周知に努めてまいります。
425	その他	自治基本条例の必要性については、いろいろな意見はありますが、市民が市政へ参加しやすい、また市も市民の意見を取り入れやすくなるルールとして必要だと思います。	1	自治基本条例は、自治を推進するための基本的な事項を定めるものであり、ご意見のとおり、市民参加に基づく市政運営が大きな柱の一つとなっています。
426	その他	自治基本条例については、様々な自治体で策定されているが、一時的な地域課題に対応するため、市民優先的発想に偏りすぎてしまうものもある。自治基本条例は、市民、市議会、市長がそれぞれの責務に基づき、自治を実現することが本旨と考える。 自治は、「市民自身による自治」と「主権を有する市民から市へ信託された自治」によって構成されるべきで、市民は、１人ひとりが、個人として尊重され、自らの責任と意思に基づき自己決定することが担保されていることが重要である。 その点から見ると、本条例案は、大変熟考されており、奇をてらったものではなく、わかりやすくバランスのとれたものであると評価する。 今後、条例制定の後、条例に基づいたシステムをしっかりと作り上げ、迅速に対応していただくことを期待する。	1	ご意見のとおり、自治基本条例は、市民、議会、行政が一体となって自治を推進するための基本となる事項を定めたものです。この基本となる事項の中には、自治を推進するために必要な諸制度が定められていますので、条例制定後は、この諸制度の具現化に向けて取り組んでまいります。

427	その他	素案の考え方が趣旨説明に載っていたので、考え方がよくわかってよかった。広報紙には市民検討委員会の骨子も載っているから、それとの比較もできた。いずれにせよ、市民検討委員会の骨子は、自分たちの思いを好きなようにまとめたものだから、文章や理屈もおかしなものも多いので、市で責任を持って作ってほしい。	1	パブリックコメントを始め、これまでにいただいた多くの市民の皆さまのご意見などを踏まえ条例の制定に向けて取り組んでまいります。